

2025 年度

大學院學則

法務研究科含む

慶應義塾大學

大学院学則 目次

第1節 総 則	1
第2節 課程及び組織	1
第3節 教育課程	3
第1 文学研究科	3
第2 経済学研究科	13
第3 法学研究科	16
第4 社会学研究科	21
第5 商学研究科	27
第6 医学研究科	32
第7 理工学研究科	44
第8 経営管理研究科	51
第9 政策・メディア研究科	57
第10 健康マネジメント研究科	62
第11 システムデザイン・マネジメント研究科	67
第12 メディアデザイン研究科	70
第13 薬学研究科	73
第4節 課程修了の認定および成績評価	76
第5節 学位及びその授与	77
第6節 入学, 留学, 休学, 退学および再入学	77
第7節 入学検定料, 授業料その他	79
第8節 教員組織	80
第8節の2 事務組織	80
第9節 運営組織	80
第10節 収容定員	82
第11節 研究指導施設	83
第12節 科目等履修生, 特別聴講生, 特別短期留学生, 研究生および委託研究生	83
第13節 学年, 学期および休校日	84
第14節 厚生保健施設及び寄宿舎	84
第15節 賞 罰	85
第16節 奨学制度	85
第17節 改廃手続	85
附 則	85
別 表	86

大学院法務研究科学則 目次

第1章 総 則	98
第2章 課程および組織	98
第3章 教育課程	98
第4章 成績評価ならびに進級および課程修了の認定	107
第5章 学位およびその授与	109
第6章 入学, 留学, 休学, 退学および再入学	109
第7章 入学検定料, 入学金, 授業料その他	111
第8章 教員組織	111
第9章 事務組織	111
第10章 運営組織	111
第11章 収容定員	113
第12章 教育施設	113
第13章 科目等履修生, 特別聴講生, 特別短期留学生, 研修生, 法曹リカレント教育研修生および委託研修生	113
第14章 学年, 学期および休校日	114
第15章 厚生保健施設および寄宿舎	115
第16章 賞 罰	115
第17章 獎学制度	115
第18章 改廃手続	115
附 則	115
別 表	116

大 学 院 学 則

第1節 総 則

第1条 本大学大学院は、本塾建学の精神に則り、学理及びその応用を教授研究し、学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2① 本大学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

② 前項については、別に定める。

第2節 課程及び組織

第2条 本大学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置き、その課程を次の各号に区分する。

- 1 次号から第5号までに掲げるものを除き、博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期博士課程（2年）及び後期博士課程（3年）に区分し、前者を修士課程として取り扱うものとする（以下「修士課程」という。）。
- 2 医学に関する博士課程および薬学に関する博士課程のうち薬学専攻の標準修業年限は、4年とし、前期および後期の区分は設けないものとする。
- 3 経営管理、政策・メディア、健康マネジメント、システムデザイン・マネジメント及びメディアデザインに関する修士課程の標準修業年限は、2年とし、後期博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 医学に関する修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 5 法学に関する専門職学位課程のうち法曹養成専攻の標準修業年限は、3年とし、グローバル法務専攻の標準修業年限は、1年とする。

第3条① 本大学大学院は、次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程	区分
文学研究科	哲学・倫理学、美学美術史学、史学、国文学、中国文学、英米文学、独文学、仏文学、図書館・情報学	博士課程	第2条第1号
経済学研究科	経済学	博士課程	第2条第1号
法学研究科	民事法学、公法学、政治学	博士課程	第2条第1号
社会学研究科	社会学、心理学、教育学	博士課程	第2条第1号

商 学 研 究 科	商学	博 士 課 程	第2条第1号
医 学 研 究 科	医科学	修 士 課 程	第2条第4号
	医学研究系、医療科学系	博 士 課 程	第2条第2号
理 工 学 研 究 科	基礎理工学、総合デザイン工学、開放環境科学	博 士 課 程	第2条第1号
経 営 管 理 研 究 科	経営管理	修 士 課 程	第2条第3号
	経営管理	後期博士課程	
政策・メディア研究科	政策・メディア	修 士 課 程	第2条第3号
	政策・メディア	後期博士課程	
法 務 研 究 科	法曹養成（法科大学院）	専門職学位課程	第2条第5号
	グローバル法務		
健康マネジメント研究科	看護学、公衆衛生・スポーツ健康科学	修 士 課 程	第2条第3号
	看護学、公衆衛生・スポーツ健康科学	後期博士課程	
システムデザイン・マネジメント研究科	システムデザイン・マネジメント	修 士 課 程	第2条第3号
	システムデザイン・マネジメント	後期博士課程	
メディアデザイン研究科	メディアデザイン	修 士 課 程	第2条第3号
	メディアデザイン	後期博士課程	
薬 学 研 究 科	薬科学	博 士 課 程	第2条第1号
	薬学	博 士 課 程	第2条第2号

② 法務研究科については、別に定める。

③ 各研究科および各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表7のとおりとする。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第5条 後期博士課程ならびに医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第6条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

第7条～第9条 削除

第10条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- 1 講義及び演習については、毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。
- 2 実験及び実習については、各研究科において別に定める。

第3節 教育課程

第1 文学研究科

修士課程

第11条① 文学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

哲学・倫理学専攻

哲学特殊講義 I (2)
哲学特殊講義 II (2)
哲学特殊講義 III (2)
哲学特殊講義 IV (2)
哲学特殊講義 V (2)
哲学特殊講義 VI (2)
哲学特殊講義 VII (2)
哲学特殊講義 VIII (2)
哲学特殊講義 IX (2)
哲学特殊講義 X (2)
哲学特殊講義 XI (2)
哲学特殊講義 XII (2)
哲学特殊講義 XIII (2)
哲学特殊講義 XIV (2)
哲学特殊講義 XV (2)
哲学特殊講義 XVI (2)
哲学特殊講義演習 I (2)
哲学特殊講義演習 II (2)
哲学特殊講義演習 III (2)
哲学特殊講義演習 IV (2)
哲学特殊講義演習 V (2)

美学美術史学専攻

美学芸術学特殊講義 I (2)
美学芸術学特殊講義 II (2)
美学芸術学特殊講義演習 I (2)
美学芸術学特殊講義演習 II (2)
美術史特殊講義 I (2)
美術史特殊講義 II (2)
美術史特殊講義 III (2)
美術史特殊講義 IV (2)
美術史特殊講義 V (2)

哲学特殊講義演習 VI (2)
哲学原典研究 I (2)
哲学原典研究 II (2)
哲学原典研究 III (2)
哲学原典研究 IV (2)
哲学原典研究 V (2)
哲学原典研究 VI (2)
倫理学特殊講義 I (2)
倫理学特殊講義 II (2)
倫理学特殊講義 III (2)
倫理学特殊講義 IV (2)
倫理学特殊講義演習 I (2)
倫理学特殊講義演習 II (2)
倫理学特殊講義演習 III (2)
倫理学特殊講義演習 IV (2)
倫理学原典研究 I (2)
倫理学原典研究 II (2)
倫理学原典研究 III (2)
倫理学原典研究 IV (2)
プロジェクト I (2)
プロジェクト II (2)

美術史特殊講義 VI (2)
美術史特殊講義演習 I (2)
美術史特殊講義演習 II (2)
美術史特殊講義演習 III (2)
美術史特殊講義演習 IV (2)
音楽学特殊講義 I (2)
音楽学特殊講義 II (2)
音楽学特殊講義演習 I (2)
音楽学特殊講義演習 II (2)

美学藝術學研究 I (2)	アート・マネジメント特殊講義演習V (2)
美学藝術學研究 II (2)	アート・マーケティング特殊講義 I (2)
美学藝術學研究 III (2)	アート・マーケティング特殊講義 II (2)
美学藝術學研究 IV (2)	アート・マーケティング特殊講義演習 I (2)
美学藝術學研究 V (2)	アート・マーケティング特殊講義演習 II (2)
美学藝術學研究 VI (2)	芸術関係法規演習 I (2)
アート・マネジメント特殊講義 I (2)	芸術関係法規演習 II (2)
アート・マネジメント特殊講義 II (2)	文化資源研究演習 I (2)
アート・マネジメント特殊講義 III (2)	文化資源研究演習 II (2)
アート・マネジメント特殊講義 IV (2)	文化資源研究演習 III (2)
アート・マネジメント特殊講義 V (2)	文化資源研究演習 IV (2)
アート・マネジメント特殊講義演習 I (2)	アート・プロジェクト総合演習 I (2)
アート・マネジメント特殊講義演習 II (2)	アート・プロジェクト総合演習 II (2)
アート・マネジメント特殊講義演習 III (2)	アート・プロジェクト総合演習 III (2)
アート・マネジメント特殊講義演習 IV (2)	アート・プロジェクト総合演習 IV (2)
史 学 専 攻	
日本史特殊講義 I (2)	西洋史特殊講義演習 IV (2)
日本史特殊講義 II (2)	西洋史特殊講義 I (2)
日本史特殊講義 III (2)	西洋史特殊講義 II (2)
日本史特殊講義 IV (2)	西洋史特殊講義 III (2)
日本史特殊講義演習 I (2)	西洋史特殊講義 IV (2)
日本史特殊講義演習 II (2)	民族学考古学特殊講義 I (2)
日本史特殊講義演習 III (2)	民族学考古学特殊講義 II (2)
日本史特殊講義演習 IV (2)	民族学考古学特殊講義 III (2)
東洋史特殊講義 I (2)	民族学考古学特殊講義 IV (2)
東洋史特殊講義 II (2)	民族学考古学特殊講義演習 I (2)
東洋史特殊講義 III (2)	民族学考古学特殊講義演習 II (2)
東洋史特殊講義 IV (2)	民族学考古学特殊講義演習 III (2)
東洋史特殊講義演習 I (2)	民族学考古学特殊講義演習 IV (2)
東洋史特殊講義演習 II (2)	史学特殊講義 I (2)
東洋史特殊講義演習 III (2)	史学特殊講義 II (2)
東洋史特殊講義演習 IV (2)	史学特殊講義 III (2)
西洋史特殊講義演習 I (2)	史学特殊講義 IV (2)
西洋史特殊講義演習 II (2)	古文書学特殊講義 I (2)
西洋史特殊講義演習 III (2)	古文書学特殊講義 II (2)

国文学専攻

国文学研究	I	(2)
国文学研究	II	(2)
国文学研究	III	(2)
国文学研究	IV	(2)
国文学研究	V	(2)
国文学研究	VI	(2)
国文学研究	VII	(2)
国文学研究	VIII	(2)
国文学研究	IX	(2)
国文学研究	X	(2)
国文学研究	XI	(2)
国文学研究	XII	(2)
国文学研究	XIII	(2)
国文学研究	XIV	(2)
国文学研究	XV	(2)
国文学研究	XVI	(2)
国文学研究	XVII	(2)
国文学研究	XVIII	(2)
国文学研究	XIX	(2)
国文学研究	XX	(2)
国文学研究	XXI	(2)
国文学研究	XXII	(2)
国語学研究	I	(2)
国語学研究	II	(2)
芸能史	I	(2)

中国文学専攻

中国文学研究	I	(2)
中国文学研究	II	(2)
中国文学研究	III	(2)
中国文学研究	IV	(2)
中国文学研究	V	(2)
中国文学研究	VI	(2)
中国文学研究	VII	(2)
中国文学研究	VIII	(2)
中国文学研究	IX	(2)

芸能史	II	(2)
斯道文庫書誌学講座	I	(2)
斯道文庫書誌学講座	II	(2)
斯道文庫書誌学講座	III	(2)
斯道文庫書誌学講座	IV	(2)
斯道文庫書誌学講座	V	(2)
斯道文庫書誌学講座	VI	(2)
日本漢文学	I	(2)
日本漢文学	II	(2)
日本語学特殊講義	I	(2)
日本語学特殊講義	II	(2)
日本語学特殊講義	III	(2)
日本語学特殊講義	IV	(2)
日本語学特殊講義	V	(2)
日本語学特殊講義	VI	(2)
日本語学特殊講義	VII	(2)
日本語学特殊講義	VIII	(2)
日本語教育学特殊講義	I	(2)
日本語教育学特殊講義	II	(2)
日本語教育学特殊講義	III	(2)
日本語教育学特殊講義	IV	(2)
日本語教育学特殊講義	V	(2)
日本語教育学特殊講義	VI	(2)
日本語教育学特殊講義演習	I	(2)
日本語教育学特殊講義演習	II	(2)

中国文学研究	X	(2)
中国文学研究	XI	(2)
中国文学研究	XII	(2)
中国文学研究	XIII	(2)
中国文学研究	XIV	(2)
中国語学研究	I	(2)
中国語学研究	II	(2)
中国語学研究	III	(2)
中国語学研究	IV	(2)

中日比較文学研究 I (2)
英米文学専攻

中世英語英文学特殊講義 I (2)
中世英語英文学特殊講義 II (2)
中世英語英文学特殊講義演習 I (2)
中世英語英文学特殊講義演習 II (2)
近代英米文学特殊講義 I (2)
近代英米文学特殊講義 II (2)
近代英米文学特殊講義演習 I (2)
近代英米文学特殊講義演習 II (2)
現代英米文学特殊講義 I (2)
現代英米文学特殊講義 II (2)
現代英米文学特殊講義演習 I (2)
現代英米文学特殊講義演習 II (2)
英語学特殊講義 I (2)
英語学特殊講義 II (2)
英語学特殊講義演習 I (2)

独文学専攻

ドイツ文学研究 I (2)
ドイツ文学研究 II (2)
ドイツ文学研究 III (2)
ドイツ文学研究 IV (2)
ドイツ文学研究 V (2)
ドイツ文学研究 VI (2)
ドイツ文学演習 I (2)
ドイツ文学演習 II (2)
ドイツ文学演習 III (2)
ドイツ文学演習 IV (2)
ドイツ文学演習 V (2)
ドイツ文学演習 VI (2)
ドイツ語学研究 I (2)
ドイツ語学研究 II (2)

仏文学専攻

中世仏語仏文学特殊講義 I (2)
中世仏語仏文学特殊講義 II (2)
中世仏語仏文学特殊講義演習 I (2)
中世仏語仏文学特殊講義演習 II (2)

中日比較文学研究 II (2)

英語学特殊講義演習 II (2)
英語史特殊講義演習 I (2)
英語史特殊講義演習 II (2)
米文学特殊講義 I (2)
米文学特殊講義 II (2)
米文学特殊講義演習 I (2)
米文学特殊講義演習 II (2)
比較文学 I (2)
比較文学 II (2)
古典文学 I (2)
古典文学 II (2)
文芸批評史 I (2)
文芸批評史 II (2)
言語学特殊講義 I (2)
言語学特殊講義 II (2)

ドイツ語学研究 III (2)
ドイツ語学研究 IV (2)
ドイツ語学演習 I (2)
ドイツ語学演習 II (2)
比較文学 I (2)
比較文学 II (2)
古典文学 I (2)
古典文学 II (2)
文芸批評史 I (2)
文芸批評史 II (2)
言語学特殊講義 I (2)
言語学特殊講義 II (2)
演劇史 I (2)
演劇史 II (2)

近代仏語仏文学特殊講義 I (2)
近代仏語仏文学特殊講義 II (2)
近代仏語仏文学特殊講義演習 I (2)
近代仏語仏文学特殊講義演習 II (2)

現代仏文学特殊講義 I (2)	仏語仏文学特殊講義演習IV (2)
現代仏文学特殊講義 II (2)	仏語仏文学特殊講義演習V (2)
現代仏文学特殊講義演習 I (2)	仏語仏文学特殊講義演習VI (2)
現代仏文学特殊講義演習 II (2)	古 典 文 学 I (2)
仏語仏文学特殊講義演習 I (2)	古 典 文 学 II (2)
仏語仏文学特殊講義演習 II (2)	言 語 学 特 殊 講 義 I (2)
仏語仏文学特殊講義演習 III (2)	言 語 学 特 殊 講 義 II (2)
図書館・情報学専攻	
情 報 学 特 殊 講 義 I (2)	情 報 分 析 論 II (2)
情 報 学 特 殊 講 義 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 I (2)
情 報 学 特 殊 講 義 III (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 II (2)
情 報 学 特 殊 講 義 IV (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 III (2)
情 報 学 特 殊 講 義 演 習 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 IV (2)
情 報 学 特 殊 講 義 演 習 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 V (2)
情 報 メ デ ィ ア 特 殊 講 義 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 VI (2)
情 報 メ デ ィ ア 特 殊 講 義 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 VII (2)
情 報 メ デ ィ ア 特 殊 講 義 III (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 VIII (2)
情 報 メ デ ィ ア 特 殊 講 義 IV (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 IX (2)
情 報 メ デ ィ ア 特 殊 講 義 演 習 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 X (2)
情 報 メ デ ィ ア 特 殊 講 義 演 習 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 XI (2)
情 報 檢 索 特 殊 講 義 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殊 講 義 XII (2)
情 報 檢 索 特 殘 講 義 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XIII (2)
情 報 檢 索 特 殘 講 義 III (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XIV (2)
情 報 檢 索 特 殘 講 義 IV (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XV (2)
情 報 檢 索 特 殘 講 義 演 習 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XVI (2)
情 報 檢 索 特 殘 講 義 演 習 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XVII (2)
情 報 シ ス テ ム 特 殘 講 義 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XVIII (2)
情 報 シ ス テ ム 特 殘 講 義 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XIX (2)
情 報 シ ス テ ム 特 殘 講 義 III (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XX (2)
情 報 シ ス テ ム 特 殘 講 義 IV (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XXI (2)
情 報 シ ス テ ム 特 殘 講 義 演 習 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XXII (2)
情 報 シ ス テ ム 特 殘 講 義 演 習 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 XXIII (2)
調 査 研 究 法 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 演 習 I (2)
調 査 研 究 法 II (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 演 習 II (2)
情 報 分 析 論 I (2)	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 演 習 III (2)
全 専 攻 共 通	情 報 資 源 管 理 特 殘 講 義 演 習 IV (2)
人文学研究の方法論 I (2)	人文学研究の方法論 II (2)

- ② 文学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適當と認める授業科目を、文学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、文学研究科委員会が定める。

第12条 削除

- 第13条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

- 第14条 指導教授が必要と認めたときは、本大学、本大学付設の研究所等、又は文学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目を履修することができる。

- 第15条① 修士課程の修了要件は、32単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

- ② 文学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で自由科目として修得した文学研究科設置科目の単位を、入学後、12単位まで本条第一項に定める単位数に含めることができる。

- ③ 文学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで本条第一項に定める単位数に含めることができる。

- 第16条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて文学研究科委員会に提出しなければならない。

- ② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

- 第17条 文学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類	
文学研究科	哲学・倫理学専攻	社会
	美学美術史学専攻	社会
	史学専攻	社会
	国文学専攻	国語
	中国文学専攻	国語
	英米文学専攻	英語
	独文学専攻	ドイツ語
	仏文学専攻	フランス語
	図書館・情報学専攻	社会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
文学研究科	哲学・倫理学専攻	公 民
	美学美術史学専攻	公 民
	史 学 専 攻	地 理 歴 史
	国 文 学 専 攻	国 語
	中 国 文 学 専 攻	国 語
	英 米 文 学 専 攻	英 語
	独 文 学 専 攻	ド イ ツ 語
	仏 文 学 専 攻	フ ラ ン ス 語
	図書館・情報学専攻	公 民

後期博士課程

第18条① 文学研究科に設置する後期博士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

哲学・倫理学専攻

哲 学 特 殊 研 究 I (2)
哲 学 特 殊 研 究 II (2)
哲 学 特 殊 研 究 III (2)
哲 学 特 殊 研 究 IV (2)
哲 学 特 殊 研 究 演 習 I (2)
哲 学 特 殊 研 究 演 習 II (2)
哲 学 特 殊 研 究 演 習 III (2)
哲 学 特 殊 研 究 演 習 IV (2)

倫 理 学 特 殊 研 究 I (2)
倫 理 学 特 殊 研 究 II (2)
倫 理 学 特 殊 研 究 III (2)
倫 理 学 特 殊 研 究 IV (2)
倫 理 学 特 殊 研 究 演 習 I (2)
倫 理 学 特 殊 研 究 演 習 II (2)
プ ロ ジ ェ ク ト I (2)
プ ロ ジ ェ ク ト II (2)

美学美術史学専攻

美 学 芸 術 学 特 殊 研 究 I (2)
美 学 芸 術 学 特 殊 研 究 II (2)
美 学 芸 術 学 特 殊 研 究 演 習 I (2)
美 学 芸 術 学 特 殊 研 究 演 習 II (2)
美 術 史 特 殊 研 究 I (2)
美 術 史 特 殊 研 究 II (2)
美 術 史 特 殊 研 究 演 習 I (2)
美 術 史 特 殊 研 究 演 習 II (2)

美 術 史 特 殊 研 究 演 習 III (2)
美 術 史 特 殊 研 究 演 習 IV (2)
美 術 史 特 殊 研 究 演 習 V (2)
美 術 史 特 殊 研 究 演 習 VI (2)
音 楽 学 特 殊 研 究 I (2)
音 楽 学 特 殊 研 究 II (2)
音 楽 学 特 殊 研 究 演 習 I (2)
音 楽 学 特 殊 研 究 演 習 II (2)

史 学 専 攻

日 本 史 特 殊 研 究 I (2)
日 本 史 特 殊 研 究 II (2)

日 本 史 特 殊 研 究 III (2)
日 本 史 特 殊 研 究 IV (2)

日本史特殊研究演習 I (2)	西洋史特殊研究演習 I (2)
日本史特殊研究演習 II (2)	西洋史特殊研究演習 II (2)
日本史特殊研究演習 III (2)	西洋史特殊研究演習 III (2)
日本史特殊研究演習 IV (2)	西洋史特殊研究演習 IV (2)
東洋史特殊研究 I (2)	民族学考古学特殊研究 I (2)
東洋史特殊研究 II (2)	民族学考古学特殊研究 II (2)
東洋史特殊研究演習 I (2)	民族学考古学特殊研究演習 I (2)
東洋史特殊研究演習 II (2)	民族学考古学特殊研究演習 II (2)
国文学専攻	
国文学特殊研究 I (2)	国文学特殊研究 VII (2)
国文学特殊研究 II (2)	国文学特殊研究 IX (2)
国文学特殊研究 III (2)	国文学特殊研究 X (2)
国文学特殊研究 IV (2)	国語学特殊研究 I (2)
国文学特殊研究 V (2)	国語学特殊研究 II (2)
国文学特殊研究 VI (2)	中日比較文学特殊研究 I (2)
国文学特殊研究 VII (2)	中日比較文学特殊研究 II (2)
中国文学専攻	
中国文学特殊研究 I (2)	中国文学特殊研究 VII (2)
中国文学特殊研究 II (2)	中国文学特殊研究 VIII (2)
中国文学特殊研究 III (2)	中国語学特殊研究 I (2)
中国文学特殊研究 IV (2)	中国語学特殊研究 II (2)
中国文学特殊研究 V (2)	中日比較文学特殊研究 I (2)
中国文学特殊研究 VI (2)	中日比較文学特殊研究 II (2)
英米文学専攻	
中世英文学特殊研究 I (2)	現代英米文学特殊研究演習 I (2)
中世英文学特殊研究 II (2)	現代英米文学特殊研究演習 II (2)
中世英文学特殊研究演習 I (2)	米文学特殊研究 I (2)
中世英文学特殊研究演習 II (2)	米文学特殊研究 II (2)
近代英米文学特殊研究 I (2)	米文学特殊研究演習 I (2)
近代英米文学特殊研究 II (2)	米文学特殊研究演習 II (2)
近代英米文学特殊研究演習 I (2)	英語学特殊研究 I (2)
近代英米文学特殊研究演習 II (2)	英語学特殊研究 II (2)
現代英米文学特殊研究 I (2)	英語学特殊研究演習 I (2)
現代英米文学特殊研究 II (2)	英語学特殊研究演習 II (2)
独文学専攻	
ドイツ文学特殊研究 I (2)	ドイツ文学特殊研究 III (2)
ドイツ文学特殊研究 II (2)	ドイツ文学特殊研究 IV (2)

ドイツ文学特殊研究Ⅴ (2)	ドイツ文学特殊演習Ⅳ (2)
ドイツ文学特殊研究Ⅵ (2)	ドイツ文学特殊演習Ⅴ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅰ (2)	ドイツ文学特殊演習Ⅵ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅱ (2)	ドイツ語学特殊研究Ⅰ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅲ (2)	ドイツ語学特殊研究Ⅱ (2)
仏文学専攻	
中世仏文学特殊研究Ⅰ (2)	現代仏文学特殊研究Ⅰ (2)
中世仏文学特殊研究Ⅱ (2)	現代仏文学特殊研究Ⅱ (2)
近代仏文学特殊研究Ⅰ (2)	現代仏文学特殊研究演習Ⅰ (2)
近代仏文学特殊研究Ⅱ (2)	現代仏文学特殊研究演習Ⅱ (2)
近代仏文学特殊研究演習Ⅰ (2)	仏語学特殊研究Ⅰ (2)
近代仏文学特殊研究演習Ⅱ (2)	仏語学特殊研究Ⅱ (2)
図書館・情報学専攻	
情報学特殊研究Ⅰ (2)	情報メディア特殊研究Ⅵ (2)
情報学特殊研究Ⅱ (2)	情報検索特殊研究Ⅰ (2)
情報学特殊研究Ⅲ (2)	情報検索特殊研究Ⅱ (2)
情報学特殊研究Ⅳ (2)	情報検索特殊研究Ⅲ (2)
情報学特殊研究Ⅴ (2)	情報検索特殊研究Ⅳ (2)
情報学特殊研究Ⅵ (2)	情報検索特殊研究Ⅴ (2)
情報学特殊研究Ⅶ (2)	情報検索特殊研究Ⅵ (2)
情報学特殊研究Ⅷ (2)	情報システム特殊研究Ⅰ (2)
情報メディア特殊研究Ⅰ (2)	情報システム特殊研究Ⅱ (2)
情報メディア特殊研究Ⅱ (2)	情報システム特殊研究Ⅲ (2)
情報メディア特殊研究Ⅲ (2)	情報システム特殊研究Ⅳ (2)
情報メディア特殊研究Ⅳ (2)	情報システム特殊研究Ⅴ (2)
情報メディア特殊研究Ⅴ (2)	情報システム特殊研究Ⅵ (2)
全専攻共通	
人文学研究の方法論Ⅰ (2)	人文学研究の方法論Ⅱ (2)

② 文学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、文学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、文学研究科委員会が定める。

第19条 原則として各年度2科目4単位以上を3年にわたり履修し、指導教授の担当する2科目を含め、合計6科目12単位以上の授業科目を修得しなければならない。

第20条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第21条 指導教授が必要と認めたときは、他の研究科、学部、大学付設の研究所等の授業科目を履修することができる。

第22条 博士課程の修了要件は、第19条及び第109条に定める要件をみたすこととする。

第23条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて文学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第24条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第2 経済学研究科

修士課程

第25条① 経済学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその学期毎の配当単位数は、次の通りとする。

1 基礎科目

ミクロ経済学 (2)
マクロ経済学 (2)
計量経済学 中級 (2)

数理統計学 (2)
歐米経済史・日本経済史 (2)
経済学説・経済思想 (2)

2 専攻科目

ミクロ経済学 上級 (2)
マクロ経済学 上級 (2)
数理経済学 (2)
経済数学 (2)
計量経済学 上級 (2)
経済学史 (2)
社会思想 (2)
欧米経済史 (2)
日本経済史 (2)
産業組織論 (2)
労働経済論 (2)
社会政策論 (2)
工業経済論 (2)
農業経済論 (2)

経済政策論 (2)
金融政策論 (2)
財政政策論 (2)
公共経済学 (2)
現代日本経済論 (2)
現代資本主義論 (2)
世界経済論 (2)
国際貿易論 (2)
開発経済論 (2)
都巿経済論 (2)
環境経済論 (2)
社会経済史 (2)

3 演習科目

ミクロ経済学 演習 (2)
マクロ経済学 演習 (2)
数理経済学 演習 (2)
経済数学 演習 (2)
計量経済学 演習 (2)
経済学史 演習 (2)
社会思想 演習 (2)
経済史 演習 (2)
産業論 演習 (2)
産業組織論 演習 (2)

労働経済論 演習 (2)
社会政策論 演習 (2)
経済政策論 演習 (2)
金融政策論 演習 (2)
財政政策論 演習 (2)
日本経済論 演習 (2)
国際経済論 演習 (2)
環境経済論 演習 (2)
社会史 演習 (2)

4 プロジェクト科目

プロジェクト (2)

② 経済学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経済学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、経済学研究科委員会が定める。

第26条① 入学した者は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

② 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科、学部、研究所等塾内諸機関に設置された授業科目、又は経済学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目を指定して履修させることがある。

第27条 授業科目は、30単位以上履修しなければならない。ただし、専攻科目から10単位以上、演習科目から8単位以上履修しなければならない。

第28条① 他研究科設置科目、又は経済学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目の履修は、4単位までを前条に定める単位数に含めることができる。

② 経済学研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または指定した研究科、他大学大学院を修了した者の内、経済学研究科設置科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、14単位までを前条に定める単位数に含めることができる。

③ 経済学研究科委員会があらかじめ指定した研究科、他大学大学院に入学した後に、指定された方法で経済学研究科に入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで前条に定める単位数に含めることができる。

④ 本学において修得した単位以外のものについて、前3項により前条に定める単位数に含めることができるのは合わせて10単位を超えないものとする。

第29条 修士課程の修了要件は、第26条に定める研究指導を受け、第27条および前条に定める授業科目30単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第30条① 学位論文は、3部作成し、経済学研究科委員会に提出する。提出の時期、その審査および最終試験の日程は、経済学研究科委員会が定める。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

③ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、経済学研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第31条 経済学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
経済学研究科	経済学専攻

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
経済学研究科	経済学専攻

後期博士課程

第32条 ① 経済学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 特論科目

ミクロ経済学特論 (2)	経済史特論 (2)
マクロ経済学特論 (2)	制度・政策論特論 (2)
数理経済学特論 (2)	国際経済論特論 (2)
計量経済学特論 (2)	社会・環境論特論 (2)
経済学史・思想史特論 (2)	

2 演習科目

ミクロ経済学演習 (2)	経済史演習 (2)
マクロ経済学演習 (2)	制度・政策論演習 (2)
数理経済学演習 (2)	国際経済論演習 (2)
計量経済学演習 (2)	社会・環境論演習 (2)
経済学史・思想史演習 (2)	

3 プロジェクト科目

プロジェクト (2)

② 経済学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経済学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、経済学研究科委員会が定める。

第33条 入学又は進学した者は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

第34条 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科、研究所等塾内諸機関に設置された授業科目、又は経済学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目を指定して履修させることがある。

第35条 授業科目は、12単位以上を履修しなければならない。

第36条 博士課程の修了要件は、第33条に定める研究指導を受け、前条に定める授業科目12単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第37条 ① 学位論文は、3部作成し、経済学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第38条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第3 法学研究科

修士課程

第39条① 法学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

民事法学専攻

合 同 演 習 I (2)
合 同 演 習 II (2)
外 国 法 特 殊 講 義 I (2)
外 国 法 特 殊 講 義 II (2)
法 哲 学 特 殊 講 義 I (2)
法 哲 学 特 殊 講 義 II (2)
法 社 会 学 特 殊 講 義 I (2)
法 社 会 学 特 殊 講 義 II (2)
民 法 特 殊 講 義 I (2)
民 法 特 殊 講 義 II (2)
商 法 特 殊 講 義 I (2)
商 法 特 殉 講 義 II (2)
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 I (2)
民 事 訴 訟 法 特 殘 講 義 II (2)

公 法 学 専 攻

合 同 演 習 I (2)
合 同 演 習 II (2)
外 国 法 特 殊 講 義 I (2)
外 国 法 特 殘 講 義 II (2)
法 哲 学 特 殘 講 義 I (2)
法 哲 学 特 殘 講 義 II (2)
法 社 会 学 特 殘 講 義 I (2)
法 社 会 学 特 殘 講 義 II (2)
憲 法 特 殘 講 義 I (2)
憲 法 特 殘 講 義 II (2)
行 政 法 特 殘 講 義 I (2)
行 政 法 特 殘 講 義 II (2)
租 稅 法 特 殘 講 義 I (2)

政治学専攻

政治思想論 (特殊研究・特殊演習・合同演習) (2)
政治・社会論 (特殊研究・特殊演習・合同演習) (2)
日本政治論 (特殊研究・特殊演習・合同演習) (2)

知 的 財 産 法 特 殘 講 義 I (2)
知 的 財 産 法 特 殘 講 義 II (2)
社 会 法 特 殘 講 義 I (2)
社 会 法 特 殘 講 義 II (2)
国 際 私 法 特 殘 講 義 I (2)
国 際 私 法 特 殘 講 義 II (2)
法 制 史 特 殘 講 義 I (2)
法 制 史 特 殘 講 義 II (2)
租 稅 法 特 殘 講 義 I (2)
租 稅 法 特 殘 講 義 II (2)
环 境 法 特 殘 講 義 I (2)
环 境 法 特 殘 講 義 II (2)
宇 宙 法 特 殘 講 義 I (2)
宇 宙 法 特 殘 講 義 II (2)

租 稅 法 特 殘 講 義 II (2)
环 境 法 特 殘 講 義 I (2)
环 境 法 特 殘 講 義 II (2)
国 際 法 特 殘 講 義 I (2)
国 際 法 特 殘 講 義 II (2)
刑 事 法 特 殘 講 義 I (2)
刑 事 法 特 殘 講 義 II (2)
社 会 法 特 殘 講 義 I (2)
社 会 法 特 殘 講 義 II (2)
法 制 史 特 殘 講 義 I (2)
法 制 史 特 殘 講 義 II (2)
宇 宙 法 特 殘 講 義 I (2)
宇 宙 法 特 殘 講 義 II (2)

地域研究・比較政治論（特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ・特殊研究Ⅲ・特殊研究Ⅳ・
特殊研究Ⅴ・特殊研究Ⅵ・特殊研究Ⅶ・特殊研究Ⅷ・特殊演習Ⅰ・
特殊演習Ⅱ・特殊演習Ⅲ・特殊演習Ⅳ・特殊演習Ⅴ・合同演習）（2）
国際政治論（特殊研究・特殊演習・合同演習）（2）
憲 法（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
行 政 法（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
国際 法（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
法 哲 学（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ）（2）
法 社 会 学（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ）（2）
基 础 法 学（合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
法 制 史（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）

- ② 前項に掲げる授業科目のうち、法学研究科委員会が特に定める授業科目については、その授業科目においてそれぞれ内容を異にする二以上の特殊講義、特殊演習、合同演習等が開講される。その単位数は、各2単位とする。
- ③ 法学研究科委員会は、二以上の授業科目または専攻を統合した総合合同演習を法学研究科の授業科目として設置することができる。その単位数は、各2単位とする。
- ④ 法学研究科委員会は、前3項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を法学研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、法学研究科委員会が定める。

- 第40条**① 民事法学を専攻する者は、同専攻に設置された授業科目のうちから24単位以上を含めて、法学研究科の定める授業科目のうちから32単位以上を履修しなければならない。この場合において、これらの単位のうちには、同専攻に設置された合同演習または総合合同演習の単位を各学年4単位以上、2年にわたり履修して、合計8単位以上含まなければならない。なお、第1学年においては、合計24単位以上を履修することを原則とする。
- ② 公法学を専攻する者は、同専攻に設置された授業科目のうちから24単位以上を含めて、法学研究科の定める授業科目のうちから32単位以上を履修しなければならない。この場合において、これらの単位のうちには、同専攻に設置された合同演習または総合合同演習の単位を各学年4単位以上、2年にわたり履修して、合計8単位以上含まなければならない。なお、第1学年においては、合計24単位以上を履修することを原則とする。
- ③ 政治学を専攻する者は、同専攻に設置された授業科目のうちから24単位以上を含めて、本大学大学院の定める授業科目のうちから30単位以上を履修しなければならない。
- ④ 各専攻に設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を得なければならない。
- ⑤ 各学年における授業科目の履修は、自由科目を除き40単位を超えることはできない。
- 第41条** 授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。
- 第42条**① 学習指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科委員会の承認を得て、第40条の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

- ② 学習指導教員が必要と認めた場合には、他の専攻もしくは研究科または学部等の授業科目を指定し、履修させることができる。なお、この指定を受けた者は、当該指定科目を修得しない限り、最終試験を受けることはできない。
- ③ 学習指導教員が学生の特別な修学上の理由により適當と認めるときは、本大学その他の研究教育機関の授業科目の履修を許可することができる。
- ④ 法学研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本大学大学院法学研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の法学研究科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。
- ⑤ 前2項の許可を受けた授業科目で、法学研究科委員会において法学研究科の定める授業科目と認定されたものについては、10単位を超えない範囲で修了に要する第40条の単位数に算入することができる。
- ⑥ 法学研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本大学大学院法学研究科に入学する前に法学研究科に設置された授業科目について指定した方法で修得した単位を、入学した後の法学研究科における授業科目の履修により修得したものと認定し、12単位を超えない範囲で修了に要する第40条の単位数に算入することができる。

第43条 ① 修士課程の修了要件は、第40条に定めるところに従い、法学研究科に設置または認定されている授業科目中32単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。ただし、政治学専攻にあっては、授業科目の修得単位数は30単位以上とする。

② 修士論文を提出しようとする者は、当該学年において論文指導教員の指導を受けなければならない。

第44条 ① 学位論文は、3部作成し、論文指導教員を通じて法学研究科委員会が定める期間内に法学研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第45条 法学研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
法学研究科	民事 法 学 専 攻	社 会
	公 法 学 専 攻	社 会
	政 治 学 専 攻	社 会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
法学研究科	民事 法 学 専 攻	公 民
	公 法 学 専 攻	地理歴史・公民
	政 治 学 専 攻	地理歴史・公民

後期博士課程

第46条① 法学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

民事法学専攻

合 同 演 習 I (2)	社会法特殊研究 II (2)
合 同 演 習 II (2)	外国法特殊研究 I (2)
民 法 特 殊 研 究 I (2)	外国法特殊研究 II (2)
民 法 特 殊 研 究 II (2)	法哲学特殊研究 I (2)
商 法 特 殊 研 究 I (2)	法哲学特殊研究 II (2)
商 法 特 殊 研 究 II (2)	法社会学特殊研究 I (2)
国際私法特殊研究 I (2)	法社会学特殊研究 II (2)
国際私法特殊研究 II (2)	法制史特殊研究 I (2)
民事訴訟法特殊研究 I (2)	法制史特殊研究 II (2)
民事訴訟法特殊研究 II (2)	環境法特殊研究 I (2)
知的財産法特殊研究 I (2)	環境法特殊研究 II (2)
知的財産法特殊研究 II (2)	租税法特殊研究 I (2)
社会法特殊研究 I (2)	租税法特殊研究 II (2)

公 法 学 専 攻

合 同 演 習 I (2)	刑事法特殊研究 I (2)
合 同 演 習 II (2)	刑事法特殊研究 II (2)
憲 法 特 殊 研 究 I (2)	外国法特殊研究 I (2)
憲 法 特 殊 研 究 II (2)	外国法特殊研究 II (2)
行政法特殊研究 I (2)	法哲学特殊研究 I (2)
行政法特殊研究 II (2)	法哲学特殊研究 II (2)
環境法特殊研究 I (2)	法社会学特殊研究 I (2)
環境法特殊研究 II (2)	法社会学特殊研究 II (2)
租税法特殊研究 I (2)	法制史特殊研究 I (2)
租税法特殊研究 II (2)	法制史特殊研究 II (2)
国際法特殊研究 I (2)	社会法特殊研究 I (2)
国際法特殊研究 II (2)	社会法特殊研究 II (2)

政 治 学 専 攻

政治思想論（特殊研究・特殊演習・合同演習） (2)
政治・社会論（特殊研究・特殊演習・合同演習） (2)
日本政治論（特殊研究・特殊演習・合同演習） (2)
地域研究・比較政治論（特殊研究・特殊演習・合同演習） (2)
国際政治論（特殊研究・特殊演習・合同演習） (2)
憲 法（特殊研究 I ・ 特殊研究 II ・ 合同演習 I ・ 合同演習 II ） (2)
行政 法（特殊研究 I ・ 特殊研究 II ・ 合同演習 I ・ 合同演習 II ） (2)
国際 法（特殊研究 I ・ 特殊研究 II ・ 合同演習 I ・ 合同演習 II ） (2)

- 法 哲 学 (特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ) (2)
法 社 会 学 (特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ) (2)
基 础 法 学 (合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ) (2)
法 制 史 (特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ) (2)
- ② 前項に掲げる授業科目のうち、法学研究科委員会が特に定める授業科目については、その授業科目においてそれぞれ内容を異にする二以上の特殊講義、特殊演習、合同演習等が開講される。その単位数は、各2単位とする。
- ③ 法学研究科委員会は、二以上の授業科目または専攻を統合した総合合同演習を法学研究科の授業科目として設置することができる。その単位数は、各2単位とする。
- ④ 法学研究科委員会は、前3項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適當と認める授業科目を、法学研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、法学研究科委員会が定める。

第47条 ① 後期博士課程に在学する者は、各学年において前条に定める授業科目につき、各専攻に設置された合同演習または総合合同演習を含めて4単位以上を履修しなければならない。ただし、政治学専攻にあっては、論文指導を受けようとする教員の担当するまたは指示する授業科目4単位以上を履修すれば足りる。

② 各専攻に設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を受けなければならない。

第48条 授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならぬ。

第49条 ① 学習指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科委員会の承認を得て、第47条の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

② 学習指導教員が学生の特別な修学上の理由により適當と認めるときは、本大学その他の研究教育機関の授業科目の履修を許可することができる。

③ 前項の許可を受けた授業科目で、あらかじめ法学研究科委員会の承認を得たものは、第47条の単位数に算入することができる。

第50条 博士課程の修了要件は、各学年において第47条に定める単位を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第51条 ① 学位論文は、3部作成し、論文指導教員を通じて法学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第52条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第4 社会学研究科

修士課程

第53条① 社会学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

社会学専攻

科学方法論 I (2)	パーソナリティ実習 II (2)
科学方法論 II (2)	研究方法論 I (2)
社会調査特論 I (2)	研究方法論 II (2)
社会調査特論 II (2)	社会学史演習 I (2)
社会学史特論 I (2)	社会学史演習 II (2)
社会学史特論 II (2)	社会学理論演習 I (2)
社会学理論特論 I (2)	社会学理論演習 II (2)
社会学理論特論 II (2)	社会学演習 I (2)
社会学特論 I (2)	社会学演習 II (2)
社会学特論 II (2)	社会史演習 I (2)
社会学講義 (2)	社会史演習 II (2)
社会史特論 I (2)	文化人類学学説演習 I (2)
社会史特論 II (2)	文化人類学学説演習 II (2)
文化人類学学説特論 I (2)	文化人類学演習 I (2)
文化人類学学説特論 II (2)	文化人類学演習 II (2)
文化人類学特論 I (2)	民俗学演習 I (2)
文化人類学特論 II (2)	民俗学演習 II (2)
民俗学特論 I (2)	歴史民俗学演習 I (2)
民俗学特論 II (2)	歴史民俗学演習 II (2)
歴史民俗学特論 I (2)	コミュニケーション演習 I (2)
歴史民俗学特論 II (2)	コミュニケーション演習 II (2)
コミュニケーション特論 I (2)	マス・コミュニケーション演習 I (2)
コミュニケーション特論 II (2)	マス・コミュニケーション演習 II (2)
マス・コミュニケーション特論 I (2)	行動科学演習 I (2)
マス・コミュニケーション特論 II (2)	行動科学演習 II (2)
行動科学特論 I (2)	社会心理学演習 I (2)
行動科学特論 II (2)	社会心理学演習 II (2)
社会心理学特論 I (2)	パーソナリティ演習 I (2)
社会心理学特論 II (2)	パーソナリティ演習 II (2)
パーソナリティ特論 I (2)	プロジェクト I (2)
パーソナリティ特論 II (2)	プロジェクト II (2)
パーソナリティ実習 I (2)	

心理學專攻

- 心理學特論 I (2)
心理學特論 II (2)
心理學特論 III (2)
心理學特論 IV (2)
心理學特論 V (2)
心理學特論 VI (2)
心理學特論 VII (2)
心理學特論 VIII (2)
心理學特論 IX (2)
心理學特論 X (2)
生物學特論 I (2)
生物學特論 II (2)
神經科學特論 I (2)
神經科學特論 II (2)
神經科學特論 III (2)
神經科學特論 IV (2)
精神醫學特論 I (2)
精神醫學特論 II (2)
發達科學特論 I (2)
發達科學特論 II (2)
發達科學特論 III (2)
發達科學特論 IV (2)
應用心理學特論 I (2)
應用心理學特論 II (2)
心理學特殊實驗 I (2)
心理學特殊實驗 II (2)
心理學特殊實驗 III (2)
心理學特殊實驗 IV (2)
知覺心理學演習 I (2)
知覺心理學演習 II (2)
知覺心理學演習 III (2)

教育學專攻

- 現代教育問題研究 (2)
教育哲學演習 I (2)
教育哲學演習 II (2)

- 知覺心理學演習 IV (2)
發達心理學演習 I (2)
發達心理學演習 II (2)
發達心理學演習 III (2)
發達心理學演習 IV (2)
學習心理學演習 I (2)
學習心理學演習 II (2)
學習心理學演習 III (2)
學習心理學演習 IV (2)
認知心理學演習 I (2)
認知心理學演習 II (2)
認知心理學演習 III (2)
認知心理學演習 IV (2)
生理・神經心理學演習 I (2)
生理・神經心理學演習 II (2)
生理・神經心理學演習 III (2)
生理・神經心理學演習 IV (2)
臨床發達心理學演習 I (2)
臨床發達心理學演習 II (2)
臨床發達心理學演習 III (2)
臨床發達心理學演習 IV (2)
發達臨床基礎實習 I (2)
發達臨床基礎實習 II (2)
發達臨床基礎實習 III (2)
發達臨床基礎實習 IV (2)
發達臨床支援實習 I (2)
發達臨床支援實習 II (2)
發達臨床支援實習 III (2)
發達臨床支援實習 IV (2)
プロジェクト I (2)
プロジェクト II (2)

- 教育哲學研究法 (2)
教育哲學特論 (2)
教育史演習 I (2)

教 育 史 演 習 II (2)	教 育 心 理 学 研 究 法 (2)
教 育 史 研 究 法 (2)	教 育 心 理 学 特 論 (2)
教 育 史 特 論 (2)	学 校 教 育 学 演 習 I (2)
比 較 教 育 学 演 習 I (2)	学 校 教 育 学 演 習 II (2)
比 較 教 育 学 演 習 II (2)	学 校 教 育 学 研 究 法 (2)
比 較 教 育 学 研 究 法 (2)	学 校 教 育 学 特 論 (2)
比 較 教 育 学 特 論 (2)	教 育 学 特 講 (2)
教 育 心 理 学 演 習 I (2)	プ ロ ジ ェ ク ト I (2)
教 育 心 理 学 演 習 II (2)	プ ロ ジ ェ ク ト II (2)

② 社会学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適當と認める授業科目を、社会学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、社会学研究科委員会が定める。

第54条 演習は、前条に掲げた授業科目中演習のない講義についても設けることができる。

第55条 学生は、研究の趣旨をあらかじめ申し出て指導教授の指導を受けなければならない。

第56条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第57条 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科又は学部の授業科目の履修を指定することがある。

第58条① 他の研究科又は社会学研究科委員会の認める他大学大学院修士課程の授業科目は、指導教授が必要と認め社会学研究科委員会が承認した場合に限り、その指示に従いこれを選択履修することができる。

② 教育学専攻においては、社会学研究科委員会が認めた者に対し、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により、教育を行うことができる。

第59条 修士課程の修了要件は、第53条に定める授業科目中第61条に定める方法で32単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第60条 次条に定める単位数は、初年度に修得することを原則とする。

第61条① 授業科目の選択履修については、各専攻とも32単位以上履修しなければならない。なお、その内少なくとも16単位は、その所属専攻の授業科目でなければならない。

② 社会学研究科委員会があらかじめ指定した社会学研究科の授業科目について、入学前に指定した方法で修得し、入学後、社会学研究科委員会が認めた場合、第58条に定める他大学大学院修士課程の授業科目と合わせて8単位までを前項に定める単位数に算入することができる。

第62条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて社会学研究科委員会に提出しなければならない。

② 提出の時期、その審査および最終試験の日程は、社会学研究科委員会が定める。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第63条 社会学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
社会学研究科 社会学専攻 心理学専攻 教育学専攻	社会 国語・社会・英語 国語・社会・英語・ドイツ語・フランス語・ 中国語・数学・理科

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
社会学研究科 社会学専攻 心理学専攻 教育学専攻	地理歴史・公民 国語・地理歴史・公民・英語 国語・地理歴史・公民・英語・ドイツ語・ フランス語・中国語・数学・理科・情報・ 商業・工業

後期博士課程

第64条① 社会学研究科に設置する後期博士課程の授業科目とその配当単位数は、次の通りとする。

社会学専攻

社会学特殊研究 I (2)	行動科学特殊研究 I (2)
社会学特殊研究 II (2)	行動科学特殊研究 II (2)
社会学特殊講義 (2)	社会心理学特殊研究 I (2)
文化人類学特殊研究 I (2)	社会心理学特殊研究 II (2)
文化人類学特殊研究 II (2)	パーソナリティ特殊研究 I (2)
歴史民俗学特殊研究 I (2)	パーソナリティ特殊研究 II (2)
歴史民俗学特殊研究 II (2)	パーソナリティ特殊実習 I (2)
コミュニケーション特殊研究 I (2)	パーソナリティ特殊実習 II (2)
コミュニケーション特殊研究 II (2)	行動科学特殊演習 I (2)
社会学特殊演習 I (2)	行動科学特殊演習 II (2)
社会学特殊演習 II (2)	社会心理学特殊演習 I (2)
文化人類学特殊演習 I (2)	社会心理学特殊演習 II (2)
文化人類学特殊演習 II (2)	パーソナリティ特殊演習 I (2)
歴史民俗学特殊演習 I (2)	パーソナリティ特殊演習 II (2)
歴史民俗学特殊演習 II (2)	プロジエクト I (2)
コミュニケーション特殊演習 I (2)	プロジエクト II (2)
コミュニケーション特殊演習 II (2)	

心理学専攻

心理学特殊研究 I (2)
心理学特殊研究 II (2)
心理学特殊研究 III (2)
心理学特殊研究 IV (2)
心理学特殊研究 V (2)
心理学特殊研究 VI (2)
心理学特殊研究 VII (2)
心理学特殊研究 VIII (2)
心理学特殊研究 IX (2)
心理学特殊研究 X (2)
生物学特殊研究 I (2)
生物学特殊研究 II (2)
神経科学特殊研究 I (2)
神経科学特殊研究 II (2)
神経科学特殊研究 III (2)
神経科学特殊研究 IV (2)
精神医学特殊研究 I (2)
精神医学特殊研究 II (2)
応用心理学特殊研究 I (2)
応用心理学特殊研究 II (2)
発達科学特殊研究 I (2)
発達科学特殊研究 II (2)
発達科学特殊研究 III (2)
発達科学特殊研究 IV (2)
知覚心理学特殊演習 I (2)
知覚心理学特殊演習 II (2)
知覚心理学特殊演習 III (2)
知覚心理学特殊演習 IV (2)
発達心理学特殊演習 I (2)

教育学専攻

現代教育問題研究特殊 (2)
教育哲学演習特殊 I (2)
教育哲学演習特殊 II (2)
教育哲学研究法特殊 (2)
教育哲学研究特殊 (2)
教育史演習特殊 I (2)

発達心理学特殊演習 II (2)
発達心理学特殊演習 III (2)
発達心理学特殊演習 IV (2)
学習心理学特殊演習 I (2)
学習心理学特殊演習 II (2)
学習心理学特殊演習 III (2)
学習心理学特殊演習 IV (2)
認知心理学特殊演習 I (2)
認知心理学特殊演習 II (2)
認知心理学特殊演習 III (2)
認知心理学特殊演習 IV (2)
生理・神経心理学特殊演習 I (2)
生理・神経心理学特殊演習 II (2)
生理・神経心理学特殊演習 III (2)
生理・神経心理学特殊演習 IV (2)
臨床発達心理学特殊演習 I (2)
臨床発達心理学特殊演習 II (2)
臨床発達心理学特殊演習 III (2)
臨床発達心理学特殊演習 IV (2)
発達臨床基礎特殊実習 I (2)
発達臨床基礎特殊実習 II (2)
発達臨床基礎特殊実習 III (2)
発達臨床基礎特殊実習 IV (2)
発達臨床支援特殊実習 I (2)
発達臨床支援特殊実習 II (2)
発達臨床支援特殊実習 III (2)
発達臨床支援特殊実習 IV (2)
プロジェクト I (2)
プロジェクト II (2)

教育史演習特殊 II (2)
教育史研究法特殊 (2)
教育史研究特殊 (2)
比較教育学演習特殊 I (2)
比較教育学演習特殊 II (2)
比較教育学研究法特殊 (2)

比較教育学研究特殊 (2)	学校教育学演習特殊 II (2)
教育心理学演習特殊 I (2)	学校教育学研究法特殊 (2)
教育心理学演習特殊 II (2)	学校教育学研究特殊 (2)
教育心理学研究法特殊 (2)	教育学講義特殊 (2)
教育心理学研究特殊 (2)	プロジェクト I (2)
学校教育学演習特殊 I (2)	プロジェクト II (2)

② 社会学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適當と認める授業科目を、社会学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、社会学研究科委員会が定める。

第65条 演習は、前条に掲げた授業科目中演習のない講義についても設けることができる。

第66条 学生は、研究の題目をあらかじめ申し出て指導教授の指導を受けなければならない。

第67条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第68条 他の研究科における博士課程の授業科目は、指導教授が必要と認め社会学研究科委員会が承認した場合に限り、その指示に従いこれを選択履修することができる。

第69条 博士課程の修了要件は、第64条に定める授業科目中次条に定める方法で20単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第70条 授業科目の選択履修については、各専攻とも20単位以上履修しなければならない。

なお、その内、少なくとも12単位は、その所属専攻の授業科目でなければならない。

第71条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて社会学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第72条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第5 商学研究科

修士課程

第73条① 商学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 導入科目

ビジネス・エコノミクス I (2)	Business Economics I (2)
ビジネス・エコノミクス II (2)	Business Economics II (2)

2 基礎科目

Basic Business History (2)	産業組織論 (2)
社会科学方法論 (2)	計量経済学 (2)
Japanese Economy (2)	理論経済学 (2)
統計学基礎理論 (2)	International Economy (2)
統計解析 (2)	国際経済学 (2)
Academic Writing (2)	産業史・経営史 (2)
Business Communication (2)	現代日本経営論 (2)
経済数学基礎理論 (2)	経営学説 (2)
Introduction to Econometrics (2)	Accounting (2)
マクロ・マーケティング論 (2)	労働経済学 (2)
ミクロ・マーケティング論 (2)	産業関係論 (2)
Domestic Tax Law (2)	会社法 I (2)
International Tax Law (2)	会社法 II (2)
リスク・マネジメント論 (2)	ビジネス中国語 I (2)
交通・公共政策論 (2)	ビジネス中国語 II (2)

3 専門科目

商業学分野

マクロ・マーケティング特論 (2)	ミクロ・マーケティング特論 (2)
-------------------	-------------------

金融・証券論分野

金融特論 (2)	税制・経済政策特論 (2)
証券特論 (2)	税務行政特論 (2)
財政特論 (2)	

保険論分野

リスク・マネジメント特論 (2)	保険経営特論 (2)
保険特論 (2)	

交通・公共政策・産業組織論分野

交通・公共政策特論 (2)	産業組織特論 (2)
経済地理特論 (2)	

計量経済学分野		
計量経済学特論 (2)		産業連関特論 (2)
数理統計学特論 (2)		
国際経済学分野		
国際関係特論 (2)		国際経済特論 (2)
国際金融特論 (2)		
産業史・経営史分野		
産業史特論 (2)		流通史特論 (2)
経営史特論 (2)		
経営学分野		
現代企業経営特論 (2)		比較経営特論 (2)
経営管理特論 (2)		
会計学分野		
財務会計特論 (2)		会計史特論 (2)
管理会計特論 (2)		
産業関係論分野		
労働経済特論 (2)		産業社会特論 (2)
産業関係特論 (2)		社会保障特論 (2)
4 演習科目		
商業学分野		
商業学演習 (2)		商業学合同演習 (2)
金融・証券論分野		
金融論演習 (2)		税制・経済政策演習 (2)
金融論合同演習 (2)		税務行政演習 (2)
財政論演習 (2)		
保険論分野		
リスク・保険論演習 (2)		リスク・保険論合同演習 (2)
交通・公共政策・産業組織論分野		
交通・公共政策演習 (2)		公共政策・産業組織論合同演習 (2)
産業組織論演習 (2)		
計量経済学分野		
計量経済学演習 (2)		計量経済学合同演習 (2)
国際経済学分野		
国際経済学演習 (2)		国際経済政策演習 (2)
国際経済学合同演習 (2)		
産業史・経営史分野		
産業史・経営史演習 (2)		産業史・経営史合同演習 (2)

経営学分野

経営学演習(2) | 経営学合同演習(2)

会計学分野

会計学演習(2) | 会計学合同演習(2)

産業関係論分野

産業関係論演習(2) | 産業関係論合同演習(2)

② 商学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、商学研究科委員会において適當と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、商学研究科委員会が定める。

第74条 授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ指導教授または学習指導の指示を受けなければならない。

第75条① 指導教授または学習指導が必要と認めた場合には、他の研究科修士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目を指定して履修せざることがある。

② 商学研究科委員会は、学生が他の研究科修士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目の履修を希望する場合、指導教授または学習指導が適當と認めたときはこれを許可することができる。

③ 前2項によって修得した授業科目の単位は、次条の単位数に算入することができる。この場合において、単位数は、当該研究科の学則に従う。

第76条① 授業科目は、32単位以上選択履修しなければならない。

② 修士論文を作成する者は、前項の32単位に、導入科目を2単位以上、演習科目を8単位以上含むものとする。

③ 商学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で自由科目として修得した商学研究科設置の授業科目の単位を、入学後、12単位まで本条第1項に定める単位数に含めることができる。

④ 商学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで本条第1項に定める単位数に含めることができる。

⑤ 商学研究科委員会があらかじめ指定した商学研究科設置の授業科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、16単位まで本条第1項に定める単位数に含めることができる。

第77条 修士課程の修了要件は、前条に定める32単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第78条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて商学研究科委員会に提出しなければならない。

② 提出の時期は、商学研究科委員会が毎年これを定める。その審査および最終試験は提出後3か月以内に行う。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

- ④ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、商学研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第79条 商学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
商学研究科	商 学 専 攻	社 会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
商学研究科	商 学 専 攻	公民・商業

後期博士課程

第80条① 商学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

商 業 学 特 殊 研 究 (2)	統 計 学 特 殊 研 究 (2)
商 業 学 特 殊 演 習 (2)	統 計 学 特 殊 演 習 (2)
商 業 学 特 殊 合 同 演 習 (2)	国 际 金 融 特 殊 研 究 (2)
金 融 论 特 殊 研 究 (2)	国 际 経 济 学 特 殊 研 究 (2)
金 融 论 特 殊 演 習 (2)	国 际 経 济 学 特 殊 演 習 (2)
金 融 论 特 殊 合 同 演 習 (2)	国 际 経 济 学 特 殊 合 同 演 習 (2)
財 政 论 特 殊 研 究 (2)	产 业 史 · 経 営 史 特 殊 研 究 (2)
財 政 论 特 殊 演 習 (2)	产 业 史 · 経 営 史 特 殊 演 習 (2)
リス ク · 保 险 论 特 殊 研 究 (2)	产 业 史 · 経 営 史 特 殊 合 同 演 習 (2)
リス ク · 保 险 论 特 殊 演 習 (2)	经 営 学 特 殊 研 究 (2)
リス ク · 保 险 论 特 殊 合 同 演 習 (2)	经 営 学 特 殊 演 習 (2)
交 通 · 公 共 政 策 特 殊 研 究 (2)	经 営 学 特 殊 合 同 演 習 (2)
交 通 · 公 共 政 策 特 殊 演 習 (2)	会 贡 学 特 殊 研 究 (2)
产 业 组 织 论 特 殊 研 究 (2)	会 贡 学 特 殉 演 習 (2)
产 业 组 织 论 特 殊 演 習 (2)	会 贡 学 特 殊 合 同 演 習 (2)
交 通 · 公 共 政 策 · 产 业 组 织 论 特 殊 合 同 演 習 (2)	产 业 関 係 论 特 殊 研 究 (2)
计 量 経 济 学 特 殊 研 究 (2)	产 业 関 係 论 特 殊 演 習 (2)
计 量 経 济 学 特 殊 演 習 (2)	产 业 関 係 论 特 殊 合 同 演 習 (2)
计 量 経 济 学 特 殊 合 同 演 習 (2)	

② 商学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、商学研究科委員会において適當と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、商学研究科委員会が定める。

第81条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第82条① 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科後期博士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目を指定して履修させることがある。

② 商学研究科委員会は、学生が他の研究科後期博士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目の履修を希望する場合、指導教授が適當と認めたときはこれを許可することができる。

③ 前2項によって修得した後期博士課程の授業科目の単位は、第83条の単位数に算入することができる。この場合において、単位数は、当該研究科の学則に従う。

第83条 授業科目は、演習8単位以上を含む授業科目12単位以上を履修しなければならない。

第84条 博士課程の修了要件は、前条に定める12単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第85条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて商学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第86条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある授業科目について行う。

第6 医学研究科

修士課程

第86条の2 ① 医学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

1 選択必修科目

- 医 学 方 法 論 (2)
医 学 概 論 (3)
医 療 倫 理 学 (2)
研究臨床体験プログラム (1)

*は経営管理研究科との併設科目

*ヘルスエコノミクス (4)

医 科 学 特 別 研 究 (18)

*産業経済分析：ヘルスケア産業 (4)

2 選 抜 科 目

- 解 剖 学 (2)
機 能 形 態 学 (2)
生 理 学 (2)
薬 理 学 (2)
医 化 学 (2)
分子生物学・遺伝子医学 (2)
衛 生 学 公 衆 衛 生 学 (2)
生 物 統 計 学 (2)
病 理 学 (2)
微 生 物 学 ・ 免 疫 学 (2)
法 医 学 (2)
医 療 政 策 ・ 管 理 学 (2)
先 端 医 科 学 (2)
内 科 学 (2)
外 科 学 (2)
脳 神 経 外 科 学 (2)
麻 醉 外 科 学 (2)
整 形 外 科 学 (2)
形 成 外 科 学 (2)
小 児 科 学 (2)
产 婦 人 科 学 (2)
眼 科 学 (2)
皮 膚 科 学 (2)
泌 尿 器 科 学 (2)

*は経営管理研究科との併設科目

- 耳 鼻 咽 喉 科 学 (2)
精 神 医 学 (2)
放 射 線 医 学 (2)
歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 (2)
リハビリテーション医学 (2)
薬 物 動 態 学 (2)
臨 床 檢 查 医 学 (2)
救 急 医 学 (2)
感 染 症 学 (2)
ゲ ノ ム 医 学 (2)
ス ポ ー ツ 医 学 (2)
動 物 実 驗 医 学 (2)
量 子 生 物 学 (2)
漢 方 医 学 (2)
臨 床 試 験 方 法 論 (2)
医 学 統 計 学 (2)
基 礎 疫 学 (2)
臨 床 疫 学 (2)
がんのリハビリテーション学 (2)
化 学 (2)
基 礎 生 物 統 計 学 I (2)
基 礎 生 物 統 計 学 II (2)
*ヘルスケアマネジメント&ポリシー (2)

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、医学研究科委員会が適當と認める授業科目を医学研究科修士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、医学研究科委員会が定める。

第86条の3 初年度において12単位以上を修得することを原則とする。

第86条の4 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第86条の5 ① 指導教授が必要と認めた場合には、医学研究科委員会の審議を経て、他の研究科修士課程、学部もしくは研究所等塾内諸機関に設置された授業科目または医学研究科委員会の認める他大学大学院もしくは塾外研究機関における授業科目を指定して履修させ、評価の上適当な単位を与えることができる。

② 医学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で自由科目として修得した医学研究科設置科目の単位を、入学後、12単位まで第86条の6に定める単位数に含めることができる。

③ 医学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、4単位まで第86条の6に定める選択科目の単位数に含めることができる。

第86条の6 修士課程の修了要件は、選択必修科目26単位、選択科目4単位以上、合わせて30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。ただし、本大学大学院経営管理研究科からの入学者は、ヘルスケアポリシー 4単位、産業経済分析：ライフサイエンス産業 4単位の計8単位を含む26単位を選択必修科目として修得するものとする。

第86条の7 ① 学位論文は、4部作成し、医学研究科委員会に提出する。

なお提出の時期、その審査および最終試験の日程は、医学研究科委員会が定める。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

博 士 課 程

第87条 ① 医学研究科に設置する博士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

専攻	分野	主 科 目				副 科 目			
		授 業 科 目		単位	授 業 科 目		単位		
医 学 研 究 系	解 剖 学 科	解剖学特論	4	解剖学実習	9				
		解剖学演習	4	生理学実習	9				
		解剖学実習	9	医学化実習	9				
		生命倫理学	1	分子生物学実習	9				
		医学方法論	1	ゲノム医学実習	9				
		医学特別講義	1	薬理学実習	9				
		単位計	20	先端医学実習	9				

生 理 学		生	理	学	学	特	論	習	4	9	9
		生	理	学	学	演	習	習	4	9	9
		生	理	学	学	实	理	学	9	9	9
		生	命	医	科	倫	理	学	1	9	9
		医	学	学	方	法	論	義	1	9	9
		医	学	学	特	別	講	義	1	9	9
	单位計								20		
	医 化 学	医	化	学	学	特	論	習	4	9	9
		医	化	学	学	演	習	習	4	9	9
		医	化	学	学	实	理	学	9	9	9
		生	命	医	科	倫	理	学	1	9	9
		医	学	学	方	法	論	義	1	9	9
		医	学	学	特	別	講	義	1	9	9
	单位計								20		
研 究 系	分 子 生 物 学	分	子	生	物	学	特	論	4	9	9
		分	子	生	物	学	演	習	4	9	9
		分	子	生	物	学	实	理	9	9	9
		生	命	医	科	倫	理	学	1	9	9
		医	学	学	方	法	論	義	1	9	9
		医	学	学	特	別	講	義	1	9	9
	单位計								20		
	ゲ ノ ム 医 学	ゲ	ノ	ム	医	学	特	論	4	9	9
		ゲ	ノ	ム	医	学	演	習	4	9	9
		ゲ	ノ	ム	医	学	实	理	9	9	9
		生	命	医	科	倫	理	学	1	9	9
		医	学	学	方	法	論	義	1	9	9
	单位計								20		
	薬 理 学	薬	理	学	学	特	論	習	4	9	9
		薬	理	学	学	演	習	習	4	9	9
		薬	理	学	学	实	理	学	9	9	9
		生	命	医	科	倫	理	学	1	9	9
		医	学	学	方	法	論	義	1	9	9
		医	学	学	特	別	講	義	1	9	9
	单位計								20		

医 学	感 染 症 学	感 染 症 学 生 命 医 科 学	感 染 症 症 实 命 命 医 科 学	特 演 習 实 理 法 方 法	論 習 學 論 義 講	4 4 9 1 1 1
	单位計					
研 究	法 医 学	法 法 法 生 命 医 科 学	医 医 医 命 命 学 学 方 方	学 学 学 实 实 理 理 法 法	特 演 習 实 理 法 论 論	4 4 9 1 1 1
	单位計					
系	微生物 学 免疫 学	微生物 学 免疫 学 生 命 医 科 学	微生物 学 免疫 学 命 命 学 学 方 方	免疫 学 免疫 学 命 命 理 理 法 法	特 論 習 學 理 論 義 講	4 4 9 1 1 1
	单位計					
	衛 生 學 公 衆 衛 生 學	衛 生 學 公 衆 衛 生 學 生 命 医 科 学	衛 生 學 公 衆 衛 生 學 命 命 学 学 方 方	衛 生 學 公 衆 衛 生 學 命 命 理 理 法 法	衛 生 學 公 衆 衛 生 學 命 命 理 理 論 論	4 4 9 1 1 1
	单位計					
	生 物 統 計 学	生 物 統 計 学 生 命 医 科 学	生 物 統 計 学 命 命 学 学 方 方	統 計 學 命 命 理 理 法 法	計 學 實 理 論 論 義 講	4 4 9 1 1 1
	单位計					

医 学	医 疗 政 策 · 管 理 学	医療政策・管理学特論	4
		医療政策・管理学演習	4
		医療政策・管理学実習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 学 方 法 论	1
		医 学 特 别 讲 義	1
	单位計		20
研 究 系	医 学 教 育 学	医 学 教 育 学 特 论	4
		医 学 教 育 学 演 習	4
		医 学 教 育 学 実 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 学 方 法 论	1
		医 学 特 别 讲 義	1
	单位計		20
研 究 系	内 科 学	内 科 学 特 论	4
		内 科 学 演 習	4
		内 科 学 実 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 学 方 法 论	1
		医 学 特 别 讲 義	1
	单位計		20
研 究 系	腫 瘍 学	腫 瘍 学 特 论	4
		腫 瘍 学 演 習	4
		腫 瘍 学 実 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 学 方 法 论	1
		医 学 特 别 讲 義	1
	单位計		20
研 究 系	小 兒 科 学	小 兒 科 学 特 论	4
		小 兒 科 学 演 習	4
		小 兒 科 学 実 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 学 方 法 论	1
		医 学 特 别 讲 義	1
	单位計		20

医 学	精神 神 經 科 學	精神 神 經 科 學 特 論	4
		精神 神 經 科 學 演 習	4
		精神 神 經 科 學 實 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 學 方 法 論	1
		医 学 特 別 講 義	1
	单位計		20
研 究 系	皮 膚 科 學	皮 膚 科 學 特 論	4
		皮 膚 科 學 演 習	4
		皮 膚 科 學 實 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 學 方 法 論	1
		医 学 特 別 講 義	1
	单位計		20
研 究 系	放 射 線 医 学	放 射 線 医 学 特 論	4
		放 射 線 医 学 演 習	4
		放 射 線 医 学 實 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 學 方 法 論	1
		医 学 特 別 講 義	1
	单位計		20
研 究 系	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 学	リハビリテーション医学特論	4
		リハビリテーション医学演習	4
		リハビリテーション医学実習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 學 方 法 論	1
		医 学 特 別 講 義	1
	单位計		20
研 究 系	臨 床 検 査 医 学	臨 床 検 査 医 学 特 論	4
		臨 床 検 査 医 学 演 習	4
		臨 床 検 査 医 学 實 習	9
		生 命 倫 理 学	1
		医 科 學 方 法 論	1
		医 学 特 別 講 義	1
	单位計		20

医 学 研 究 系	漢 方 医 学	漢 漢 漢 漢 生 医 医	方 方 方 方 命 科 学	医 医 医 医 倫 学 方	学 学 学 学 理 学 法	特 演 实 理 論 法 講	論 習 習 學 論 習 義	4 4 9 1 1 1
	单位計							20
	外 科 学	外 外 外 生	科 科 科 命	学 学 学 倫	特 演 实 理	論 習 習 學	4 4 9 1	
	医 科	医	科	学	方	法	論	1
	医	医	学	特	別	講	義	1
	单位計							20
	脑 神 經 外 科 学	脑 神 經 外 科 学	神 經 外 科 学	外 科 学	科 学	特 演 实 理	論 習 習 學	4 4 9 1
	医 科	医	科	学	方	法	論	1
	医	医	学	特	別	講	義	1
	单位計							20
究	整 形 外 科 学	整 整 整 生	形 形 形 命	外 外 外 命	科 科 科 倫	学 学 学 理	特 演 实 理	論 習 習 學
	医 科	医	科	学	方	法	論	4 4 9 1
	医	医	学	特	別	講	義	1
	单位計							20
	眼 科 学	眼 眼 眼 生	科 科 科 命	学 学 学 倫	特 演 实 理	論 習 習 學	4 4 9 1	
系	医 学	医	科	学	方	法	論	1
	单位計							20

耳 鼻 咽 喉 科 学	耳 鼻 咽 喉 科 学	耳	鼻	咽	喉	科	学	特	論	4
		耳	鼻	咽	喉	科	学	演	習	4
		耳	鼻	咽	喉	科	学	实	習	9
		生	命	倫	理	科	学		學	1
		医	科	学	方	法	論			1
		医	学	特	別	講	義			1
	单位計									20
	泌 尿 器 科 学	泌	尿	器	科	学	特	論		4
		泌	尿	器	科	学	演	習		4
		泌	尿	器	科	学	实	習		9
		生	命	倫	理	科	学		學	1
		医	科	学	方	法	論			1
		医	学	特	別	講	義			1
	单位計									20
	产 妇 人 科 学	产	妇	人	科	学	特	論		4
		产	妇	人	科	学	演	習		4
		产	妇	人	科	学	实	習		9
		生	命	倫	理	科	学		學	1
		医	科	学	方	法	論			1
		医	学	特	別	講	義			1
	单位計									20
	麻 醉 学	麻	醉	学	特	論				4
		麻	醉	学	演	習				4
		麻	醉	学	实	習				9
		生	命	倫	理	科	学		學	1
		医	科	学	方	法	論			1
		医	学	特	別	講	義			1
	单位計									20
	形 成 外 科 学	形	成	外	科	学	特	論		4
		形	成	外	科	学	演	習		4
		形	成	外	科	学	实	習		9
		生	命	倫	理	科	学		學	1
		医	科	学	方	法	論			1
		医	学	特	別	講	義			1
	单位計									20

医 学 研 究 系	救 急 医 学	救 急 医 学 医 科 学 医 学	急 医 学 实 命 科 方 特 別	醫 學 學 理 學 法 法 講 義	論 習 習 理 論 論 義	4 4 9 1 1 1	
		单位計				20	
	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 医 科 学 医 学	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 命 科 方 特 別	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 命 科 方 法 講 義	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 命 科 方 法 論 義	4 4 9 1 1 1	
		单位計				20	
	ス ポ ー ツ 医 学	ス ポ ー ツ 医 学 医 科 学 医 学	ス ポ ー ツ 医 学 命 科 方 特 別	ス ポ ー ツ 医 学 命 科 方 法 講 義	ス ポ ー ツ 医 学 命 科 方 法 論 義	4 4 9 1 1 1	
		单位計				20	
		薬 物 動 態 学	薬 物 動 態 学 命 科 学 医 学	物 動 態 学 命 科 方 特 別	物 動 態 学 命 科 方 法 講 義	4 4 9 1 1 1	
	单位計					20	
医 疗 科 学 系	臨 床 研 究 学	臨 床 研 究 基 礎 臨 床 医 基 礎	臨 床 研 究 命 基 礎 床 學 生物	研 究 學 命 學 疫 學 統 統 計 學	究 學 學 理 學 疫 學 計 學	4 4 9 1 2 2	
		臨 床 研 究 基 礎 臨 床 医 基 礎	臨 床 研 究 命 基 礎 床 學 生物	研 究 學 命 學 疫 學 統 統 計 學	究 學 學 理 學 疫 學 計 學	4 4 9 1 2 2	
		臨 床 研 究 基 礎 臨 床 医 基 礎	臨 床 研 究 命 基 礎 床 學 生物	研 究 學 命 學 疫 學 統 統 計 學	究 學 學 理 學 疫 學 計 學	4 4 9 1 2 2	
		臨 床 研 究 基 礎 臨 床 医 基 礎	臨 床 研 究 命 基 礎 床 學 生物	研 究 學 命 學 疫 學 統 統 計 學	究 學 學 理 學 疫 學 計 學	4 4 9 1 2 2	
		臨 床 研 究 基 礎 臨 床 医 基 礎	臨 床 研 究 命 基 礎 床 學 生物	研 究 學 命 學 疫 學 統 統 計 學	究 學 學 理 學 疫 學 計 學	4 4 9 1 2 2	
		臨 床 研 究 基 礎 臨 床 医 基 礎	臨 床 研 究 命 基 礎 床 學 生物	研 究 學 命 學 疫 學 統 統 計 學	究 學 學 理 學 疫 學 計 學	4 4 9 1 2 2	

	臨床研究 学	基礎生物統計学Ⅱ	2		
		応用生物統計学	2		
		疫学研究の統計学的方法	2		
医 療 科 学 系	臨 床 腫 瘍 学 学	単位計	32		
		臨床腫瘍学特論	4		
		臨床腫瘍学演習	4		
		臨床腫瘍学実習	9		
		外科腫瘍治療学特論	4		
		外科腫瘍治療学演習	4		
		外科腫瘍治療学実習	9		
		放射線腫瘍学特論	4		
		放射線腫瘍学演習	4		
		放射線腫瘍学実習	9		
		精神緩和医療学特論	4		
		精神緩和医療学演習	4		
		精神緩和医療学実習	9		
		疼痛制御学特論	4		
		疼痛制御学演習	4		
		疼痛制御学実習	9		
		腫瘍リハビリテーション医学特論	4		
		腫瘍リハビリテーション医学演習	4		
		腫瘍リハビリテーション医学実習	9		
		放射線治療学特論	4		
		放射線治療学演習	4		
		放射線治療学実習	9		
		生命倫理学	1		
		基礎疫学	2		
		臨床疫学	2		
		医学統計学	2		
		基礎生物統計学Ⅰ	2		
		基礎生物統計学Ⅱ	2		
		応用生物統計学	2		
		疫学研究の統計学的方法	2		
		単位計	134	計	429

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、医学研究科委員会が適当と認める授業科目を医学研究科博士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、医学研究科委員会が定める。

第88条 博士課程の修了要件は、医学研究系においては、設置された授業科目中、主科目20単位以上、副科目10単位以上を組み合わせて30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。また、医療科学系においては、設置された授業科目中、主科目20単位以上、副科目10単位以上を組み合わせて、修得単位数を30単位以上とする（ただし、どちらの専攻であっても自己の所属する分野の主科目と同一の科目を除く。）。

第89条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第90条① 指導教授が必要と認めたときは、医学研究科における他の専攻の授業科目、他の研究科、学部、研究所等塾内諸機関に設置された授業科目または医学研究科委員会の認める他大学大学院もしくは塾外研究機関における授業科目を指定して履修させ、評価の上適当な単位を与えることができる。

② 医学研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または研究科を修了した後に、当該学部または研究科で自由科目として修得した、指定された医学研究科設置科目の単位を、入学後、第88条に定める単位数に含めることができる。

③ 医学研究科の修士課程を修了した翌年度に博士課程に入学した者については、修士課程で修得した科目のうち、医学研究科委員会があらかじめ指定した科目の単位を、第88条に定める科目的単位数に含めることができる。

第91条 第88条の要件をみたす見込みのある者で研究上必要な指導を受けた者は、学位論文を提出することができる。

第92条 学位論文は、博士課程に入学後、2部作成し、在学中に指導教授を通じ、医学研究科委員会に提出しなければならない。

第93条① 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとし、最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目の学識と研究指導能力について筆記又は口頭で行うものとする。

② 前項の論文審査および最終試験は、関係教授および医学研究科委員会において選出された委員で組織された学位審査委員会が行い、学位審査委員会は、その結果を医学研究科委員会に報告し、医学研究科委員会はその報告に基づいて合否を決定する。

第7 理工学研究科

修士課程

第94条① 理工学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 総合科目

生 命 倫 理 (2)	人間科学セミナー (2)
科 学 技 術 思 想 史 (2)	科学技術文化特論 (2)
知 的 財 産 権 特 論 (2)	国際交流セミナー I (2)
環 境 法 (2)	国際交流セミナー II (2)
ベンチャー企業経営論 (2)	リーダーシップ論 (2)
科学技術ジャーナリズム (2)	実践知財管理 1 (2)
サイエンス・ライター入門 (2)	実践知財管理 2 (2)
テクニカル・コミュニケーションI (2)	MACROECONOMIC DEVELOPMENTS
テクニカル・コミュニケーションII (2)	AND ECONOMIC POLICY IN JAPAN (2)

2 専門科目

基礎理工学専攻

数理科学特論 A (2)	幾何学特論 C (2)
数理科学特論 B (2)	離散数学特論 C (2)
数理科学特論 C (2)	計算数学特論 A (2)
シミュレーション工学 (2)	計算数学特論 B (2)
表面界面科学 (2)	数理解析特論 (2)
生物無機化学特論 (2)	数理構造特論 (2)
有機合成化学特論 (2)	場計算物理特論 (2)
理論分子化学特論 (2)	数理の理学特論 (2)
数理ファイナンス特論 (2)	磁性物物理特論 (2)
解析学特論 (2)	低温物物理特論 (2)
確率特論 A (2)	物性物理学特論 A (2)
確率特論 B (2)	物性物理学特論 B (2)
確率特論 C (2)	レーザー物理学 (2)
統計科学特論 A (2)	原子分子分光学 (2)
統計科学特論 B (2)	統計科学特論 (2)
統計科学特論 C (2)	統計科学特論 (2)
関数方程式特論 A (2)	原量医用量子生物学 (2)
関数方程式特論 B (2)	関数方程式特論 (2)
代数学特論 A (2)	代数学特論 (2)
代数学特論 B (2)	代数学特論 (2)
代数学特論 C (2)	代数学特論 (2)
幾何学特論 A (2)	幾何学特論 (2)
幾何学特論 B (2)	幾何学特論 (2)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 物性有機化学特論 (2) | ポストゲノム生命科学方法論 (2) |
| 分子生命化学特論 (2) | ニューロインフォマティクス (2) |
| 現代薬学特論 (2) | 先端創薬科学 (2) |
| 神経細胞の物理化学 (2) | クオーク・ハドロン物理学 (2) |
| 数理情報科学特別講義 (2) | 光物性物理学特論 (2) |
| データサイエンス特別講義 (2) | 有機光化学特論 (2) |
| 物理学特別講義 A (2) | 量子エレクトロニクス (2) |
| 物理学特別講義 B (2) | デバイス物性工学 (2) |
| 物理学特別講義 C (2) | 量子力学の数理工学 (2) |
| 応用物理特別講義 A (2) | 細胞生物学特論 (2) |
| 分子化学特別講義 A (2) | 生体分子有機化学特論 (2) |
| 分子化学特別講義 B (2) | 糖質有機化学特論 (2) |
| バイオマテリアル特論 (2) | 有機触媒反応特論 (2) |
| 放射光物理学 (2) | 実践化学プレゼンテーション1 (2) |
| スピニエレクトロニクス (2) | 実践化学プレゼンテーション2 (2) |
| 医用光工学 (2) | 有機化学セミナー1 (2) |
| 生物有機化学特論 (2) | 有機化学セミナー2 (2) |
| 非線形化学動力学 (2) | 化学製品と現代生活 (2) |
| システムバイオロジー特論 (2) | 応用物理特別講義 C (2) |
| 多体系の量子論 (2) | 糖質生命化学特論 (2) |
| 統計物理学 A (2) | 高エネルギー物理学 (2) |
| 統計物理学 B (2) | メゾスコピック物質科学特論 (2) |
| 古典流体の緩和過程 (2) | スピニ・ナノ物性物理学特論 (2) |
| イオング工学 (2) | 生物化学特別講義 A (2) |
| 生体制御 (2) | 生物化学特別講義 B (2) |
| 発生生物学特論 (2) | 計算化学特論 (2) |
| 生体分子機能特論 (2) | 天然物合成化学特論 (2) |
| 進化生物学特論 (2) | 応用プラズマ工学 (2) |
| 生命システム情報特別講義A (2) | スマートシステム設計論 (2) |
| 生命システム情報特別講義B (2) | 生体分子システムの数理 (2) |
| 有機金属化学特論第1 (2) | 分子触媒化学特論 (2) |
| 有機金属化学特論第2 (2) | 高分子コロイド化学特論 (2) |
| 数理ファイナンス特別講義 (2) | 学外特別研修(インターナシップ) (2) |
| 凝縮系物理学特論 (2) | 交換協定課題研究 A (2) |
| モデルベース制御理論 (2) | 交換協定課題研究 B (2) |
| 知能化機械システム (2) | 国外研究 A (2) |
| 光情報計測 (2) | 国外研究 B (4) |
| 宇宙電波天文学 (2) | 基礎理工学課題研究 (4) |

総合デザイン工学専攻

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ナノエレクトロニクス (2) | デジタル無線通信 (2) |
| システムLSI設計 (2) | デザインプロジェクト (4) |
| 光エレクトロニクス (2) | 光学材料特論 (2) |
| 画像工学特論 (2) | マイクロ・ナノ空間システム
統合工学 (2) |
| メディア信号処理 (2) | 超精密加工計測 (2) |
| 機能物質概論 (2) | MEMS特論—デザインおよび
マイクロファブリケーション (2) |
| 機能デザイン工学 (2) | 非線形力学系の解析と制御 (2) |
| デザイン科学 (2) | 材料強度学 (2) |
| 機械系の動力学 (2) | 電機統合システム (2) |
| 知的制御工学 (2) | マイクロデバイスシステムデザイン (2) |
| 流れ場への数理的アプローチ (2) | 成形プロセスのデジタルシンセシス (2) |
| 熱エネルギーシステム論 (2) | フォトニックナノ構造 (2) |
| 熱流体システムデザイン論 (2) | デバイス物性工学 (2) |
| 高度設計生産システム (2) | マルチディシプリンアリ・
デザイン科学特別講義 (2) |
| 知能化機械システム (2) | 電気化学特論 (2) |
| 光情報計測 (2) | メカニカル・
インターフェース・デザイン (2) |
| コンピュータビジョン (2) | 宇宙探査工学 (2) |
| ソフトコンピューティング (2) | システムエレクトロニクス特論 (2) |
| コンピューターアーキテクチャ特論 (2) | 信号処理工学特論 (2) |
| マテリアル合成の化学 (2) | バイオミメティック
マイクロナノ工学 (2) |
| 機器分析総論 (2) | 非線形固体力学 (2) |
| 電気・磁気機能物質 (2) | 先進システムデザイン工学 (2) |
| 自己組織化の科学 (2) | 応用システムデザイン工学 (2) |
| 生体材料工学 (2) | 実時間信号処理 (2) |
| 都市解析の
オペレーションズ・リサーチ (2) | システム制御設計論 (2) |
| 電気電子デバイス・システム
特別講義 (2) | 電気電子総合演習 (2) |
| 総合デザイン工学特別講義A (2) | レーザープロセシング (2) |
| 総合デザイン工学特別講義B (2) | 有機電子材料・デバイス (2) |
| 総合デザイン工学特別講義C (2) | 化学・バイオセンサーと
センシングマテリアル (2) |
| 光ネットワークシステム (2) | マテリアルデザイン科学
ジョイントセミナー (1) |
| 計算固体力学入門 (2) | 応用パワーエレクトロニクス (2) |
| 居住環境デザイン工学 (2) | 光応用システム工学 (2) |
| 非線形化学動力学 (2) | スピニ・ナノ物性物理学特論 (2) |
| マイクロオプティクス (2) | |
| 光ナノ量子制御 (2) | |
| 数値モデリングと
計算機シミュレーション (2) | |

蛍光体材料特論 (2)
無機材料設計特論 (2)
生命システムの物理と化学 (2)
認知ロボティクス (2)
しなやか材料の力学と
構造デザイン (2)
量子インターネットと
量子情報理論 (2)
ナノデバイス工学 (2)
機能性ソフトマテリアル特論 (2)

固体電気化学特論 (2)
流体力学特論 (2)
PHYSICS OF LIVING MATTER (2)
学外特別研修(インターンシップ) (2)
交換協定課題研究 A (2)
交換協定課題研究 B (2)
国際研究 A (2)
国際研究 B (4)
総合デザイン工学課題研究 (4)

開放環境科学専攻

知的制御工学 (2)
企業と環境 (2)
計算モデル特論 (2)
オペレーティングシステム特論 (2)
ディジタル通信理論特論 (2)
コンピュータネットワーク特論 (2)
ヒューマンエージェント
 インタラクション (2)
燃焼工学特論 (2)
化学工学特論 (2)
反応熱流体力学 (2)
環境科学ディスカッション (2)
反応工学特論 (2)
形式言語特論 (2)
自然言語処理特論 (2)
データベース特論 (2)
コンピューターアーキテクチャ特論 (2)
分散システム特論 (2)
光通信工学 (2)
ネットワークセキュリティ (2)
ソフトコンピューティング (2)
実世界インタラクティブシステム (2)
コンピュータビジョン (2)
情報工学特論 A (2)
情報工学特論 B (2)
応用統計解析特論 (2)
ビジネスエコノミクス特論第2 (2)
ファイナンシャル
 エンジニアリング特論第1 (2)

ファイナンシャル
 エンジニアリング特論第2 (2)
インダストリアル
 エンジニアリング特論 (2)
人間工学特論 I (2)
オペレーションズ・リサーチ特論 (2)
人工知能と複雑ネットワーク (2)
都市解析の
 オペレーションズ・リサーチ (2)
人間工学特論 II (2)
有限要素モデリング
 シミュレーション (2)
計算固体力学入門 (2)
建築安全工学 (2)
居住環境デザイン工学 (2)
宇宙システム工学 (2)
圧縮性流体力学 (2)
生活セントリックデザインと
 社会実装 (2)
車両・交通工学 (2)
建築デザイン工学 (2)
建築計画学 (2)
建築構造デザイン学 (2)
反応装置工学 (2)
環境エネルギー科学特論第1 (2)
環境エネルギー科学特論第2 (2)
計測物理特論 (2)
実世界指向
 コミュニケーション特論 (2)

マイクロプロセッサ
　　アーキテクチャ特論 (2)
空間型インターフェース論 (2)
コンピュータサイエンス同演習 (2)
分子動力学特論 (2)
インターネットバックボーン
　　アーキテクチャ特論 (2)
ネットワーク工学特論 (2)
ナノマテリアル特論 (2)
空間・環境デザイン工学
　　特別講義第1 (2)
空間・環境デザイン工学
　　特別講義第2 (2)
環境機能材料工学特論 (2)
S o C 設計技術 (2)
アドホック・センサネットワーク (2)
分子結晶の物理化学 (2)
乱流のモデルと応用 (2)
乱流の基礎と数理 (2)
年 金 数 理 (2)
建築設計スタジオ A (4)
建築設計スタジオ B (4)
建築設計学外研修 A (4)
建築設計学外研修 B (4)
建築設計学外研修 C (4)
建築設計学外研修 D (4)
現代建築意匠特論 (2)
公共空間とコミュニケーション (2)
製品・物質循環論 (2)
応用力学・計算力学特論第1 (4)
応用力学・計算力学特論第2 (2)
応用力学・計算力学特論第3 (2)
応用力学・計算力学特論第4 (2)
アクチュエータ工学特論 (2)
計算機システム設計論 (2)
コンピュータ可視化特論 (2)
オペレーションズ・マネジメント (2)
オープンシステムマネジメント
　　同実験・演習 (2)
ビジネスエコノミクス特論第1 (2)

住まいと生活の
　　システムデザイン (2)
混相流体力学 (2)
ネットワークサービス特論 (2)
複合現実感 (2)
建築形態分析 (2)
電気化學特論 (2)
インタラクティブ・ロボティクス (2)
非線形化學動力学 (2)
ソフトウェア工学特論 (2)
並行計算モデル (2)
応用実験計画法特論 (2)
移動現象操作 (2)
パターン認識と学習 (2)
先進材料の力学と
　　数値シミュレーション (2)
総合的品質管理特論 (2)
計算ソフトマター特論 (2)
リアルオプション分析 (2)
システム最適化 (2)
非線形ダイナミクス (2)
機能性ソフトマテリアル特論 (2)
機械知能 (2)
システム分析・評価特論 (2)
マテリアル合成の化学 (2)
流体力学特論 (2)
メディアコンピューティング (2)
量子インターネットと
　　量子情報理論 (2)
先端 V L S I 設計演習 (2)
PHYSICS OF LIVING MATTER (2)
コンピュテーションナル
　　ファブリケーション (2)
音 声 音 韻 工 学 (2)
学外特別研修(インターナシップ) (2)
交換協定課題研究 A (2)
交換協定課題研究 B (2)
国 外 研 究 A (2)
国 外 研 究 B (4)
開放環境科学課題研究 (4)

3 特別研究科目

基礎理工学専攻

基礎理工学特別研究第1 (6)

総合デザイン工学専攻

総合デザイン工学特別研究第1 (6)

開放環境科学専攻

開放環境科学特別研究第1 (6)

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、理工学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、理工学研究科委員会で定める。

第95条 削除

第96条 理工学研究科に入学または進学した学生は、その属する専攻の教員を指導教員としなければならない。

第97条① 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

- ② 指導教員が所属する教育研究分野の主専門科目8単位以上を修得した場合は主専門修了とする。なお、指導教員が所属する教育研究分野の主専門科目およびその履修方法は別に定める。
- ③ 主専門科目とは異なる分野の副専門科目4または6単位以上を修得した場合は副専門修了とする。なお、副専門科目ならびにその履修方法および所定の単位は別に定める。

第98条 指導教員が必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科または学部の授業科目を指定して履修させことがある。

第98条の2 理工学研究科委員会があらかじめ指定した理工学研究科の科目について、入学前に指定した方法で修得し、入学後、指導教員が必要と認めた場合、8単位までを第100条の単位数に算入することができる。

第99条① 理工学研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させことがある。

- ② 前項で修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学大学院において修得したものとみなすことができる。
- ③ 第1項に準ずる場合については、別に定める。

第100条 修士課程の修了要件は、第97条第2項に定める主専門8単位以上を含む30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。ただし、理工学研究科委員会が認める教育プログラムに参加する学生においては、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第101条 学位論文に着手しようとする者は、16単位以上の授業科目を修得し、理工学研究科委員会の承認を受けなければならない。

第102条① 学位論文は、2部作成し、指導教員を通じて理工学研究科委員会の定める期間内に理工学研究科委員会に提出しなければならない。

- ② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第103条 理工学研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
理工学研究科	基礎理工学専攻	数学・理科
	総合デザイン工学専攻	数学・理科
	開放環境科学専攻	数学・理科

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
理工学研究科	基礎理工学専攻	数学・理科・工業・情報
	総合デザイン工学専攻	数学・理科・工業・情報
	開放環境科学専攻	数学・理科・工業・情報

後期博士課程

第104条① 理工学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

基礎理工学専攻

基礎理工学特別研究第2 (6)

総合デザイン工学専攻

総合デザイン工学特別研究第2 (6)

開放環境科学専攻

開放環境科学特別研究第2 (6)

② 前項に掲げる授業科目のほか、理工学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、理工学研究科委員会で定める。

第104条の2 削除

第104条の3 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第104条の4 指導教員が必要と認めた場合には、理工学研究科修士課程および他研究科の授業科目を指定して履修させることがある。

第105条 理工学研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他大学大学院等とあらかじめ協議の上、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な授業科目の履修および研究上の指導を受けさせることがある。

第106条① 博士課程の修了要件は、第104条に定める授業科目中6単位以上を修得し、第109条に定める要件を満たすこととする。

② 最終試験は、博士論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

第107条① 学位論文は、3部作成し、指導教員を通じて理工学研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第8 経営管理研究科

修士課程

第107条の2 ① 経営管理研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

MBAプログラム

1 基礎科目

会計管理 (2)	組織マネジメント (2)
マーケティング (2)	経済・社会・企業 (2)
財務管理 (2)	生産政策 (2)
総合経営 (2)	経営科学 (2)

2 専門科目

経済性分析 (2)	企業倫理 (2)
経営管理会計 (2)	戦略コンサルティング (2)
マネジメント・コントロール (2)	経営プロジェクト (2)
人材資源戦略 (2)	生産マネジメント (2)
財務理論 (2)	マネジリアル・エコノミクス (2)
市場戦略論 (2)	ヘルスケアマネジメント&ポリシー (2)
消費者行動 (2)	財務報告分析 (2)
流通論 (2)	ベンチャーキャピタリスト養成I (2)
経営史 (2)	ベンチャーキャピタリスト養成II (2)
経営法学I (2)	産業経済分析：
経営法学II (2)	ヘルスケア産業 (2)
ヘルスエコノミクス (2)	日本の経営環境 (2)
アントルプレナー戦略 (2)	日本における生産管理 (2)
マーケティング戦略 (2)	経営科学と意思決定 (2)
金融機関経営 (2)	経営戦略における
生産システム設計論 (2)	アントルプレナーシップ (2)
マーケティング・コミュニケーション論 (2)	日本における組織マネジメントI (2)
リーダーシップ論 (2)	日本におけるマーケティング (2)
グローバル・イノベーション (2)	日本における財務管理 (2)
国際財務管理 (2)	日本における会計管理 (2)
多国籍組織・戦略 (2)	Individual Field Study (2)
競争戦略論 (2)	集中企業研究 (2)
経済理論I (2)	新事業創造体験 (2)
経済理論II (2)	タックス・プランニング (2)

企業戦略における 技術と社会的インパクト (2)	国際人的資源管理 (2)
サービス・マーケティング論 (2)	病院経営 I (2)
ビジネス統計 (2)	病院経営 II (2)
マクロ組織論 (2)	グローバルフィールド研究 I (1)
不確実性と組織のマネジメント (2)	グローバルフィールド研究 II (1)
リスクマネジメントと危機管理 (2)	デジタル時代の金融産業論： ・ フィンテック概論 (2)
情報と意思決定 (2)	情報技術 (2)
行動ファイナンス (2)	持続可能性とビジネス・投資 (2)
アジアビジネス・フィールドスタディ (2)	デジタルテクノロジーと経営 (2)
経営実務講座 一同窓生から現役生へ— (1)	データサイエンス (2)
起業と法 ・ フォーラム・プログラム (2)	Global Intellectual Property Management (2)
組織と人間行動 (2)	Law of the Internet (2)
経営者の法と実務 (2)	International Commercial Transactions (2)
ビジネスプロデュース論 —成長・政策・CSR— (2)	共存・共生のマネジメント (2)
人材開発論 (2)	A.T. Kearney 実践コンサルティングプロジェクト (2)
起業体験 (2)	ソーシャルイノベーション (2)
ダイバーシティと ・ インクルージョン (2)	応用実証経済学 (2)
ビジネス・ゲーム (2)	ビジネス・ゲーム (2)
3 特殊講義	
会計管理特殊講義 (2)	生産政策特殊講義 (2)
マネジメント・コントロール特殊講義 (2)	財務管理特殊講義 (2)
経営情報システム特殊講義 (2)	マーケティング特殊講義 (2)
マネジリアル・エコノミクス特殊講義 (2)	経営環境特殊講義 (2)
組織・戦略特殊講義 (2)	経営政策特殊講義 (2)
組織行動特殊講義 (2)	経営管理特殊講義 (2)
人的資源管理特殊講義 (2)	
4 演習	
会計管理演習 (2)	マーケティング演習 (2)
マネジメント・コントロール演習 (2)	人的資源管理演習 (2)
経営情報システム演習 (2)	財務管理演習 (2)
マネジリアル・エコノミクス演習 (2)	経営環境演習 (2)
組織・戦略演習 (2)	経営政策演習 (2)
生産政策演習 (2)	経営管理演習 (2)
組織行動演習 (2)	

EMBAプログラム

1 コア科目	
会計管理(EMBA) (2)	組織マネジメント(EMBA) (2)
マーケティング(EMBA) (2)	経済・社会・企業(EMBA) (2)
財務管理(EMBA) (2)	生産政策(EMBA) (2)
総合経営(EMBA) (2)	経営科学(EMBA) (2)
2 総合演習科目	
ビジネス・ゲーム(EMBA) (1)	
(グローバル経営科目群)	
グローバル経営A(EMBA) (2)	グローバル経営C(EMBA) (2)
グローバル経営B(EMBA) (2)	グローバル経営D(EMBA) (2)
(経営者討論科目群)	
経営者討論A(EMBA) (2)	経営者討論B(EMBA) (2)
(フィールド科目群)	
フィールドA(EMBA) (4)	フィールドB(EMBA) (4)
3 専門科目	
会計管理特論(EMBA) (2)	組織マネジメント特論(EMBA) (2)
マーケティング特論(EMBA) (2)	経営環境特論(EMBA) (2)
財務管理特論(EMBA) (2)	生産政策特論(EMBA) (2)
総合経営特論(EMBA) (2)	経営科学特論(EMBA) (2)
4 個人研究科目	
個人研究A(EMBA) (2)	個人研究C(EMBA) (2)
個人研究B(EMBA) (2)	
5 ビジョナリーコ目	
ビジョナリーA(EMBA) (1)	ビジョナリーC(EMBA) (2)
ビジョナリーB(EMBA) (2)	

② 経営管理研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経営管理研究科委員会が適当と認める授業科目を経営管理研究科修士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、経営管理研究科委員会が定める。

第107条の3 経営管理研究科の学生は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

第107条の4① 指導教授が教育上必要と認め、かつ、受け入れ側の了承が得られた場合、本大学大学院他研究科および他大学大学院研究科の授業科目を履修することができる。これによって修得した単位数は、15単位を上限として修了の要件として修得すべき単位数に算入する。

② 経営管理研究科委員会は、履修すべき授業科目およびその履修方法について指示することがある。

第107条の5 ① 修士課程MBAプログラムの進級要件は、基礎科目16単位を履修したうえで12単位を修得し、かつ、経営管理研究科委員会が別に定める成績に関する要件をみたすこととする。

② 修士課程の修了要件は、MBAプログラムは42単位以上、EMBAプログラムは50単位以上の授業科目を修得し、かつ、経営管理研究科委員会が別に定める成績に関する要件をみたし、次項および第109条に定める要件をみたすこととする。

③ MBAプログラム

- 1 基礎科目12単位以上
- 2 基礎科目および専門科目の合計で38単位以上
- 3 特殊講義 2 単位
- 4 演習 2 単位

EMBAプログラム

- 1 コア科目12単位以上
- 2 グローバル経営科目群 4 単位以上
- 3 経営者討論科目群 2 単位以上
- 4 コア科目、グローバル経営科目群、経営者討論科目群および専門科目の合計で30単位以上
- 5 フィールド科目群 8 単位
- 6 ビジネス・ゲーム 1 単位
- 7 個人研究科目 6 単位
- 8 ビジョナリー科目 5 単位

第107条の6 ① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて経営管理研究科委員会に提出しなければならない。

② 修士論文の審査および最終試験の時期は、別に定める。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

④ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、経営管理研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

後期博士課程

第107条の7 ① 経営管理研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 専門科目

(総合経営政策科目群)

経営政策特論 (2) : 企業戦略特論 (2)

(生産政策科目群)

生産経営特論 (2) : 生産管理特論 (2)

(経営環境科目群)	
経営環境特論(2)	産業経済分析特論(2)
(マネジリアル・エコノミクス科目群)	
意思決定特論(2)	計量分析特論(2)
経営科学特論(2)	
(組織行動科目群)	
組織行動特論(2)	組織戦略特論(2)
組織心理学特論(2)	多国籍組織戦略特論(2)
人的資源特論(2)	国際人的資源管理特論(2)
(マーケティング科目群)	
マーケティング理論特論(2)	流通経営特論(2)
消費者行動特論(2)	市場戦略特論(2)
(経営財務科目群)	
財務管理特論(2)	行動ファイナンス特論(2)
金融機関経営特論(2)	財務理論特論(2)
(マネジメント・システム科目群)	
経営情報特論(2)	経営システム特論(2)
(会計科目群)	
経営分析特論(2)	会計理論特論(2)
経営管理会計特論(2)	実証会計特論(2)
会計管理特論(2)	
(共通領域科目群)	
ケースメソッド教授法特論(2)	
2 特別実習科目	
総合経営政策特別実習(2)	経営財務特別実習(2)
生産政策特別実習(2)	マネジメント・システム特別実習(2)
経営環境特別実習(2)	会計特別実習(2)
組織行動特別実習(2)	マネジリアル・
マーケティング特別実習(2)	エコノミクス特別実習(2)
3 特別演習	
経営管理特別演習Ⅰ(2)	経営管理特別演習Ⅲ(2)
経営管理特別演習Ⅱ(2)	
4 ケース学習前提科目	
② 指導教授がケースによる学習のために必要と認めた場合、経営管理研究科修士課程の諸科目から選択履修させることがある。なお、経営管理研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経営管理研究科委員会が適当と認める授業科目を経営管理研究科博士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、経営管理研究科委員会が定める。	

第107条の8 経営管理研究科の学生は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

第107条の9 指導教授が必要と認め、かつ、受入側の了承が得られた場合、本大学大学院他研究科および他大学大学院研究科において必要な研究指導を受けることができる。これによつて修得した単位は、次条の専門科目の単位数に算入する。

第107条の10 授業科目は、専門科目6単位以上、特別実習科目2単位以上および特別演習科目6単位を含めて合計16単位以上を履修しなければならない。

第107条の11 後期博士課程の修了要件は、第107条の9に定める研究指導を受け、前条に定める授業科目16単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第107条の12① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて経営管理研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験の時期は別に定める。ただし、その審査及び最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第107条の13① 学位論文の審査および最終試験の合格は、経営管理研究科委員会が判定する。

② 学位論文の審査および最終試験は、経営管理研究科委員会が指導教授及び関連科目担当教授2名以上から成る審査委員会を設置し、これに当たらせる。

第108条 削除

第9 政策・メディア研究科 修士課程

第108条の2 ① 政策・メディア研究科修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 研究支援科目

(概念科目)

- 概念構築(G R) (2)
- 概念構築(フィールドワーク論) (2)
- 概念構築(ヒューマンセキュリティ) (2)
- 概念構築(アカデミック・コミュニケーション手法) (2)
- 概念構築(リサーチデザイン) (2)
- 概念構築(戦略と制度設計) (2)

- 概念構築(C B) (2)
- 概念構築(EG1) (2)
- 概念構築(EG2) (2)
- 概念構築(C I) (2)
- 概念構築(B I) (2)
- 概念構築(コミュニケーション) (2)

その他概念科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目 (2)

(先端研究科目)

- 先端研究(G R) (2)
- 先端研究(社会理論と開発) (2)
- 先端研究(語用論) (2)
- 先端研究(パブリックポリシー) (2)
- 先端研究(ケースメソッド) (2)
- 先端研究(C B) (2)
- 先端研究(EG1) (2)

- 先端研究(EG2) (2)
- 先端研究ワークショップ(XD1) (2)
- 先端研究ワークショップ(XD2) (2)
- 先端研究ワークショップ(XD3) (2)
- 先端研究ワークショップ(XD4) (2)
- 先端研究(C I) (2)
- 先端研究(B I) (2)

その他先端研究科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目 (2)

2 プログラム科目

- グローバル・ガバナンス研究(基礎) (2)
- グローバル・ガバナンス研究(グローバル・ガバナンスの視点) (2)
- グローバル・ガバナンス研究(グローバリゼーションと地域変容) (2)
- グローバル・イシュー・プラクティス (2)
- グローバル・パートナーズ・ネットワーキング (2)
- 地域戦略研究(東アジア) (2)
- 地域戦略研究(北東アジア) (2)
- 地域戦略研究(中華圏) (2)
- 地域戦略研究(イスラーム圏) (2)
- 地域戦略研究(米州) (2)
- 地域戦略研究(欧州) (2)
- ワールドエコノミー (2)

- グローバルエコノメトリックス (2)
- 東南アジア現代史 (2)
- ポリシーマネジメント(開発ヒューマンセキュリティ) (2)
- 言語教育デザイン論 (2)
- ITと学習環境 (2)
- トランスカルチャー論 (2)
- ファイナンス理論 (2)
- 応用ファイナンス (2)
- リスクの統計分析 (2)
- 不動産市場分析 (2)
- 組織評価論 (2)
- 日本のビジネス (2)
- ネットワークと情報経済 (2)

経営戦略特論 (2)
ポリシーマネジメント
(政策形成とソーシャルイノベーション) (2)
ガバナンス論 (2)
ソーシャルビジネスと評価 (2)
意思決定モデル (2)
地方政府のガバナンス (2)
ITビジネスとグローバル経営 (2)
ITビジネスと経営組織の革新 (2)
行政組織の経営 (2)
地域情報化論 (2)
ソーシャルファイナンス (2)
キャリア開発演習 (2)
テクノロジーマネジメント論 (2)
H C I 設計論 (2)
ソシオコンテンツ分析特論 (2)
ソシオセマンティクス特論 (2)
認知・脳科学論 (2)
認知意味論 (2)
スポーツ・スキルサイエンス論 (2)
心理情報解析特論 (2)
人間工学論 (2)
宇宙法 (2)
建設マネジメント論 (2)
地域環境論 (2)
都市政策 (2)
デジタルアース論 (2)
安全環境論 (2)
応用環境デザイン
(建築とランドスケープのデザイン) (4)
応用環境デザイン
(都市環境のデザイン) (4)
環境の変遷 (2)
環境デザイン・フィールド・
ワークショップ (2)
環境空間論 (2)
建築環境制御論 (2)
建築技術論 (2)
建築構成論 (2)
構造のデザイン (2)

都市デザイン論 (2)
エネルギー政策分析 (2)
ランドスケープデザイン (2)
環境の力学 (2)
都市空間の構成 (2)
空間モデリング特論 (2)
エンタテイメントセオリー (2)
デザインセオリー (2)
デジタルサウンドセオリー (2)
エンタテイメントコンテンツ
プロデュース論 (2)
インターネットの進化と可能性 (2)
システムソフトウェア (2)
ソフトウェア開発方法論 (2)
マルチメディア
知識ベース構築論 (2)
情報セキュリティ論 (2)
ユビキタスコンピューティング
システム論 (2)
オブジェクト指向分析 (2)
知識発見法 (2)
自律分散協調システム論 (2)
先端分子細胞生物学 (2)
ゲノム工学実習 (2)
バイオインフォマティクス
アルゴリズム (2)
ゲノムデザイン学 (2)
ゲノム医学 (2)
数理生物学 (2)
生命科学英語 (2)
生命分子ネットワーク (2)
フィールドワーク A (2)
フィールドワーク B (2)
フィールドワーク C (2)
フィールドワーク D (2)
インターンシップ A (2)
インターンシップ B (2)
運動生理学・バイオメカ (2)
高齢社会デザイン論 (2)
老年学 (2)

環境フィールドワーク (2)	時 系 列 解 析 法 (2)
ソーシャルビジネスの 商品開発とプロモーション (2)	公 共 選 択 論 (2)
社会起業とイノベーション (2)	ペ ン チ ャ ー 経 営 論 (2)
社会イノベーションとデザイン (2)	社会保障政策 (医療・介護) (2)
ファミリービジネス論 (2)	社会保障政策 (年金・労働・福祉) (2)
低炭素社会設計論 (2)	ゲ ー ム 理 論 (2)
環境技術システム論 (2)	ネ ッ ト ワ ー ク 産 業 論 (2)
環境ビジネスデザイン論 (2)	地 域 計 画 実 践 論 (2)
低炭素社会デザイン演習1 (4)	地 球 環 境 技 術 論 (2)
低炭素社会デザイン演習2 (4)	地 球 環 境 法 (2)
調査研究設計論 (2)	地 球 シ ス テ ム (2)
設計情報論 (2)	エ ネ ル ギ 一 環 境 論 (2)
次世代WEBプラットフォーム論 (2)	ポ ピ ュ レ ー シ ョ ン ダ イ ナ ミ ク ス (2)
環境測定演習 (2)	地 球 環 境 政 策 (2)
地域創造演習 (2)	代 謝 シ ス テ ム 工 学 実 習 (2)
応用環境デザイン (グリーン・アーキテクチャ・デザイン) (4)	メ タ ボ ロ ー ム 解 析 実 習 (2)
応用環境デザイン(総合) (4)	プロ テ オ ー ム 解 析 実 習 (2)
持続的開発のための アジア・太平洋イニシアティブ (2)	デ ザ イ ナン 戰 略 (アーキテクチャ) (2)
個益公益のデザイン1 (2)	デ ザ イ ナン 戰 略 (ア ン ビ エ ン ト メ デ ィ ア) (2)
個益公益のデザイン2 (2)	デ ザ イ ナン 戰 略 (ビ ジ ュ ア ラ イ ゼ ー シ ョ ン) (2)
オープンデータと組織経営 (2)	デ ザ イ ナン 戰 略 (イ ン タ ラ ク シ ョ ン) (2)
生物多様性科学特論 (2)	社 会 起 業 論 (2)
国際関係論 (2)	
開発とローカリズム (2)	
リスクと保険 (2)	

その他プログラム科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目（単位数は政策・メディア研究科委員会で定める。）

3 プロジェクト科目

プロ ジ ェ ク ト (2)	ア カ デ ミ ッ ク プ ロ ジ ェ ク ト (1)
----------------	-----------------------------

4 特設科目

ソフトウェアセキュリティ (2)	国際サイバーセキュリティ (2)
ネットワークセキュリティ (2)	

その他特設科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目（単位数は政策・メディア研究科委員会で定める。）

5 研究指導科目

修 士 研 究 会 (2)

6 修士論文

修 士 論 文 1 (1)	修 士 活 動 報 告 1 (1)
修 士 論 文 2 (1)	修 士 活 動 報 告 2 (1)

- ② 政策・メディア研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、政策・メディア研究科委員会が適当と認める授業科目を政策・メディア研究科修士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、政策・メディア研究科委員会が定める。

第108条の3 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第108条の3の2 修士研究会、プロジェクトおよびアカデミックプロジェクトについて、第108条の5の単位数に算入することができるのは16単位までとする。

第108条の4① 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科または学部の授業科目を指定して履修させことがある。

② 政策・メディア研究科委員会が研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

③ 前項で修得した授業科目の単位は、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

④ 第1項および前項によって修得した大学院修士課程の授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で第108条の5の単位数に算入することができる。

第108条の4の2① 政策・メディア研究科委員会があらかじめ指定した政策・メディア研究科の科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、8単位までを第108条の5の単位数に算入することができる。

② 前項にかかわらず、政策・メディア研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、前項の科目について、12単位までを第108条の5の単位数に算入することができる。

③ 第1項の単位については、前条第4項により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲とする。

第108条の4の3① 政策・メディア研究科委員会が学生の教育上有益と認めるときは、政策・メディア研究科に入学する前に本大学大学院他研究科または他大学大学院において修得した授業科目の単位を、入学後、政策・メディア研究科において修得したものとみなすことができる。

② 前項により修得した入学前の授業科目の単位は、第108条の4第4項および前条第3項により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で第108条の5の単位数に算入することができる。

③ 編入学については、別に定める。

第108条の5① 修士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 修士論文を提出しようとする者は、論文指導教員の指導を受けなければならない。

第108条の6① 学位論文は、政策・メディア研究科委員会が定めるところにより論文指導教員を通じて政策・メディア研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のあるプロジェクト科目について行う。

- ③ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、政策・メディア研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第108条の6の2 政策・メディア研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
政策・メディア研究科	政策・メディア専攻 社会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類
政策・メディア研究科	政策・メディア専攻 公民・情報

後期博士課程

第108条の7 後期博士課程の学生は、入学後速やかに指導教授（主査）の指示に従って研究体制（副査2名以上）を整備し、政策・メディア研究科委員会に報告しなければならない。

第108条の7の2 政策・メディア研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 特別研究 (2)

2 特設科目

政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目 (2)

(単位数については、政策・メディア研究科委員会の認めるところにより別に定めることがある。)

第108条の7の3 政策・メディア研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な研究上の指導を受けさせることがある。

第108条の8 政策・メディア研究科委員会が定めるところにより発表を行い、合格した者を博士候補とする。

第108条の9 後期博士課程の修了要件は、第108条の7の2に定める授業科目のうち、特別研究を4単位以上修得し、前条および第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の10 最終試験は、博士論文を中心として行う。

第108条の11 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて政策・メディア研究科委員会に提出しなければならない。

第108条の12 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第10 健康マネジメント研究科

修 士 課 程

第108条の13① 健康マネジメント研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 導 入 科 目

臨 床 入 門 (1)
社 会 保 障 論 (2)
ヘルスケア倫理学 (2)

健 康 マ ネ ジ メ ン ト 概 論 (2)
高 齢 社 会 デ ザ イ ン 論 (2)
経 営 戰 略 論 (1)

2 分 析 手 法 科 目

基 础 疫 学 (2)
サー ビス データ サイエンス (2)
クオリティマネジメント (2)
ヘルスアウトカム評価論 (2)
基 础 生 物 統 計 学 I (2)
基 础 生 物 統 計 学 II (2)

臨 床 試 驗 方 法 論 (2)
ヘルス情 報 管 理 論 (2)
多 变 量 因 果 解 析 (2)
応 用 生 物 統 計 学 (2)
疫 学 研 究 の 統 計 的 方 法 (2)
質 的 研 究 法 (2)

3 専 門 科 目

看護学専攻

母 性 看 護 学 (2)
母 性 看 護 学 方 法 論 I (2)
母 性 看 護 学 方 法 論 II (2)
母 性 看 護 学 演 習 I (2)
母 性 看 護 学 演 習 II (2)
小 児 看 護 学 (2)
小 児 看 護 学 方 法 論 I (2)
小 児 看 護 学 方 法 論 II (2)
小 児 看 護 学 演 習 I (2)
小 児 看 護 学 演 習 II (2)
老 年 看 護 論 (2)
高 齢 者 健 康 生 活 評 価 法 (2)
老 年 期 疾 患 治 療 論 (2)
高 齢 者 ・ 家 族 援 助 論 (2)
老 年 サ ポ ー ト シ ス テ ム ・ 制 度 論 (2)
老 年 看 護 実 践 演 習 (2)
認 知 症 高 齢 者 看 護 演 習 (2)
老 年 専 門 看 護 実 習 (10)
基 础 看 護 学 (2)
基 础 看 護 技 術 方 法 論 I (2)
基 础 看 護 技 術 方 法 論 II (2)

基 础 看 護 学 演 習 I (2)
基 础 看 護 学 演 習 II (2)
が ん 病 態 生 理 学 (2)
が ん 看 護 論 (2)
が ん 看 護 援 助 論 (2)
が ん 治 療 看 護 論 (2)
が ん 遺 伝 看 護 論 (2)
が ん 薬 物 療 法 看 護 論 (2)
緩 和 ケ ア 演 習 (2)
が ん 専 門 看 護 実 習 (10)
成 人 看 護 学 (2)
成 人 看 護 学 方 法 論 I (2)
成 人 看 護 学 方 法 論 II (2)
成 人 看 護 学 演 習 I (2)
成 人 看 護 学 演 習 II (2)
精 神 看 護 論 (2)
精 神 の 健 康 生 活 評 価 法 (2)
治 療 的 精 神 看 護 介 入 法 (2)
リ エ ゾ ソン 精 神 看 護 論 (2)
精 神 保 健 医 療 福 祉 制 度 論 (2)
精 神 科 治 療 技 法 (2)

精神看護介入演習(2)
精神専門看護実習(10)
遺伝看護(2)
遺伝リスク評価法(2)
臨床遺伝特論(2)
遺伝看護対象論(2)
遺伝医療・社会制度論(2)
遺伝看護援助論(2)
遺伝看護展開論(2)
遺伝専門看護実習(10)
先端看護学概論(2)
先端看護学方法論 I a (2)
先端看護学方法論 I b (2)
先端看護学方法論 II (2)
先端看護学演習 I a (2)
先端看護学演習 I b (2)
先端看護学演習 II (2)
在宅看護論(2)
在宅看護方法論 I (2)
在宅看護方法論 II (2)
在宅看護学演習 I (2)
在宅看護学演習 II (2)
公衆衛生看護学(2)
公衆衛生看護活動方法論 I (2)
公衆衛生看護活動方法論 II (2)
公衆衛生看護活動計画・評価論 I (2)
公衆衛生看護活動計画・評価論 II (2)

公衆衛生・スポーツ健康科学専攻

医療政策・管理学(2)
ヘルスサービス財務管理論(2)
ヘルスサービス経営倫理学(2)
医事法学(2)
リスクマネジメント論(2)
医療経営戦略論(2)
パーソナルケアシステム論(2)
医療経済学 I (1)
医療経済学 II (2)
ヘルスビジネス知的財産論(2)
医薬経済学(2)
老年医学・高齢者スポーツ医学(2)
ヘルスプロモーション(2)
運動生理学(1)

看護管理・政策学(2)
看護管理・政策学方法論 I (2)
看護管理・政策学方法論 II (2)
看護管理・政策学演習 I (2)
看護管理・政策学演習 II (2)
看護学教育論(2)
看護学教育方法 I (2)
看護学教育方法 II (2)
看護学教育演習 I (2)
看護学教育演習 II (2)
看護学教育演習 III (2)
看護学教育演習 IV (2)
看護論(2)
看護教育論(2)
コンサルテーション論(2)
看護研究(2)
看護情報学(2)
看護倫理学(2)
看護政策論(2)
看護管理論(2)
フィジカルアセスメント(2)
臨床病態学(2)
臨床薬理学(2)

運動疫学(1)
バイオメカニクス・動作解析(1)
健康スポーツ栄養科学(2)
健康スポーツ経営論(2)
健康スポーツマーケティング論(2)
環境・産業保健学(2)
公衆衛生マネジメント(2)
感染症疫学・サーベイランス(2)
生活習慣病疫学(2)
地域保健学(2)
国際保健学(2)
精神保健学(2)
ヘルスコミュニケーション(2)
健康行動科学(2)

4 インターンシップ関連科目

病院経営論 (1)	健康都市デザイン論 (1)
居住サービス経営論 (1)	健康スポーツ地域デザイン論 (1)
民間保険経営論 (1)	健康スポーツ産業論 (1)
製薬産業論 (1)	公衆衛生実践 (1)
医療機能評価論 (1)	健康ビジネス開発論 (1)

5 特別研究科目

特別研究 (2)

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、健康マネジメント研究科委員会において適当と認める授業科目を、健康マネジメント研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。この単位数は、健康マネジメント研究科委員会が定める。ただし、前項に掲げる授業科目の区分に該当しないものは自由科目とする。

第108条の14 看護学専攻には、専門看護師プログラムをおく。

第108条の15 健康マネジメント研究科の学生は、指導教員の指示により授業科目を選択履修し、指導教員による研究指導を受けなければならない。

第108条の16① 授業科目は、30単位以上履修し、次の授業科目の単位を含まなければならない。

専門科目およびインターンシップ関連科目 10単位以上

特別研究科目 4 単位

- ② インターンシップ関連科目の履修については、別に定める。

- ③ 専門看護師プログラムについては、別に定める。

第108条の17① 指導教員が必要と認めた場合には、健康マネジメント研究科委員会の認める本大学の学部に設置された授業科目を履修することができる。

- ② 前項によって修得した授業科目の単位は、第108条の13に定める導入科目の単位とすることができます。

第108条の18① 指導教員が必要と認めた場合には、健康マネジメント研究科委員会の認める本大学大学院他研究科に設置された授業科目を履修することができる。

- ② 前項によって修得した授業科目の単位は、第108条の13に定める導入科目、分析手法科目および専門科目の単位とすることができます。

③ 健康マネジメント研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、入学前に自由科目として修得した健康マネジメント研究科設置の授業科目の単位を、入学後、10単位まで第108条の16に定める単位数に含めることができる。

- ④ 健康マネジメント研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで第108条の16に定める単位数に含めることができる。

⑤ 健康マネジメント研究科設置の授業科目について、指定した方法で入学前に単位を修得した場合、入学後、健康マネジメント研究科委員会が定めるところにより10単位まで第108条

の16に定める単位数に含めることができる。

- ⑥ 前3項により第108条の16に定める単位数に含めることができるのは合わせて10単位を超えないものとする。
- ⑦ 本大学看護医療学部を卒業し、指定された方法で入学した者については、入学前に当該学部で自由科目として修得した健康マネジメント研究科設置の授業科目的単位を、入学後、健康マネジメント研究科が定めるところにより15単位まで第108条の16に定める単位数に含めることができる。なお、この方法により入学した者は、本条第3項、第4項および第5項は適用できないものとする。

第108条の19 修士課程の修了要件は、第108条の15に定める研究指導を受け、第108条の16および前条に定める授業科目30単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の20① 学位論文は、3部作成し、健康マネジメント研究科委員会に提出する。

- ② 提出の時期、その審査および最終試験の日程は、健康マネジメント研究科委員会が定める。
- ③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。
- ④ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、健康マネジメント研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

後期博士課程

第108条の21① 健康マネジメント研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

看護学専攻

看護学特論 I (2)	看護学合同演習 (1)
看護学特論 II (2)	

公衆衛生・スポーツ健康科学専攻

健康マネジメント特論 I (2)	健康マネジメント合同演習 (1)
健康マネジメント特論 II (2)	

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、健康マネジメント研究科委員会において適当と認める授業科目を、健康マネジメント研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。この単位数は、健康マネジメント研究科委員会が定める。

第108条の22 健康マネジメント研究科の学生は、指導教員の指示により授業科目を選択履修し、指導教員による研究指導を受けなければならない。

第108条の23 授業科目は、10単位以上履修し、次の授業科目的単位を含まなければならない。

所属専攻に設置された特論 I、特論 II 計 4 単位

所属専攻に設置された合同演習 計 6 単位以上

第108条の24 指導教員が必要と認めた場合には、健康マネジメント研究科委員会の認める健康マネジメント研究科修士課程および本大学またはその他の研究教育機関に設置された授業科目を履修することができる。

第108条の25 後期博士課程の修了要件は、第108条の22に定める研究指導を受け、第108条の23に定める授業科目10単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の26① 学位論文は、3部作成し、健康マネジメント研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第108条の27 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第11 システムデザイン・マネジメント研究科

修 士 課 程

第108条の28① システムデザイン・マネジメント研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 必 修 科 目

ア コア 科 目

システムデザイン・マネジメント序論 (2)

システムアーキテクティングと
インテグレーション (2)

イ 特別研究科目

システムデザイン・マネジメント研究 (2)

ウ プロジェクト科目

デザインプロジェクト (4)

2 専 門 科 目

コミュニケーション (2)

システムデザインのための
統計とデータ処理 (2)

システムの科学と哲学 (2)

社会システムの
システムズアプローチ (2)

ビジネスシステムの
システムズアプローチ (2)

システムのモデリングと
シミュレーション (2)

システムデザイン・マネジメント
特別講義 1 (2)

システムデザイン・マネジメント
特別講義 2 (2)

チームワークと学習能力開発 (2)

イノベーティブ
ワークショップデザイン論 (2)

システムデザイン・マネジメント実習 (2)

フロンティアプロジェクト
マネジメント (2)

モデル駆動型システム開発の基礎 (2)

モデルに基づくシステムの予測と制御 (2)

ネットワークとデータベース (2)

ソフトウェア工学 (2)

宇宙機システム設計論 (2)

システムの評価と検証 (2)

プロジェクトマネジメント (2)

プロジェクトデザイン・マネジメント研究 (2)

宇宙システム工学概論 (2)

環境システム論 (2)

リスクマネジメント論 (2)

電子システム安全論 (2)

ヒューマンファクター論 (2)

ヒューマンリレーションズ論 (2)

ヒューマンインタフェース論 (2)

バーチャルデザイン論 (2)

創造的意思決定論 (2)

創造性マネジメント (2)

システムデザイン・
マネジメントの多文化理解 (2)

ビジネスシステムダイナミクス (2)

経営・財務戦略論 (2)

金融通貨システム論 (2)

国際政治経済システム論 (2)

インテリジェンス・システム論 (2)

コンペティティブ・インテリジェンス論 (2)

サプライチェーンとビジネスゲーム (2)

ビジネスシステム論 (2)

アントレプレナーシップ (2)

社会科学方法論 (2)

マーケティングマネジメント (2)

比較政治制度システム論 (2)

プロジェクトの予測と時間管理 (1)	クオリティー・ジャーナリズムの上級英語 (2)
政 策 デ ザ イ ン 論 (2)	イ ン タ ー ン シ ّ 1 (1)
起 業 デ ザ イ ン 論 (2)	イ ン タ ー ン シ ّ 2 (2)
社会科学における比較方法論 (2)	

② 前項に掲げる授業科目のほか、システムデザイン・マネジメント研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、システムデザイン・マネジメント研究科委員会で定める。

第108条の29 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の30① 指導教員が必要と認めた場合には、本大学大学院他研究科または学部の授業科目を指定して履修させることがある。

② システムデザイン・マネジメント研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

③ 前項で修得した授業科目の単位は、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の31 システムデザイン・マネジメント研究科委員会が学生の教育上有益と認めるときは、システムデザイン・マネジメント研究科に入学する前に本大学大学院他研究科または他大学大学院において修得した授業科目の単位を、入学後システムデザイン・マネジメント研究科において修得したものとみなすことができる。

第108条の31の2 システムデザイン・マネジメント研究科があらかじめ指定したシステムデザイン・マネジメント研究科の科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の32 前2条および第108条の30第3項により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で第108条の33の2および第108条の33の3の単位数に算入することができる。

第108条の33 修士課程にリサーチインテンシブコースおよびラーニングインテンシブコースを置く。

第108条の33の2① 修士課程リサーチインテンシブコースの修了要件は、次項の履修条件をみたし、36単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 次の各号の履修条件をみたさなければならない。

1 必修科目

ア コア科目：8 単位

イ 特別研究科目（システムデザイン・マネジメント研究）：8 単位

ウ プロジェクト科目：4 単位

2 専門科目：16単位以上

③ 前項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の33の3① 修士課程ラーニングインテンシブコースの修了要件は、次項の履修条件をみたし、46単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 次の各号の履修条件をみたさなければならない。

1 必修科目

ア コア科目：8 単位

イ 特別研究科目（プロジェクトデザイン・マネジメント研究）：2 単位

ウ プロジェクト科目：4 単位

2 専門科目：32単位以上

③ 前項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の34 学位論文に着手しようとする者は、16単位以上の授業科目を修得し、システムデザイン・マネジメント研究科委員会の承認を受けなければならない。

第108条の35① 学位論文は3部作成し、指導教員を通じてシステムデザイン・マネジメント研究科委員会の定める期間内にシステムデザイン・マネジメント研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心として行う。

後期博士課程

第108条の36① システムデザイン・マネジメント研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

システムデザイン・マネジメント特別研究 (2)

② 前項に掲げる授業科目のほか、システムデザイン・マネジメント研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、システムデザイン・マネジメント研究科委員会で定める。

③ 第1項の授業科目については、毎学期履修しなければならない。

第108条の37 システムデザイン・マネジメント研究科に入学した学生は、入学時にその属する教員を指導教授としなければならない。

第108条の38 授業科目の選択履修にあたっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第108条の39 指導教授が必要と認めた場合には、システムデザイン・マネジメント研究科修士課程および本大学大学院他研究科の授業科目を指定して履修させことがある。

第108条の40 システムデザイン・マネジメント研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な授業科目の履修および研究上の指導を受けさせことがある。

第108条の41① 博士課程の修了要件は、第108条の36第1項に定める授業科目中12単位以上を修得し、第109条に定める要件を満たすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として行う。

③ 前2項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の42① 学位論文は3部作成し、指導教授を通じてシステムデザイン・マネジメント研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第12 メディアデザイン研究科

修 士 課 程

第108条の43① メディアデザイン研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 共通基盤科目（必修科目）

- イノベーションパイプライン 1A (2)
イノベーションパイプライン 1B (2)

- イノベーションパイプライン 1C (2)
イノベーションパイプライン 2 (4)

2 理論・戦略科目（選択必修科目）

（デザイン系列科目）

- ドリームドリブンデザインと
イノベーション (1)
都市におけるマーケットデザイン (1)
身体性インタラクション (1)
トランスメディア・
クリエイティブ概論 (1)
サークュラーデザイン (1)
マテリアルインタラクション (1)

- オタク文化 (1)
サービスデザイン概論 (1)
サービスデザイン特論 1 (1)
GID理論戦略 1 (2)
GID理論戦略 2 (2)
インテンシブプロジェクト (2)

（テクノロジ系列科目）

- コンピューティングシステム
アーキテクチャ (1)
ネットワークと運用 (1)
デジタルメディア・イノベーション (1)
コンピュテーションナル・サービス・
アーキテクチャ (1)

- 情報セキュリティ技術特論 1 (1)
情報セキュリティ技術特論 2 (1)
パーセプションアウェア
コンピューティング (1)

（マネジメント系列科目）

- グローバル社会 (1)
ソーシャルクリエイション (1)
グローバルビジネス戦略と
レスポンシブル・リーダーシップ (2)
ブランドコミュニケーションの未来 (1)
オタク文化のコンテンツ創造力と
効率的な経済的效果の波及 (1)

- ベンチャーアイデア基礎 (1)
ベンチャーローンチ (1)
CEMS理論戦略 1 (2)
CEMS理論戦略 2 (2)
CEMS理論戦略 3 (1)
CEMS理論戦略 4 (1)

（ポリシー系列科目）

- グローバルフューチャーの
ためのポリシー (1)

- 公共政策の現代的課題 (1)

知的財産戦術 (1)

3 プロジェクト科目

（必修科目）

- 基礎プロジェクト (2)

(選択必修科目)

リアルプロジェクト (2)
GID インターナショナル
プロジェクト 1 (2)
GID インターナショナル
プロジェクト 2 (2)

CEMS ビジネスプロジェクト (4)
CEMS リサーチプロジェクト (1)

4 特別研究科目 (必修科目)

メディアデザイン研究 1 (2)
メディアデザイン研究 2 (2)

メディアデザイン研究 3 (2)

5 自由科目

KMD イングリッシュ 1 (1)
KMD イングリッシュ 2 (1)
異文化コミュニケーション入門 (1)
グローバルミーティング (1)
プレゼンテーションスキル 1 (1)

プレゼンテーションスキル 2 (1)
プレゼンテーションスキル 3 (1)
プレゼンテーションスキル 4 (1)
GID プレパレーション講座 (1)

② 前項に掲げる授業科目のほか、メディアデザイン研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、メディアデザイン研究科委員会で定める。

第108条の44 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の45① 指導教員が必要と認めた場合には、本大学大学院他研究科または学部の授業科目を指定して履修せざることがある。

② メディアデザイン研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学大学院の授業科目を履修せざることがある。

③ 前2項で修得した授業科目の単位は、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の46 メディアデザイン研究科委員会が学生の教育上有益と認めるときは、メディアデザイン研究科に入学する前に本大学大学院他研究科または他大学大学院において修得した授業科目の単位を、入学後メディアデザイン研究科において修得したものとみなすことができる。

第108条の46の2 メディアデザイン研究科委員会があらかじめ指定したメディアデザイン研究科の科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、4単位までを本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の47 前2条および第108条の45第3項により修得した単位数についてメディアデザイン研究科委員会が認めた場合10単位を超えない範囲で第108条の49の単位数に算入することができる。

第108条の48① 授業科目は30単位以上履修し、次の授業科目を含まなければならない。

1 共通基盤科目 10単位

2 理論・戦略科目 3つ以上の系列から合計6単位以上

3 プロジェクト科目

ア 基礎プロジェクト 2 単位

イ リアルプロジェクト, CEMS ビジネスプロジェクト, GID インターナショナルプロジェクト 1, GID インターナショナルプロジェクト 2 から合計 6 単位以上

4 特別研究科目 6 単位

② 前項の定めによらず, 早期学位取得に準ずる場合については, 別に定める。

第108条の49 修士課程の修了要件は, 30単位以上の授業科目を修得し, 前条および第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の50 学位論文に着手しようとする者は, 共通基盤科目を10単位, 基礎プロジェクト 2 単位の授業科目を修得し, メディアデザイン研究科委員会の承認を受けなければならない。

第108条の51① 学位論文は 2 部作成し, 指導教員を通じてメディアデザイン研究科委員会の定める期間内にメディアデザイン研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は, 学位論文を中心として行う。

後期博士課程

第108条の52① メディアデザイン研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は, 次のとおりとする。

先 端 研 究 (2)

② 前項に掲げる授業科目のほか, メディアデザイン研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は, メディアデザイン研究科委員会で定める。

第108条の53 メディアデザイン研究科に入学した学生は, 入学時に本研究科の教員を指導教授としなければならない。

第108条の54 授業科目の選択履修にあたっては, 指導教授の指示を受けなければならない。

第108条の55 指導教授が必要と認めた場合には, メディアデザイン研究科修士課程および他研究科の授業科目を指定して履修せざることがある。

第108条の56 メディアデザイン研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは, 他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ, 後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な授業科目の履修および研究上の指導を受けさせざることがある。

第108条の57① 博士課程の修了要件は, 第108条の52第 1 項に定める授業科目中12単位以上を修得し, 第109条に定める要件を満たすこととする。

② 最終試験は, 学位論文を中心として行う。

③ 前 2 項の定めによらず, 早期学位取得に準ずる場合については, 別に定める。

第108条の58① 学位論文は 3 部作成し, 指導教授を通じてメディアデザイン研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は, 論文受理後 1 年以内に終了するものとする。

第13 薬学研究科

修 士 課 程

第108条の59① 薬学研究科に設置する修士課程の授業科目および配当単位数は、次のとおりとする。

薬 学 専 攻

1 講 義

- 物質機能化学特論 (1)
- 生理活性物質化学特論 (1)
- 分子機能生物学特論 (1)
- 免疫代謝学特論 (1)
- 分子腫瘍神経科学特論 (1)
- 病態薬物治療学特論 (1)
- 薬物動態制御学特論 (1)

- 葉剤情報科学特論 (1)
- 生命・研究倫理 (1)
- 臨床薬物評価特論 (1)
- 大学院特別講義 (2)
- Medical-Pharmacological Lecture in English (1)

2 演 習

- 演 習 (4)
- 高度研究機器特別演習 (1)

- 研究臨床体験プログラム (1)

3 課 題 研 究

- 課 題 研 究 (16)

② 前項に掲げる授業科目のほか、薬学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は薬学研究科委員会で定める。

第108条の60 授業科目の選択履修ならびに薬学課題研究の修得および論文作成にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の61 履修授業科目の単位の認定は、筆記または口頭試験によるものとする。

第108条の62① 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

② 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科または薬学研究科他専攻の授業科目を履修させることができる。

③ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院入学前に他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院において履修したものとして認定することができる。

④ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院薬学研究科入学前に、本大学院薬学研究科に設置された授業科目をあらかじめ指定された方法で修得した場合、入学後、4単位を超えない範囲で、本大学院薬学研究科において履修したものとして認定することができる。

⑤ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして認定することができる。

⑥ 前4項により認定することができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

第108条の63 指導教員が学生の特別な修学上の理由により適當と認めるときは、本大学薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。

第108条の64 修士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の65 学位論文は、4部作成し、指導教員を通じて薬学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

第108条の66 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

後期博士課程

第108条の67① 薬学研究科に設置する後期博士課程の授業科目および配当単位数は、次のとおりとする。

薬科学専攻

1 講 義

大学院特別講義 (2)

2 演 習

演 習 (4)

3 課題研究

課題研究 (12)

② 前項に掲げる授業科目のほか、薬学研究科委員会において適當と認める授業科目を設置することができる。この単位数は薬学研究科委員会で定める。

第108条の68 授業科目の選択履修ならびに薬学課題研究の修得および論文作成にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の69 履修授業科目の単位の認定は、筆記または口頭試験によるものとする。

第108条の70① 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

② 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科または薬学研究科他専攻の授業科目を履修させることができる。

第108条の71 指導教員が学生の特別な修学上の理由により適當と認めるときは、本大学薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。

第108条の72① 後期博士課程の修了要件は、18単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

第108条の73① 学位論文は、4部作成し、指導教員を通じて薬学研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

博士課程

第108条の74① 薬学研究科に設置する博士課程の授業科目および配当単位数は、次のとおりとする。

薬学専攻

1 講 義	2 演 習	3 課 題 研 究	
創薬科学特論 (1)			医薬品開発規制学特論 (1)
生命薬学特論 (1)			薬剤疫学・
病態薬学特論 (1)			データサイエンス特論 (1)
医療薬学特論 (1)			臨床研究導入講義 (1)
臨床薬学特論 (1)			大学院特別講義 (3)
2 演 習			海外臨床特別研修 (2)
演 習 (6)			
3 課 題 研 究			
課 題 研 究 (16)			

② 前項に掲げる授業科目のほか、薬学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は薬学研究科委員会で定める。

第108条の75 授業科目の選択履修ならびに薬学課題研究の修得および論文作成にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の76 履修授業科目の単位の認定は、筆記または口頭試験によるものとする。

第108条の77① 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

② 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科または薬学研究科他専攻の授業科目を履修させることができる。

③ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院入学前に他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院において履修したものとして認定することができる。

④ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして認定することができる。

⑤ 前4項により認定することができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

第108条の78① 博士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

第108条の79① 学位論文は、4部作成し、指導教員を通じて薬学研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第4節 課程修了の認定および成績評価

第109条① 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

- ② 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科修士課程所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を挙げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科博士課程所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- ④ 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程においては、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- ⑤ 第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、次のように定める。

- 1 第3項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と読み替えて、第3項の規定を適用する。
- 2 第3項中「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、第3項の規定を適用する。
- ⑥ 第3項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文令第11号）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第110条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会が指導教授ならびに関連科目担当教授等2名以上を選んでこれに当たらせるものとし、その合否は、当該研究科委員会が判定する。

第111条① 履修授業科目については、成績評価を行う。

- ② 学業成績の評語は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。また、特定の授業科目については、P・Fの評語を設けることができる。その場合Pは合格、Fは不合格とし、その運用は当該研究科の定めによる。

なお、他大学等で履修した授業科目をS・A・B・CまたはPの評語を用いずにその単位を

認定する場合は G とする。

- ③ 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- ④ 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
- ⑤ 病気その他やむを得ない事故のため試験を受けなかった者は、追加試験を受けることができる。

第112条 修学について正規の手続を怠っている者は、受験資格を失う。

第 5 節 学位及びその授与

第113条 修士の学位は、大学院修士課程を修了した者に与えられる。

第114条 修士の学位は、その修了した研究科に応じ、慶應義塾大学学位規程（昭和31年2月17日制定、以下「大学学位規程」という。）の定めるところにより授与する。

第115条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に与えられる。

- 1 大学院博士課程を修了した者
- 2 研究科委員会の承認を得て学位論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ、前号と同等以上の学識を有することを確認された者

第116条 博士の学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第116条の2 専門職学位は、大学院専門職学位課程を修了した者に与えられる。

第116条の3 専門職学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第 6 節 入学、留学、休学、退学および再入学

第117条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、研究科委員会の定めにより、秋学期から入学を許可することができる。

第118条 修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 大学に3年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、本大学大学院において、大学院が定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 6 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7 その他本大学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者

第119条 後期博士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 修士の学位または専門職学位を有する者
- 2 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

3 文部科学大臣の指定した者

4 その他本大学大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

第119条の2 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 大学（医学、歯学、薬学（6年制課程）または獣医学の課程）を卒業した者

2 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学または獣医学の課程）を修了した者

3 文部科学大臣の指定した者

4 その他本大学大学院において、大学（医学、歯学、薬学（6年制課程）または獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

第120条 修士課程、後期博士課程、医学研究科および薬学研究科の博士課程の入学志願者については、学力、人物および健康について考查する。

第121条 削除

第122条① 入学志願者は、所定の入学志願書を提出しなければならない。

② 入学志願書には、履歴書、成績証明書及び写真を添えなければならない。

③ 本大学大学院に編入学を志願する者については、選考の上これを許可することができる。

④ 編入学については、別に定める。

第123条① 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

② 保証人は、父母若しくはその親族、又はこれに準ずる者でなければならない。

③ 保証人が氏名を改め、又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

④ 保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは、新たに保証人を選定し、届け出なければならない。

第124条① 研究科委員会が教育上有益と認めたときは、休学することなく外国の大学院に留学することを許可することがある。

② 留学の期間は、1年間に限り在学年数に算入する。ただし、医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程については2年間を上限として在学年数に算入することがある。

③ 留学中に修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位として認定することができる。

④ 留学に関する細則は、別に定める。

第125条① 病気その他やむを得ない理由により欠席が長期にわたる場合には、保証人同意の上願い出て、研究科委員会の許可を得て必要な期間休学することができる。

② 休学の期間は、当該学期または、当該年度とする。

③ 前項の期間中に休学の事由が消滅しない場合、その理由を付して、保証人同意の上再度願い出ることができる。

④ 休学の事由が消滅したならば、休学者は速やかに就学届を提出しなければならない。

⑤ 校医が健康上修学に不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

⑥ 休学期間は、在学年数に算入しない。

- ⑦ 修士課程の休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- ⑧ 後期博士課程の休学期間は、通算して6年を超えることはできない。
- ⑨ 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程の休学期間は、通算して8年を超えることはできない。
- ⑩ 休学の事由が母国における兵役義務による場合、本条第7項から前項までに定める休学期間の通算に含めないものとする。
- ⑪ 本条第7項から第9項までに定める休学期間の上限を経過してもなお就学できない場合、退学させる。

第126条 病気その他の事由により退学したい者は、保証人同意の上退学届を提出しなければならない。

第127条 退学した者が再入学しようとする場合には、事情を考慮した上で認めることがある。

第128条① 同一研究科に在し得る最長年限は、修士課程においては4年、後期博士課程においては6年、医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程においては8年とする。

② 経営管理研究科修士課程 MBA プログラムの在学年限は、2年とする。

第129条 削除

第7節 入学検定料、授業料その他

第130条① 入学検定料は、別表1のとおりとする。

② 納入した検定料は、一切返却しない。

第131条① 入学を許可された者は、次に定める必要諸費用を納入しなければならない。それぞれの金額については、別表2のとおりとする。

1 2016年度以降の入学者（経営管理研究科修士課程 EMBA プログラムについては2017年度以降の入学者）

ア 在籍基本料（毎年）

イ 授業料（毎年）

2 2013年度から2015年度までの入学者（経営管理研究科修士課程 EMBA プログラムについては2015年度および2016年度の入学者）

ア 入学金

イ 在籍基本料（毎年）

ウ 授業料（毎年）

エ 施設設備費（毎年）

オ 実験実習費（毎年）

② 毎年納入する諸費用については、別途定めのない限り年額の2分の1を春学期（4月末まで）および秋学期（10月末まで）に納付しなければならない。ただし、春学期に全納することを妨げない。

第132条 前条のほか研修費その他は、別に定めるところにより徴収する。

第133条① 授業料その他必要な費用を所定の期日までに納入しないときは退学させることがある。

② 授業料その他必要な費用を納入しないで退学する場合、授業料その他必要な費用の納入年度（学期）までさかのぼって退学とすることがある。

第134条 追加試験料および再試験料は、別に定める。

第135条① 学年の中途中で退学することがあっても授業料その他必要な費用で納入したものは、一切返却しない。

② 休学期間中の授業料その他必要な費用の取り扱いは別に定める。

第136条 在学中授業料その他必要な費用について変更があった場合には、新たに定められた金額を納入するものとする。

第137条 博士の学位論文の審査料および最終試験料は、別にこれを定める。

第8節 教員組織

第138条 本大学大学院の授業担当教員は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。

- 1 修士課程を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者
 - ウ 特定の専門分野について、高度の技術・技能を有する者
 - エ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

- 2 博士課程を担当する教員にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- ア 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者
- ウ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第8節の2 事務組織

第138条の2 本大学大学院の事務は、慶應義塾塾監局において行う。

第9節 運営組織

第139条① 各研究科に研究科委員会を置く。

② 研究科委員会は、その研究科の指導教授をもって組織する。

第140条① 研究科委員会の委員長は、その研究科委員会において互選する。

② 前項にかかわらず、システムデザイン・マネジメント研究科委員会およびメディアデザイン研究科委員会の委員長は、第143条の2に定めるシステムデザイン・マネジメント研究科運営委員会およびメディアデザイン研究科運営委員会の推薦に基づき、塾長が任命する。

第141条 研究科委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第142条① 研究科委員会は、定員の3分の2以上出席しなければこれを開くことができない。

② 議決の方法は、各研究科委員会の内規による。

第143条① 研究科委員会は、その研究科における次の事項を議決する。

- 1 入学、修了、留学、休学、退学、再入学等に関する件
 - 2 試験に関する件
 - 3 学位論文審査に関する件
 - 4 学生の指導及び賞罰に関する件
 - 5 教育課程に関する件
 - 6 授業科目担当者に関する件
 - 7 各種委員の互選に関する件
 - 8 学長の諮問事項に関する件
 - 9 その他学事に関する件
- ② 前項に定める各号の他、研究科委員会（ただし、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科は除く）の定めるところにより教員の人事に関する件について議決することができる。

第143条の2① システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科には、システムデザイン・マネジメント研究科運営委員会およびメディアデザイン研究科運営委員会（以下「両運営委員会」という。）を置く。

② 両運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 1 研究科委員長
- 2 研究科委員長の推薦に基づき、塾長が任命する研究科委員または研究科教員若干人
- 3 研究科委員以外の慶應義塾に所属する教員であって、塾長が任命する者若干人
- 4 塾長が任命する塾外の有識者若干人

第143条の3 両運営委員会の委員長は、研究科委員長がこれにあたる。

第143条の4 両運営委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第143条の5① 両運営委員会は、委員定数の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

② 議決の方法は、両運営委員会の内規による。

第143条の6 両運営委員会は、次の研究科運営事項に関して、議決する。

- 1 研究科委員長を推薦することに関する件
- 2 人事に関する件
- 3 予算立案、管理に関する件
- 4 その他運営に関する件

第144条① 研究科委員会および両運営委員会に書記を置き議事録を作成させる。

② 議事録は、委員長がこれを保管する。

第145条 本大学大学院に大学院委員会を置き、大学院の重要事項を審議する。

第146条 大学院委員会は、学長、各研究科委員長及び各研究科委員1名をもって構成する。

第147条 大学院委員会の委員長は、学長がこれに当たる。

第148条 大学院委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第10節 収容定員

第149条 本大学大学院の定員は、次の通りとする。

研究科	専攻	修士課程		後期博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文 学	哲学・倫理学	10	20	6	18
	美学美術史学	25	50	6	18
	史 学	20	40	10	30
	国 文 学	20	40	6	18
	中国文学	5	10	2	6
	英米文学	15	30	5	15
	独 文 学	10	20	3	9
	仏 文 学	10	20	2	6
	図書館・情報学	20	40	5	15
	計	135	270	45	135
経済学	経済学	70	140	15	45
法 学	民事法学	50	100	10	30
	公法学	50	100	10	30
	政治学	50	100	10	30
	計	150	300	30	90
社会学	社会学	25	50	6	18
	心理学	5	10	2	6
	教育学	10	20	3	9
	計	40	80	11	33
商 学	商 学	80	160	20	60
医 学	医学研究系	—	—	博士課程	288
	医療科学系	—	—	8	32
	医学	20	40	—	—
	計	20	40	80	320
理 工 学	基礎理工学	200	400	50	150
	総合デザイン工学	200	400	50	150
	開放環境科学	200	400	50	150
	計	600	1,200	150	450
経営管理	経営管理	140	280	8	24
政策・メディア	政策・メディア	200	400	50	150
健康マネジメント	看護学	10	20	5	15
	公衆衛生・スポーツ健康科学	30	60	5	15
	計	40	80	10	30

研究科	専攻	修士課程		後期博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
システムデザイン・マネジメント	システムデザイン・マネジメント	77	154	11	33
メディアデザイン	メディアデザイン	80	160	10	30
薬学	薬科学	40	80	3	9
	薬学	—	—	博士課程 5	博士課程 20
	計	40	80	8	29
合計		1,672	3,344	448	1,429

第11節 研究指導施設

第150条① 本大学大学院に学生研究室及び実験実習室を置く。

② 学部及び研究所の施設は、必要に応じ学生の研究及び指導のために用いる。

第12節 科目等履修生、特別聴講生、特別短期留学生、研究生および委託研究生

第151条① 本大学大学院は、修士課程に限り正規学生の研究および指導に支障のない範囲において、選考の上科目等履修生の聴講を認めることがある。

② 科目等履修生は、登録料および聴講料を別表3のとおり納入するものとする。このほか、大学の求めに応じて、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

③ 科目等履修生は、その聴講科目につき試験を受けることができる。

④ 本大学大学院は、当該研究科と他大学大学院との協議に基づき、他大学大学院の学生で本大学大学院の授業科目を履修する者を、特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については、別に定める。

⑤ 各研究科において交換留学生、国費外国人留学生またはこれに準ずる者を特別短期留学生として許可することがある。なお、特別短期留学生については、別に定める。

⑥ 特別短期留学生は、審査料、登録料および授業料等を別表6のとおり納入するものとする。

第152条 削除

第153条① 修士にして、なお本大学大学院において研究指導を受けたい者については、正規学生の研究および指導に支障のない範囲において、選考の上研究生として受け入れがある。ただし、外国の大学学部卒業、またはこれに準ずる者についても受け入れる場合がある。

② 研究生は、登録料および研究指導料を別表4のとおり納入し、実験実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、大学の求めに応じて、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

第154条① 他大学の教職に籍を有する者又はこれに準ずる者が、その大学又はその機関の委託により特定の教授の研究指導を受けようとする場合、委託研究生として受け入れがある。

- ② 委託研究生は、登録料及び指導料を別表5の通り納入し、実験実習を受ける場合は実費を納入するものとする。ただし、医学研究科の委託研究生については、実験実習費を納入するものとする。
- ③ 委託研究生が授業を聽講する場合は、科目等履修生に準じて聽講料を納入するものとする。
- ④ 授業の聽講は、指導教授の指示による。
- ⑤ 委託研究生は、図書館から図書の借り出しができる。

第155条 特別の規程のない限り、本学則は科目等履修生、特別聽講生、特別短期留学生、研究生および委託研究生にも準用する。

第13節 学年、学期および休校日

第156条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第157条① 学年を分けて2学期とする。

春学期 4月1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から翌年3月31日まで

② 経営管理研究科修士課程の学期区分は、次の通りとする。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

第158条① 授業を行わない日（以下「休校日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休校日を変更し、または臨時に休校することができる。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた休日

3 福澤先生誕生記念日（1月10日）

4 開校記念日（4月23日）

5 春季休校（3月中旬から3月下旬まで）

6 夏季休校（7月下旬から9月下旬まで）

7 冬季休校（12月下旬から翌年1月上旬まで）

② 経営管理研究科については、前項の第5号から第7号までにかかわらず次の通りとする。

1 春季休校（3月下旬から4月上旬まで）

2 夏季休校（7月下旬から9月上旬まで）

3 冬季休校（12月下旬から翌年1月上旬まで）

③ 前2項に定める春季、夏季および冬季の各休校期間の日の定めは、その都度公示する。

第14節 厚生保健施設及び寄宿舎

第159条 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第18章及び第19章に掲げる厚生保健及び寄宿舎施設を本大学大学院学生にも使用させる。

第15節 賞 罰

第160条 人物及び学業の優秀な者には、授賞することがある。

第161条 この学則若しくはこれに基づいて定められた学内諸規則に違反し、又は学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者については、懲戒として情状により、譴責、減点、停学又は退学の処分をする。ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみこれを命ずるものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第16節 奨 学 制 度

第162条 本大学大学院に慶應義塾奨学規程に基づき奨学制度を置く。

第17節 改 廃 手 続

第163条 本学則の変更は、各研究科委員会に諮り、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

ただし、第3節教育課程に関する規定の変更は、当該研究科委員会の決議に基づき大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

附 則

- ① この学則は、2025年4月1日から施行する。
- ② 各年度の入学金、在籍基本料、授業料、施設設備費および実験実習費の額は、別に定める方式によるスライド制を適用、毎年本学則第131条にこれを規定する。ただし、経営管理研究科、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科は、この限りではない。

別表1 (第130条関係) 入学検定料 (単位:円)

研究科	入学検定料
文学研究科	35,000
経済学研究科	35,000
法学研究科	35,000
社会学研究科	35,000
商学研究科	35,000
医学研究科	35,000
理工学研究科	35,000
経営管理研究科	35,000
政策・メディア研究科	35,000
健康マネジメント研究科	35,000
システムデザイン・マネジメント研究科	35,000
メディアデザイン研究科	35,000
薬学研究科	35,000

別表2 (第131条関係) 授業料その他必要な費用

1 2019年度以降の修士課程入学者適用 (単位:円)

種別 研究科	修士課程	
	在籍基本料 (毎年)	授業料 (毎年)
文学研究科	70,000	1,030,000
経済学研究科	70,000	1,030,000
法学研究科	70,000	1,030,000
社会学研究科	70,000	1,030,000
商学研究科	70,000	1,030,000
医学研究科	70,000	1,460,000
理工学研究科	70,000	1,120,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラムを除く)	60,000	2,150,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラム)	60,000	3,500,000
政策・メディア研究科	70,000	1,520,000
健康マネジメント研究科	70,000	1,760,000
システムデザイン・マネジメント研究科	60,000	1,920,000
メディアデザイン研究科	60,000	1,920,000
薬学研究科	70,000	1,070,000

2 2016年度から2018年度までの修士課程および2016年度以降の後期博士課程・博士課程入学者適用

(単位:円)

種 別 研究科	修 士 課 程		後期博士課程・博士課程	
	在籍基本料 (毎年)	授 業 料 (毎年)	在籍基本料 (毎年)	授 業 料 (毎年)
文学研究科			70,000	710,000
経済学研究科			70,000	710,000
法学研究科			70,000	710,000
社会学研究科	70,000	1,020,000	70,000	710,000
商学研究科			70,000	710,000
医学研究科			70,000	1,210,000
理工学研究科			70,000	710,000
経営管理研究科			60,000	820,000
政策・メディア研究科	70,000	1,500,000	70,000	710,000
健康マネジメント研究科			70,000	710,000
システムデザイン・マネジメント研究科			60,000	1,140,000
メディアデザイン研究科	60,000	1,920,000	60,000	1,140,000
薬学研究科			70,000	710,000

3 2013年度から2015年度までの入学者適用

(単位:円)

種 別 研究科	在籍基本料 (毎年)	授 業 料 (毎年)	施設設備費 (毎年)	実験実習費 (毎年)
医学研究科	博士 70,000	800,000	200,000	210,000
政策・メディア研究科	博士 70,000	310,000	400,000	—
メディアデザイン研究科	博士 60,000	750,000	320,000	—
薬学研究科	博士 70,000	390,000	180,000	140,000

別表3 (第151条関係) 科目等履修生の登録料及び聴講料 (単位:円)

研究科	種別	登録料	聴講料 (1単位)
文学研究科		80,000	39,000
経済学研究科		80,000	39,000
法学研究科		80,000	39,000
社会学研究科		80,000	39,000
商学研究科		80,000	39,000
医学研究科		80,000	39,000
理工学研究科		80,000	39,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラムを除く)		80,000	80,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラム)		80,000	130,000
政策・メディア研究科		80,000	39,000
健康マネジメント研究科		80,000	39,000
システムデザイン・マネジメント研究科		80,000	100,000
メディアデザイン研究科		80,000	100,000
薬学研究科		80,000	39,000

別表4 (第153条関係) 研究生の登録料及び研究指導料

(単位:円)

研究科	種別	登録料	研究指導料 (1か年)	実験実習費
文学研究科 (図書館・情報学専攻を除く)		80,000	390,000	—
文学研究科 (図書館・情報学専攻)		80,000	390,000	実費
経済学研究科		80,000	390,000	—
法学研究科		80,000	390,000	—
社会学研究科		80,000	390,000	—
商学研究科		80,000	390,000	—
医学研究科		80,000	390,000	実費
理工学研究科		80,000	390,000	実費
経営管理研究科		80,000	390,000	—
政策・メディア研究科		80,000	390,000	—
健康マネジメント研究科		80,000	390,000	—
システムデザイン・マネジメント研究科		80,000	390,000	—
メディアデザイン研究科		80,000	390,000	—
薬学研究科		80,000	390,000	実費

別表5 (第154条関係) 委託研究生の登録料及び指導料

(単位:円)

研究科	種別	登録料	指導料 (1か年)	実験実習費
文学研究科 (図書館・情報学専攻を除く)		80,000	290,000	—
文学研究科 (図書館・情報学専攻)		80,000	290,000	実費
経済学研究科		80,000	290,000	—
法学研究科		80,000	290,000	—
社会学研究科		80,000	290,000	—
商学研究科		80,000	290,000	—
医学研究科		80,000	290,000	200,000
理工学研究科		80,000	290,000	実費
経営管理研究科		80,000	290,000	—
政策・メディア研究科		80,000	290,000	—
健康マネジメント研究科		80,000	290,000	—
システムデザイン・マネジメント研究科		80,000	290,000	—
メディアデザイン研究科		80,000	290,000	—
薬学研究科		80,000	290,000	実費

別表6 (第151条関係) 特別短期留学生の審査料、登録料および授業料 (単位:円)

研究科	種別	審査料	登録料	授業料
文学研究科		18,000	80,000	885,000
経済学研究科		18,000	80,000	885,000
法学研究科		18,000	80,000	885,000
社会学研究科		18,000	80,000	885,000
商学研究科		18,000	80,000	885,000
医学研究科		18,000	80,000	1,245,000
理工学研究科		18,000	80,000	945,000
経営管理研究科		18,000	80,000	1,965,000
政策・メディア研究科		18,000	80,000	1,115,000
健康マネジメント研究科		18,000	80,000	1,365,000
システムデザイン・マネジメント研究科		18,000	80,000	1,565,000
メディアデザイン研究科		18,000	80,000	1,565,000
薬学研究科		18,000	80,000	875,000

別表7（第3条関係）人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

研究科	専攻	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
文学		文学研究科は、本塾建学の精神に則り、哲学・倫理学、美学美術史学、史学、国文学、中国文学、英米文学、独文学、仏文学、図書館・情報学に関する高度で専門的な教育と研究を通じて、深い学識と卓越した専門的能力を培い、高い見識を持って第一線で活躍する研究者および高度の専門性を備えた職業人を育成することを目的とする。
	哲学・倫理学	哲学・倫理学専攻は、哲学、倫理学の分野の専門研究を通じて、高度な専門知識を身につけ、幅広い知見をもって研究・教育にあたる人材を育成することを目的とする。
	美学美術史学	美学美術史学専攻は、美学美術史学、アート・マネジメント、それぞれの分野において、美と芸術の原理、芸術の歴史、芸術の社会的機能などに関する専門的（理論的ならびに実践的）研究を通じて、高度な芸術研究者ならびに芸術運営の専門家として有用な人材を育成することを目的とする。 特に、理論研究・歴史研究を行う美学美術史学分野では、修士・博士課程を通じて、美学・芸術学、日本・東洋美術史、西洋美術史、音楽史、舞台芸術史などの教育・研究が行われ、芸術一般ならびに各ジャンルにおいて高度な知識を有する専門研究者として内外で活躍する人材の養成をめざしている。 また、アート・マネジメント分野では、大学卒業後3年以上で実務経験を有する社会人を対象とした修士課程を通じて、アート・マネジメント、アート・マーケティング、知的資産の管理、芸術・文化資源の活用などの教育・研究が行われ、芸術運営において必要な知識ならびにスキルを修得したプロフェッショナルの養成をめざしている。
	史学	史学専攻は、日本史学、東洋史学、西洋史学、民族学、考古学の各分野の専門的研究を通じて、歴史学に関する高度な知識を身につけ、過去の社会や出来事から現在の人類のあり方を考え、未来の可能性を提案することができる人材を育成することを目的とする。

文学	国文学	国文学専攻は、国文学分野と日本語教育学分野とから成る。国文学分野では、国文学および日本語学（国語学）の専門的研究を通じて日本文化を多角的に把握し、これに関する高度な専門知識を有する教育者・研究者、ならびに専門知識を広く社会活動に活かすことのできる人材を育成することを目的とする。日本語教育学分野では、日本語学ならびに日本語教育学の分野の専門的研究を通じ、非母語話者の視点を踏まえた分析方法を身につけ、日本語に関する幅広い専門的知識を修得して、高等教育機関における日本語教育の範囲にとどまらず、日本語が必要な研究分野あるいは職種で活躍できるような人材の育成を目的とする。
	中国文学	中国文学専攻は、中国語学・中国文学分野の専門的・学際的研究を通じて、深い専門知識を身につけ、併せて中国文化の多様性を広範な視野をもって探求する柔軟かつ応用性ある研究能力を培い、文献による理論と研究者間の相互切磋による実践を、個性輝く研究成果として斯界の第一線に発信し得る人材を育成し、かかる人材の活躍を期して専門領域に於ける日中学术交流の大きいなる発展に貢献することを目的とする。
	英米文学	英米文学専攻は、英語学、英文学、米文学の分野の専門的、学際的研究を通じて、英語、英米文学の専門的な知識と研究方法を身につけ、英語圏文化に関わる理解と知的創造に資する貢献を国内外においてなし得る人材を育成することを目的とする。
	独文学	独文学専攻は、ドイツ語圏の言語、文学、文化の分野の専門的および学際的研究を通じて、人文学の専門性を培い、社会で幅広く活躍しうる「世界市民」（ゲーテ）を育成することを目的とする。
	仏文学	仏文学専攻は、広義のフランス語、フランス文学分野の専門的および学際的研究を通じて、人文学的専門知識を身につけ、国際文化の創造と批判的省察に寄与する人材を育成することを目的とする。
	図書館・情報学	図書館・情報学専攻は、図書館・情報学分野の専門的研究を通じて、図書館・情報学の専門的知識を教授し、図書館・情報学分野の卓越した研究者ならびに高度な専門性を備えた職業人を育成し、もって図書館・情報学分野の研究と実践の発展に寄与することを目的とする。

経済学	経済学	経済学研究科の教育目的は、慶應義塾の建学の精神を踏まえつつ、経済現象を適切に分析し深く考察できる高度な研究能力を持ち、学界のみならず実社会で活躍できる人材を養成することである。
法学		法学研究科は、本塾建学の精神に則り、法学と政治学の専門知識のうえに、現代社会の抱える諸課題を、学術的観点から論理的かつ実践的に分析できる人材の育成を図り、もって学理の創造的発展に寄与することを目的とする。
	民事法学	民事法学専攻および公法学専攻は、法学のすぐれた研究者の育成にとどまらず、社会において生起する諸問題を法的な視点から分析し、法的論理に基づき主体的に判断できる人材の育成を目的とする。
	公法学	政治学専攻は、政治学のすぐれた研究者の育成にとどまらず、社会科学全般についての基礎的素養を踏まえた、高度に理論的かつ実践的な能力を有する人材の育成を目的とする。
	政治学	社会学研究科は、本塾建学の精神に則り、社会学、心理学、教育学分野に関する深い専門性と広い学際性を備えた学識を授け、高い見識を持って第一線で活躍する研究者および高度の専門性を備えた職業人を育成することを目的とする。修士課程は、社会学、心理学、教育学分野において研究活動を行ううえで必要な基礎的な研究能力および高度の専門性が求められる職業を担うために必要な能力を養うこととする。後期博士課程は、社会学、心理学、教育学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、他の高度に専門的な業務に従事するために必要な卓越した研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うこととする。
社会学	社会学	社会学研究科社会学専攻は、人間行動・社会・文化に関する深い専門性と広い学際性を備えた学識を授け、高い見識を持って第一線で活躍する研究者および高度の専門性を備えた職業人を育成することを目的とする。
	心理学	社会学研究科心理学専攻は、厳密な実証科学としての心理学を知識と技法の両側面から習得し、高い見識を持った自立した研究者を育成すること、および高度に専門的な業務に従事する職業人を育成することを目的とする。

社会学	教育学	社会学研究科教育学専攻は、教育という関心と視座から広く人間形成に関わる営みを理論的、歴史的および実証的・実験的な方法によって探究する研究者・高度専門職業人を育成することを目的とする。
商学	商学	商学研究科は、福澤諭吉の実学の精神を「商学研究」において継承し、理論と実証を通じて現代のグローバルな産業社会を把握し、進歩と変革の方向を洞察することを教育と研究の基本とする。教育においては、この基本を踏まえ、経済社会の複雑な諸問題を適切に解決できる高度な知識と豊かな教養を備えた、社会のリーダーとして活躍しうる自立した研究者やプロフェッショナルの養成を目的とする。
医学	医学研究系	医学研究科博士課程では、基礎医学と臨床医学の関連分野において、気品と智徳を備え独立自尊の精神の下に医学研究・医療を実践できる、国際感覚と自立心にあふれる医学研究者や医療従事者を育成するための教育と、医学研究の実践により、幅広い視野と専門性を兼ね備え、独創性の高い基礎研究や疾患の病態メカニズム解明や診断・治療・予防法の開発などの先端医療につながる基礎研究・臨床研究を推進できる、将来の医学研究・医療を先導するリーダーとなれる人材を養成することを目的とする。
	医療科学系	医学研究科修士課程では、自然科学領域や人文・社会科学領域で学んできた人々を対象に、医学研究・教育と医療実践の場である本学大学院医学研究科と大学病院において、医学研究に対して広い視野と深い論理的思考を獲得させること、研究成果の社会的な重要性を自覚させて研究への強い動機と自律的に活動できる強い意欲をもたらせることを教育方針として、医学研究に取り組むことにより、医療に深い造詣を有する高度の職業人の養成とともに、将来、多様な分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。
	医科学	理工学研究科では、「科学技術の探求」と「人間社会への貢献」の相互発展においてグローバル社会でリーダーシップをとれる学生を育てるために、学生一人ひとりの固有の才能を引き出し、主体的に問題を見出し課題を要素化し、学術と先端技術を駆使して取り組む能力を育てることに教育の目的を置く。さらに、世界的レベルで独創的な成果を生み出す研究能力と同時に、社会的指導力を養成することを目標とする。

基礎理工学	基礎理工学	<p>数学から生命科学にいたる広範な自然科学分野およびその直接の応用であるテクノロジー分野までがボーダレスにかつ有機的に総合した「基礎理工学」専攻において、将来にわたり「工学的応用を想定した理学、科学法則の理解に立脚する工学」という広い視野と、理工学の盤石な基礎知識と飽くなき問題意識を持ち、精緻な論理に基づいて物事の本質に迫り、勇気と情熱、使命感をもって自らが前人未踏の新分野に挑戦し、未来における科学と工学の新機軸を創出し続けることで、グローバル社会の先導者たりうる者を養成する。この目的を達成するため、研究室において指導教員からの体系的な研究指導、および他分野を含む広領域研究教育分野の教員からの授業科目による大学院教育を通して、次世代における最先端科学・技術分野を創成しえる能力を備えた研究者・技術者の人材養成を行う。</p>
理工学	総合デザイン工学	<p>総合デザイン工学専攻では、人間の創造力、構想力、実行力をもって生活、産業、環境に働きかけ、それらの改善を図る営みである「デザイン」が工学の本質かつ原点であるとの認識から、具体的な「ものづくり」に取り組む姿勢を重視する。この観点から、構成要素を統合して優れたデザインの人工物を開発し、システムの構築にまで関わる科学技術の諸分野を1つの専攻領域と捉え、総合した研究教育を展開する。総合デザイン工学がめざす基本概念および必要とするアプローチ・思考方法に基づき、各研究領域で求められる具体的な課題に挑戦し、技術開発に実際に取り組むことを主眼においていた教育と、先端的・萌芽的な分野に触れることができる研究環境を充実させる。これにより、人工物および要素技術を最適に組み合わせた工学システムを開発することで広く社会の発展に貢献でき、さらには未開拓な領域に積極的に挑戦するマインドを持つ人材を育成することを目標とする。</p>
開放環境科学	開放環境科学	<p>開放環境科学専攻では、周囲の環境と不斷に情報や物質の交換が行われている開放系の科学を樹立するために、空間、都市、資源、エネルギー、環境、情報ネットワーク、社会組織など、幅広い分野にわたり、現実世界の具体的な問題について考究する科目を設けると同時に、社会基盤システムの構築に資する新しい方法として、問題空間の探索や現象学的解析、システムに自律性や不測の事態への適応能力などを具備するデザインの実例を豊富に紹介し、新たな学問的基盤の充実に注力している。これらの教育方針に沿って、新しい科学とも言うべき開放系の科学を樹立し、科学技術に飛躍的なブレイクスルーを起こそうと志す人材を養成することを目標とする。</p>

経営管理	経営管理	<p>経営管理研究科は個としての自立心、他の尊厳を重んずる精神、明確な使命感、卓越した見識、果敢な実行力を合わせ持つ、優れた革新的リーダーを育成することにより、経済社会の発展と進歩に寄与することを目的とする。</p> <p>(修士課程 MBA プログラム)</p> <p>不確実な環境で将来を見通し、ビジョンを持って目標を定め、戦略的な意思決定を行うための経営全般に関する知識と、社会と組織を先導する使命感やマインドセットを持ったリーダーを育成することを目的とする。</p> <p>(修士課程 EMBA プログラム)</p> <p>職務経験15年以上の中核人材が、週末を中心としたカリキュラムで学ぶプログラムであり、異業種・異職種の人たちが切磋琢磨し合いながら、経営の知識だけではなく、経営者としてのマインドセット、国際感覚を備え、世界的な視点、長期的視野に立って社会を先導するリーダーに育つことを目的とする。</p> <p>(後期博士課程)</p> <p>経営に関する専門的な研究・教育機関において研究と教育活動に携わる研究者を養成すること、および研究・教育機関以外の専門機関において高度の専門家として活躍する人材を育成することを目的とする。</p>
政策・メディア	政策・メディア	政策・メディア研究科は、社会のニーズに応えるための分野横断的な視点と専門知識を持ち、実践的な問題発見・解決能力を有するプロフェッショナルの養成を目指している。また、その養成においては、技術イノベーションや社会イノベーションの創出とその融合、社会への問い合わせや社会実装の実践、異分野の研究者や学生とのコラボレーションを重視し、政策、ガバナンス、社会イノベーション、環境、ICT、メディア、身体スキル、生命科学などの分野を複合的に学び、次世代情報社会のリーダーとしてグローバルに活躍できる人材を育成することを目的とする。
法務	法曹養成 (法科大学院)	法務研究科は、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法曹養成専攻においては、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うため、グローバル法務専攻においては、経済社会のグローバル化に伴って求められる法律関係の職業を担うため、それぞれに必要とされる深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。
	グローバル法務	

		<p>本塾建学の精神に則り、学理および応用を研究教授し、人々の健康に資する保健・医療・福祉の在り方を構想し、科学的方法に基づく高度な実践・マネジメントに求められる深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。</p>
健康マネジメント	看護学	<p>学際的で豊かな知識と高い倫理性に裏打ちされ、既存の枠組みにとどまらない構想力、複雑かつ先進的な健康課題を包括的に理解するための臨床判断能力、Evidence-based practice および理論や概念基盤に基づいた最善のアウトカムをもたらすケア実践能力を修得し、看護ケアの新しいあり方を開発・構築、実践できる人材を養成することを目的とする。</p>
	公衆衛生・スポーツ健康科学	<p>保健・医療・福祉やスポーツに関連した専門的知識の修得にとどまらず、個人や社会が抱える健康課題を見出す洞察力、課題の背後にある構造・因果関係を推定し仮説として構築するための論理的思考力、万人が納得できる方法で仮説を検証するための分析力、導出した結論を共有・実践するためのコミュニケーション力といったマネジメント力を修得させ、多様性・多文化への配慮と高い職業倫理観にもとづいて社会を先導するリーダーシップを醸成することを目的とする。</p>
システムデザイン・マネジメント	システムデザイン・マネジメント	<p>あらゆる問題が大規模・複雑化、解決困難化する現代社会において、新たな技術システム・社会システムをデザインするためには、問題全体を俯瞰的に捉えるとともに、対象とするシステムを詳細まで緻密にデザインする、「木を見て森も見る」力が不可欠である。このため、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科では、既に何らかの専門性を有する学生に対し、システムズエンジニアリング、プロジェクトマネジメントおよびシステム×デザイン思考をベースとする分野横断的学問「SDM 学」の教育を行うことによって、大規模・複雑システムのデザインとマネジメントを行う能力を養うことを目的とする。これらの SDM 学の基本をコア科目で学び、関心分野の専門性を専門科目で深め、さらに実践的な能力をプロジェクト科目および特別研究科目で高める。</p>

メディアデザイン	メディアデザイン	<p>The mission of the Graduate School of Media Design (KMD) is to develop creative leaders and innovators who have the ability to globally collaborate beyond disciplines and cultures to innovate create social value. The official language of KMD is both English and Japanese. The curriculum is structured to have practical projects with external partners at its core, to acquire practical skills and theories including research and development of advanced digital technology, project management under multi-location and cultural environment, product and service design, business model and policy recommendations.</p> <p>メディアデザイン研究科（KMD）は、専門分野や文化の枠を超えてグローバルに協働してイノベーションを起こし社会に向けて価値を創出する能力を持つ創造力豊かなリーダーやイノベータの育成を目的とする。そのために、KMDは英語と日本語を公用語とし、カリキュラムは外部と連携する実践的なプロジェクトを中心に構成している。プロジェクトを通して、デジタルメディアを中核とした先端技術の研究開発、複数拠点および多様な文化を連携するプロジェクトマネジメント、コンテンツやサービスデザイン、ビジネスモデルや政策提言など幅広い実務スキルと理論を獲得することを目指す。</p>
薬学		<p>本塾建学の精神に則り、薬学における学理およびその応用を教授研究し、医療・創薬に関わる分野で求められる卓越した学識と創造性豊かな研究能力を培うことを目的とする。</p>
	薬科学	<p>薬科学専攻では、創薬、臨床開発、環境・生命科学などの幅広い薬科学分野の発展に貢献し、将来同分野のリーダーとして国際的に活躍する、未来を先導する研究者・教育者の育成を目的とする。</p>
	薬学	<p>薬学専攻では、科学の基盤と医療人としての高い倫理観を持ち、高度な薬物療法および薬学研究の実施に貢献し、各界で活躍できる指導的な薬剤師・研究者・教育者の育成を目的とする。</p>

大学院法務研究科 学 則

第1章 総 則

第1条 慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）は、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法曹養成専攻においては、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うため、グローバル法務専攻においては、経済社会のグローバル化に伴って求められる法律関係の職業を担うため、それぞれに必要とされる深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

- 第2条** ① 本研究科は、教育研究水準の向上を図り、本研究科の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検および評価を行い、その結果を公表する。
② 本研究科は、本研究科の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価を受ける。
③ 前2項の手続については、別に定める。

第2章 課程および組織

第3条 本研究科に法曹養成専攻およびグローバル法務専攻を置く。

- 第4条** ① 法曹養成専攻およびグローバル法務専攻にそれぞれ専門職学位課程を置き、法曹養成専攻は法科大学院とする。
② 法曹養成専攻の標準修業年限は3年とし、グローバル法務専攻の標準修業年限は1年とする。ただし、法務研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の定めるところにより、グローバル法務専攻の標準修業年限を2年とすることができる。

第5条 授業科目の単位は、毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。ただし、実習の単位については、別に定める。

第3章 教育課程

専門職学位課程

第6条 ① 本研究科法曹養成専攻に設置する専門職学位課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

法律基本科目（必修）

*は、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識を涵養するための授業科目、その他は、専門的学識の応用能力を涵養するための授業科目である。

公 法 系			
憲 法	I * (3)	行 政 法	法* (2)
憲 法	II * (2)	行 政 法 総 合	(2)
憲 法 総 合	(2)	公 法 総 合	(1)
民 事 系			
民 法 I (総 論)* (2)		商 法 総 合	I (1)
民 法 II (契 約 法)* (2)		商 法 総 合	II (2)
民 法 III (財 産 法)* (2)		民 事 手 続 法 I * (2)	
民 法 IV (民事責任法)* (1)		民 事 手 続 法 II * (2)	
民 法 V (担 保 法)* (2)		民 事 手 続 法 総 合 (2)	
民 法 VI (家 族 法)* (1)		民 事 法 総 合 I (1)	
民 法 総 合 I (2)		民 事 法 総 合 II (1)	
民 法 総 合 II (1)		民 事 法 総 合 III (1)	
商 法* (3)			
刑 事 系			
刑 法	I * (2)	刑 事 訴 訟 法* (3)	
刑 法	II * (3)	刑 事 訴 訟 法 総 合 (3)	
刑 法 総 合	(2)	刑 事 法 総 合 (2)	
法律基本科目(選択)			
基 礎 演 習 (1)		刑 事 法 総 合 演 習 (1)	
法律基本選択科目 I (2)		法律基本科目テーマ演習 (2)	
法律基本選択科目 II (1)		法律基本科目テーマ研究 (1)	
法律実務基礎科目(必修)			
法 曹 倫 理 (2)		要 件 事 實 論 (2)	
民 事 實 務 基 礎 (3)		刑 事 實 務 基 礎 (3)	
法律実務基礎科目(選択)			
Negotiation (2)		エクスターーンシップ(法律事務所) (1)	
Arbitration (2)		エクスターーンシップ(官庁・企業等) (1)	
Mediation (2)		エクスターーンシップ(海外) (1)	
法律文書作成(基礎) (2)		リーガルクリニック (1)	
基礎法学・隣接科目			
基礎 法 学			
法 哲 学 (2)		法 と 経 済 学 (2)	
法 史 学(近代日本法史) (2)		立 法 政 策 学 (2)	
法 史 学(西 洋 法 史) (2)		法 交 涉 学 (2)	
法 社 会 学 (2)		開 発 法 学 (2)	

隣接	政治学 (2)	会簿記 (2)	学論 (2)
行政経営	政治学 (2)	経営学 (2)	
金融	政治学 (2)	新事業 (2)	創造体験 (2)
展開・先端科目			
公法系			
租税法	I (2)	相続税法 (1)	
租税法	II (2)	行政事件訴訟実務 (2)	
租税法総合	I (1)	行政法の理論と実務 (1)	
租税法総合	II (1)		
民事系			
知的財産法	I (2)	金融商品取引法 (2)	
知的財産法	II (2)	信託法 (2)	
知的財産法	III (2)	商事信託法 (2)	
知的財産法総合	(1)	企事業金会計法 (2)	
倒産法	I (2)	医療訴訟の理論と実務 (2)	
倒産法	II (2)	裁判外紛争解決法 (2)	
倒産法総合	(1)	民事執行・保全法 (1)	
民事執行・保全法	(1)	家事事件実務 (2)	
消費者法	I (2)	金融法実務 (2)	
消費者法	II (2)	登記実務 (2)	
金融融資法	(2)	コーポレートガバナンス・企業倫理の理論と実務 (2)	
保険法	(2)		
刑事系			
刑事政策	策 (2)	法医学 (2)	
被害者学	(2)	青少年法 (2)	
社会法系			
労働法	I (2)	経済法 (2)	
労働法	II (2)	経済法 (2)	
労働法	III (1)	社会保障法 (1)	
労働法総合	(2)	労働法 (1)	
労働法基礎	(1)		
国際系			
国際関係法	I (2)	国際ビジネスマーケティング法 (2)	
国際関係法	II (2)	国際資本市場法 (2)	
国際私法	I (2)	国際租税法 (2)	
国際私法	II (1)	国際刑事法 (2)	
国際民事訴訟法	(1)	国際経済法 (2)	
国際商取引法	(1)	国際人権法 (2)	
国際関係法(私法系)総合	(2)	国際紛争解決法 (2)	

学際系

環境法	I (2)
環境法	II (2)
情報報法	(2)
ジエンドーと法	(2)
医事法	I (2)
医事法	II (2)

入管法	(2)
災害復興法	学 (2)
スボーツ法	(2)
アートと法	(2)
数理法務入門 I	(2)
数理法務入門 II	(2)

外国法基礎系

フランス法 (公法)	I (2)
フランス法 (私法)	I (2)
フランス法 (公法)	II (2)
フランス法 (私法)	II (2)
ドイツ法	I (2)
ドイツ法	II (2)

イギリス法	(2)
中國法	(2)
EU法 I (EU憲法)	(2)
EU法 II (EUビジネス法)	(2)
アジア法	(2)

グローバル系

1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective

Law, Culture and Development in Asia	(2)
Introduction to Asian Law	(2)
Japanese Law (Public Law)	(2)
Japanese Law (Economic Security Legislation)	(1)
Japanese Law (Economy and Social Structure)	(2)
Japanese Law (Legal History and Transformation)	(2)

Japanese Law (Labor and Employment)	(1)
-------------------------------------	-----

Japanese Law in Cross-border Matters	(1)
--------------------------------------	-----

Japanese Law (Citizen, Consumer and Family Relation)	(1)
--	-----

Japanese Law (Property Law)	(2)
-----------------------------	-----

Cross-Border Investment into Japanese Real Estate; Acquisition, Financing, and Ownership	(2)
--	-----

2 Global Business and Law

International Commercial Transactions	(2)
Cross-border Litigation	(2)
Finance Transactions and Securities Regulations in Japan	(2)
Bankruptcy Laws	(2)
Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions	(2)
Japan-EU Business and Sustainability Law	(2)
Corporate Governance and Risk Management	(2)
International Commercial Arbitration I	(2)
International Commercial Arbitration II	(2)

International Investment Arbitration	(2)
--------------------------------------	-----

International Arbitration Practice in Northeast Asia	(1)
--	-----

Japanese Competition Law	(2)
--------------------------	-----

Business Strategy and Contract	(1)
--------------------------------	-----

Law of the Internet	(2)
---------------------	-----

Start-up Company and Venture Capital Law	(2)
--	-----

Case Study in International Dispute Resolution and Regulatory Law	(1)
---	-----

International Capital Markets	(2)
-------------------------------	-----

Introduction to the Law of Investment Funds (1)

3	Global Security and Law	
	International Law (2)	International Security Law (1)
	Law of International Organizations (2)	Environmental Law and Disaster (2)
	Introduction to Global Law (1)	Multinational Corporations
	Globalization and International Human Rights in Asia (1)	and Law (2)
	Globalization and International Criminal Law (1)	History of International Law (2)
4	Innovations and Intellectual Property Law	
	Intellectual Property from a Global Perspective (2)	Innovation and Law I (1)
	Global Intellectual Property Management (2)	Innovation and Law II (1)
	International IP Licensing Agreements (2)	Comparative Japanese IP Case Law: Product Design Protection (1)
5	Area Studies	
	Area Studies of Law (South East Asia) (1)	Area Studies of Law (Singapore) (1)
	Area Studies of Law (China) (1)	Area Studies of Law (EU-Japan) (1)
	Area Studies of Law (Korea) (1)	
6	Comparative Law	
	Introduction to American Business Law (1)	Comparative Contract Law (2)
	Advanced Topics in American Business Law (1)	Comparative Corporate Law (2)
	American Law and Society (2)	Comparative Corporate Finance and Law (2)
	Comparative Constitutional Law (2)	English Contract Law (1)
7	Current Legal Issues	
	Art Business and Law (1)	Seminar (Case Study in International Competition Law) (1)
	Sports Law and Dispute Resolution (1)	Seminar (Global Tax Perspectives) (1)
	Legal English for Law Students (1)	Seminar (Current Legal Issues) (1)
	Seminar (Investment and Doing Business in Asia) (1)	
8	Legal Research and Writing	
	Graduate Writing Seminar (1)	
9	Practical Training	
	International Commercial Dispute Resolution (2)	Drafting International Agreements (2)
	SIAC and Institutional Arbitration I (1)	Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions (2)
	SIAC and Institutional Arbitration II (2)	Moot Court (2)
	Legal Debate and Negotiation (2)	

ベーシック・プログラム	
企業法務ベーシック・プログラム (2)	経済法ベーシック・プログラム (2)
金融法務ベーシック・プログラム (2)	労働法ベーシック・プログラム (2)
ワークショップ・プログラム	
企業法務ワークショップ・プログラム (2)	消費者法ワークショップ・プログラム (2)
金融法務ワークショップ・プログラム (2)	環境法務ワークショップ・プログラム (2)
知的財産法務ワークショップ・プログラム (2)	EUグローバル法務
経済法ワークショップ・プログラム (2)	ワークショップ・プログラム (2)
倒産法ワークショップ・プログラム (2)	国際刑事法ワークショップ・プログラム (2)
労働法ワークショップ・プログラム (2)	
フォーラム・プログラム	
企業内法務フォーラム・プログラム (2)	国際法務フォーラム・プログラム (2)
起業と法フォーラム・プログラム (2)	法整備支援フォーラム・プログラム (2)
テーマ演習 (2)	
テーマ研究 (1)	
リサーチペーパー (1)	
上級リサーチペーパー I (3)	
上級リサーチペーパー II (3)	

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、本研究科委員会が適当と認める授業科目を、本研究科法曹養成専攻の定める授業科目として認定または設置することができる。ただし、前項に掲げる授業科目の区分に該当しないものは、自由科目とする。認定または設置する単位数は、本研究科委員会が定める。

第7条① 本研究科法曹養成専攻の学生は、本研究科法曹養成専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む93単位以上を履修しなければならない。ただし、法律基本科目（選択）は、5単位を超えて上記の単位数に算入することはできない。

- 法律基本科目（必修）： 55単位
 法律実務基礎科目（必修）： 10単位
 基礎法學・隣接科目： 4単位以上
 展開・先端科目： 12単位以上

- ② 設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を得なければならない。
 ③ 学年における履修単位数の上限は、第1学年36単位、第2学年36単位、第3学年44単位とする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学した学生および履修科目の単位を優れた成績をもって修得することが見込まれる者として本研究科委員会が認める学生については、第2学年において、上記に加えて8単位まで履修を認める。

第8条① 入学に際し、本研究科法曹養成専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）は、第4条第2項に定める標準修業年限の

うち1年間在学し、前条第1項に定める単位について30単位を修得したものとみなす。ただし、第21条第2項但書により法学既修者として入学が認められた者が修得したとみなすことができる単位は、20単位以上30単位未満とし、本研究科委員会がこれを定める。

- ② 認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科法曹養成専攻に入学した者またはこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認める者については、前項中「30単位」とあるのは「46単位」と読み替えるものとする。

第9条 本研究科法曹養成専攻の学生は、授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。

第10条① 本研究科法曹養成専攻の学生について、学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科委員会の承認を得て、第7条の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

② 学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科以外の本大学大学院研究科等の授業科目を指定し、履修させることができる。

③ 学習指導教員は、学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本塾以外の国内高等教育研究機関の授業科目の履修を許可することができる。

④ 前項の許可を受けた授業科目で、本研究科委員会において本研究科の定める授業科目と認定されたものについては、30単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

⑤ 本研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、30単位を超えない範囲で本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第11条① 第8条、前条第4項および第5項ならびに第24条第3項により修得したものとみなされる単位は、併せて30単位を超えないものとする。ただし、第8条によって30単位を修得したものとみなされる者については、さらに前条第4項および第24条第3項により併せて1単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

② 認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科法曹養成専攻に入学した者またはこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認める者については、本研究科以外の認定連携法科大学院で修得した単位につき、前項中「30単位」とあるのは「46単位」と読み替えるものとする。

第11条の2① 本研究科グローバル法務専攻に設置する専門職学位課程の科目群、授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1	Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective Law, Culture and Development in Asia (2)	Japanese Law (Economic Security Legislation) (1)
	Introduction to Asian Law (2)	Japanese Law (Economy and Social Structure) (2)
	Japanese Law (Public Law) (2)	

Japanese Law (Legal History and Transformation) (2)	Japanese Law (Citizen, Consumer and Family Relation) (1)
Japanese Law (Labor and Employment) (1)	Japanese Law (Property Law) (2)
Japanese Law in Cross-border Matters (1)	Cross-Border Investment into Japanese Real Estate; Acquisition, Financing, and Ownership (2)
2 Global Business and Law	
International Commercial Transactions (2)	International Investment Arbitration (2)
Cross-border Litigation (2)	International Arbitration Practice in Northeast Asia (1)
Finance Transactions and Securities Regulations in Japan (2)	Japanese Competition Law (2)
Bankruptcy Laws (2)	Business Strategy and Contract (1)
Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions (2)	Law of the Internet (2)
Japan-EU Business and Sustainability Law (2)	Start-up Company and Venture Capital Law (2)
Corporate Governance and Risk Management (2)	Case Study in International Dispute Resolution and Regulatory Law (1)
International Commercial Arbitration I (2)	International Capital Markets (2)
International Commercial Arbitration II (2)	Introduction to the Law of Investment Funds (1)
3 Global Security and Law	
International Law (2)	International Security Law (1)
Law of International Organizations (2)	Environmental Law and Disaster (2)
Introduction to Global Law (1)	Multinational Corporations and Law (2)
Globalization and International Human Rights in Asia (1)	History of International Law (2)
Globalization and International Criminal Law (1)	
4 Innovations and Intellectual Property Law	
Intellectual Property from a Global Perspective (2)	Innovation and Law I (1)
Global Intellectual Property Management (2)	Innovation and Law II (1)
International IP Licensing Agreements (2)	Intellectual Property Case Law and Enforcement (2)
5 Area Studies	
Area Studies of Law (South East Asia) (1)	Comparative Japanese IP Case Law: Product Design Protection (1)
Area Studies of Law (China) (1)	
Area Studies of Law (Korea) (1)	
	Area Studies of Law (Singapore) (1)
	Area Studies of Law (EU-Japan) (1)

6	Comparative Law		
	Introduction to American Business Law (1)		Comparative Contract Law (2)
	Advanced Topics in American Business Law (1)		Comparative Corporate Law (2)
	American Law and Society (2)		Comparative Corporate Finance and Law (2)
	Comparative Constitutional Law (2)		English Contract Law (1)
7	Current Legal Issues		
	Art Business and Law (1)		Seminar (Case Study in International Competition Law) (1)
	Sports Law and Dispute Resolution (1)		Seminar (Global Tax Perspectives) (1)
	Legal English for Law Students (1)		Seminar (Current Legal Issues) (1)
	Seminar (Investment and Doing Business in Asia) (1)		
8	Legal Research and Writing		Research Paper II (2)
	Graduate Writing Seminar (1)		
	Research Paper I (2)		
9	Practical Training		
	International Commercial Dispute Resolution (2)		Drafting International Agreements (2)
	Negotiation (2)		Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions (2)
	Mediation (2)		Moot Court (2)
	Arbitration (2)		Internship I (1)
	SIAC and Institutional Arbitration I (1)		Internship II (2)
	SIAC and Institutional Arbitration II (2)		Internship III (3)
	Legal Debate and Negotiation (2)		Internship IV (4)

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、本研究科委員会が適当と認める授業科目を、本研究科グローバル法務専攻の定める授業科目として認定または設置することができる。ただし、前項に掲げる授業科目の区分に該当しないものは、自由科目とする。認定または設置する単位数は、本研究科委員会が定める。

第11条の3 ① 本研究科グローバル法務専攻の学生は、本研究科グローバル法務専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む30単位以上を履修しなければならない。

- 1 Global Business and Law または Global Security and Law のいずれかの科目群：4 単位以上
 2 Practical Training 科目群：4 単位以上

- ② 法科大学院を修了した者および法科大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は、前項に規定する単位に加えて、本研究科グローバル法務専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む 6 単位を履修しなければならない。ただし、

第1号に掲げる科目については、法曹養成専攻に設置された授業科目のうち本研究科委員会が適当と認める授業科目を履修することをもって、同号に掲げる科目を履修したものとみなすことができる。

- 1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群：4 単位
 - 2 Practical Training 科目群：2 単位
- ③ 設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を得なければならない。
 - ④ 各学年における履修単位数の上限は、それぞれ44単位とする。
 - ⑤ 本研究科グローバル法務専攻の学生は、学習指導教員が、学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本研究科委員会の承認を得て、法曹養成専攻に設置された日本語で行われる授業科目を8単位を上限として履修し、本条第1項の定める修了に必要な単位に含めることができる。
 - ⑥ 半期の間に20単位を超えて履修するときは、あらかじめ学習指導教員の承認を得なければならない。

第11条の4 本研究科グローバル法務専攻の学生は、授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。

第11条の5 ① 本研究科グローバル法務専攻の学生について、学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科委員会の承認を得て、第11条の3の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

② 学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科以外の本大学大学院研究科等の授業科目を指定し、履修させることができる。

③ 学習指導教員は、学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本塾以外の国内高等教育研究機関の授業科目の履修を許可することができる。

④ 前項の許可を受けた授業科目で、本研究科委員会において本研究科の定める授業科目と認定されたものについては、15単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

⑤ 本研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第11条の6 前条第4項および第5項ならびに第24条第3項により修得したものとみなされる単位は、併せて15単位を超えないものとする。

第4章 成績評価ならびに進級および課程修了の認定

第12条 ① 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

② 学業成績の評語は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格

とする。また、特定の授業科目については、P、Fのみの評語を設けることができる。その場合Pは合格、Fは不合格とし、その運用は本研究科の定めによる。なお、他大学等で履修した授業科目を本研究科の単位として認定する場合に、上記の評語を用いないときはGとする。

- ③ S・A・B・C・Dの評価基準は、次のとおりとする。

S：90点以上

A：80点以上90点未満

B：70点以上80点未満

C：60点以上70点未満

D：60点未満

- ④ 前項に定める学業成績の評語S・A・B・Cの相対的割合は、専門職学位課程ごとに本研究科委員会が別に定める数値を目標とする。
- ⑤ 本研究科の正規学生には、履修した授業科目につき、学業成績の評語に応じ、本研究科委員会の定めるグレード・ポイントが与えられる。ただし、自由科目および学業成績の評語P、FならびにGを表示された授業科目について、グレード・ポイントは与えられない。学業成績の各々の評語に対応するグレード・ポイントは、本研究科委員会が別に定める。
- ⑥ 前項の定めに従って与えられたグレード・ポイントを基に履修科目1単位当たりの成績の平均点（以下「GPA」という。）を算出する。GPAの計算方式は、本研究科委員会が別に定める。

第13条 修学について正規の手続を怠っている者は、受験資格を失う。

第14条 本研究科法曹養成専攻における各学年の進級に要する条件は、次のとおりとする。

- 1 第1学年において、この学年に配当された全必修科目30単位を修得し、かつ本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たした者は、第2学年に進級する。
- 2 第2学年において、この学年に配当された全必修科目22単位を修得し、第1学年および第2学年の合計修得単位が60単位以上（自由科目を除く。）であり、かつ本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たした者は、第3学年に進級する。ただし、法学既修者については、第2学年に配当された全必修科目（第21条第2項但書により法学既修者として入学が認められた者が修得すべき必修科目の単位数については、23単位以上32単位以下とし、本研究科委員会がこれを定める。）を含めて合計30単位以上（自由科目を除く。）を修得し、かつ本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たした場合は、第3学年に進級する。

- 3 進級の時期は年度末とし、当該学期に在学していることを要件とする。

第15条① 本研究科専門職学位課程修了の認定は、本研究科委員会が行う。

- ② 本研究科法曹養成専攻の専門職学位課程（法科大学院）の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、各科目（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目）について、第7条に定める所定の単位を修得し、本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たすこととする。ただし、本研究科において法学既修者として入学が認

められた者の在学年数に関する要件は、2年以上の在学で足りるものとする。

③ 本研究科法曹養成専攻の専門職学位課程（法科大学院）の修了の時期は年度末とし、当該学期に在学していることを要件とする。

④ 本研究科グローバル法務専攻の専門職学位課程（専門職大学院）の修了要件は、専門職大学院に1年以上在学し、第11条の3に定める所定の単位を修得することとする。

第16条① 第14条により直近上級学年に進級することができなかった者および前条第2項により本研究科法曹養成専攻の専門職学位課程を修了することができなかった者は、原級にとどまる。

② 前項により原級にとどまった者が当該学年で取得した授業科目的単位およびグレード・ポイントは、無効とする。ただし、本研究科委員会が別に定める基準以上の評価を得た授業科目については、その限りではない。

第5章 学位およびその授与

第17条 専門職学位は、大学院専門職学位課程を修了した者に与えられる。

第18条 専門職学位は、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第6章 入学、留学、休学、退学および再入学

第19条 入学の時期は毎年4月とする。ただし、本研究科委員会の定めるところにより、秋学期から入学を許可することができる。

第20条 本研究科専門職学位課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 大学に3年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、当該大学で履修した単位のうち、本研究科が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得したものと本研究科が認めた者
- 6 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7 その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた22歳以上の者

第21条① 本研究科専門職学位課程の入学志願者については、学力、人物、健康について考查する。

② 法学既修者としての入学を志願する者については、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する基礎的な学識について考查する。ただし、本研究科委員会の定めるところにより、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の基礎的な学識を考查することなく、法学既修者として入学を認めることができる。

- ③ 前項但書により入学を認められた者が、本研究科委員会の定めるところにより実施される
考査において、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法についての基礎的な学識を有すると認めら
れたときは、前項本文の考査により入学を認められたものとみなす。

第22条 入学志願者は、第29条に定める入学検定料を納付し、必要書類を提出しなければなら
ない。

第23条① 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

② 保証人は、父母もしくはその親族、またはこれに準ずる者でなければならない。

③ 保証人が氏名を改め、または転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

④ 保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは、新たに保証人を選定し、届
け出なければならない。

第24条① 本研究科委員会が教育上有益と認めたときは、休学することなく外国の大学院また
はそれに準ずる高等教育研究機関に留学することを許可する。

② 留学の期間は、1年間に限り本研究科専門職学位課程の在学年数に算入する。

③ 留学中に修得した授業科目の単位は、法曹養成専攻は30単位、グローバル法務専攻は15単位
を超えない範囲で本研究科専門職学位課程の修了に必要な単位として認定することができる。

④ 留学に関する細則は、別に定める。

第25条① 病気その他やむを得ない理由により欠席が長期にわたる場合には、保証人同意のう
え願い出て、研究科委員会の許可を得て必要な期間休学することができる。

② 休学の期間は、当該学期または、当該年度とする。

③ 前項の期間中に休学の事由が消滅しない場合、その理由を付して、保証人同意の上再度願
い出ることができる。

④ 休学の事由が消滅したならば、休学者は速やかに就学届を提出しなければならない。

⑤ 校医が健康上修学に不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

⑥ 休学期間は、在学年数に算入しない。

⑦ 本研究科法曹養成専攻の休学期間は、通算して6年を超えることはできない。ただし、本
研究科において法学既修者として入学が認められた者の休学期間は、通算して4年を超える
ことはできない。

⑧ 本研究科グローバル法務専攻の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

⑨ 休学の事由が母国における兵役義務による場合、本条第7項から前項までに定める休学期
間の通算に含めないものとする。

⑩ 本条第7項から第8項までに定める休学期間の上限を経過してもなお就学できない場合、
退学させる。

第26条 病気その他の事由により退学したい者は、保証人同意のうえ退学届を提出しなければ
ならない。

第27条 本研究科を退学した者が再入学を希望する場合、本研究科委員会は、特段の事情があ
る場合、その再入学を認めることができる。この場合の手続は、別に定める。

第28条① 本研究科法曹養成専攻に在学し得る最長年限は、6年とする。ただし、毎学年末に

において、同一学年に2年在学し、なお進級または修了し得ない者は、退学させる。

② 本研究科グローバル法務専攻に在学し得る最長年限は、2年とする。ただし、第4条第2項により標準修業年限を2年とするときの最長年限は、4年とする。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他

第29条① 入学検定料は、別表1のとおりとする。

② 納入した検定料は、一切返却しない。

第30条① 入学を許可された者は、入学金、在籍料、在籍基本料、授業料その他必要な費用を納入しなければならない。

② 前項の費用については別表2のとおりとする。

第31条 納入方法およびその他必要な費用については別に定める。

第32条 在籍料、在籍基本料、授業料その他必要な費用を所定の期日までに納入しない者について、これを退学させることがある。

第33条 追加試験料および再試験料等は、別に定める。

第34条① 学年の中途で退学することがあっても、在籍料、在籍基本料、授業料その他必要な費用で納入したものは、返却しない。

② 休学期間中の授業料その他必要な費用の取り扱いは別に定める。

第35条 在学中、在籍料、在籍基本料、授業料その他必要な費用について変更があった場合には、変更された後の金額を納入するものとする。

第8章 教員組織

第36条 本研究科の授業担当教員は、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専攻分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- 1 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

第9章 事務組織

第37条 本研究科の事務は、慶應義塾塾監局において行う。

第10章 運営組織

第38条① 本研究科に法務研究科委員会を置く。

② 本研究科委員会は、本研究科に所属する専任教員をもって組織する。

③ 法曹養成専攻およびグローバル法務専攻に、各専攻の専任教員をもって組織される専任者会議（以下「各専任者会議」という。）を置くことができる。

第39条① 法務研究科委員長は、第43条に定める法務研究科運営委員会の推薦に基づき、塾長が任命する。

- ② 法務研究科委員長は、各専任者会議につき、各専攻長を指名することができる。
- ③ 法務研究科委員長は、いずれかの専攻長を兼ねることができる。

第40条① 本研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- ② 各専任者会議は、各専攻長が招集し、その議長となる。

第41条① 本研究科委員会は、委員定数の過半数の出席がなければこれを聞くことができない。

- ② 前項の規定は、各専任者会議に準用する。

第42条① 本研究科委員会は、次の事項に関して、議決する。

- 1 入学、修了、留学、休学、退学、再入学その他学生の地位の得喪または変更に関する件
- 2 試験に関する件
- 3 学位審査に関する件
- 4 学生の指導および賞罰に関する件
- 5 教育課程に関する件
- 6 授業科目の編成および担当に関する件
- 7 各種委員の選出に関する件
- 8 学長の諮問事項に関する件
- 9 その他学事に関する件

② 議決の方法は、本研究科委員会の内規による。

- ③ 各専任者会議は、本条第1項に掲げる事項について、研究科委員会に議案を提出することができる。

第43条① 本研究科に法務研究科運営委員会（以下「本運営委員会」という。）を置く。

- ② 本運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 1 法務研究科委員長
- 2 法務研究科委員長の推薦に基づき、塾長が任命する法務研究科委員若干人
- 3 法務研究科委員以外の本塾に所属する教員であって、塾長が任命する者若干人
- 4 塾長が任命する塾外の有識者若干人

第44条 本運営委員会の委員長は、法務研究科委員長がこれに当たる。

第45条 本運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第46条 本運営委員会は、委員定数の3分の2以上の出席がなければこれを聞くことができない。

第47条① 本運営委員会は、以下の本研究科運営事項に関して、議決する。

- 1 本研究科委員長を推薦することに関する件
- 2 人事に関する件
- 3 予算立案および管理に関する件

② 議決の方法は、本運営委員会の内規による。

第48条① 本研究科委員会および本運営委員会に書記を置き議事録を作成させる。

- ② 議事録は、各委員長がそれぞれ保管する。

第11章 収容定員

第49条 本研究科の定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
法曹養成（法科大学院）	220	660
グローバル法務	30	30
計	250	690

第12章 教育施設

第50条① 本研究科に学生の教育および演習に必要な施設を置く。

② 学部および研究所の施設は、必要に応じ学生の研究および教育のために用いる。

第13章 科目等履修生、特別聴講生、特別短期留学生、研修生、法曹リカレント教育研修生および委託研修生

第51条① 本研究科委員会は、本研究科設置の科目につき、正規学生の学習および指導に支障のない範囲において、選考のうえ、本研究科の正規学生以外の者の聴講を認めることができる。

② 前項の定めにより聴講を許可された者を、科目等履修生という。

③ 科目等履修生は、別表3に定める登録料および聴講料を納入しなければならない。このほか、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

④ 科目等履修生は、その聴講科目につき試験を受けることができる。

第52条① 本研究科は、他大学大学院との協議に基づき、他大学大学院の学生で本研究科の授業科目を履修する者を、特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については、別に定める。

② 本研究科において交換留学生、国費外国人留学生またはこれに準ずる者を特別短期留学生として許可することがある。なお、特別短期留学生については、別に定める。

③ 特別短期留学生は、審査料、登録料および授業料等を別表7のとおり納入するものとする。

第53条 削除

第54条① 本研究科は、正規学生の学習および指導に支障のない範囲において、本研究科における研修指導を希望する専門職学位を取得した者を選考のうえ、研修生として受け入れることができる。

② 研修生は、別表4に定める登録料および研修指導料を納入しなければならない。実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

③ 第1項に定める研修生のうち、研修指導を受けず専ら自主学習のみを行う者を選考のうえ、特別研修生として受け入れることができる。

④ 特別研修生の受入期間、費用、取扱い等に関しては別に定める。

第54条の2 ① 本研究科は、正規学生の学習および指導に支障のない範囲において、本研究科における研修指導を希望する職業法曹（これに準じる者を含む。）を選考のうえ、法曹リカレント教育研修生として受け入れることができる。

② 法曹リカレント教育研修生は、別表5に定める登録料および研修指導料を納入しなければならない。実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

第55条 ① 本研究科は、他大学もしくは他大学院の教職に籍を有する者またはこれに準ずる者が、その大学もしくは大学院またはそれらに準ずる機関の委託により、本研究科に所属する特定の教授の研修指導を受けようとする場合、委託研修生としてこれを受け入れることができる。

② 委託研修生は、別表6に定める登録料および指導料を納入しなければならない。実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。

③ 委託研修生が授業を聴講する場合は、科目等履修生に準じて、別表3に定める聴講料を納入するものとする。

④ 授業の聴講は、研修指導教授の指示による。

⑤ 委託研修生は、図書館から図書の借り出しができる。

第56条 別段の定めのない限り、本学則は、科目等履修生、特別聴講生、特別短期留学生、研修生、法曹リカレント教育研修生および委託研修生にも準用する。

第14章 学年、学期および休校日

第57条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第58条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から翌年3月31日まで

第59条 ① 授業を行わない日（以下「休校日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休校日を変更し、または臨時に休校することができる。

1 日曜日

2 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」で定められた休日

3 福澤先生誕生記念日（1月10日）

4 開校記念日（4月23日）

5 春季休校（3月中旬から3月下旬まで）

6 夏季休校（7月下旬から9月下旬まで）

7 冬季休校（12月下旬から翌年1月上旬まで）

② 前項に定める春季・夏季・冬季の各休校期間の日の定めは、その都度公示する。

第15章 厚生保健施設および寄宿舎

第60条 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第18章および第19章に掲げる厚生保健および寄宿舎施設を本研究科学生にも使用させる。

第16章 賞 罰

第61条 人物および学業の優秀な者には授賞することがある。

第62条 この学則もしくはこれに基づいて定められた学内諸規則に違反し、または学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者については、懲戒として情状により、謹責、減点、停学または退学の処分をする。ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみこれを命ずるものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第17章 奨 学 制 度

第63条 本研究科に慶應義塾奨学規程に基づき奨学制度を置く。

第18章 改 廃 手 続

第64条 本学則の変更は、法務研究科委員会に諮り、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。ただし、第3章教育課程に関する規定の変更は、当該研究科委員会の決議に基づき大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

附 則

- ① この学則は、2025年4月1日から施行する。
- ② 各年度の在籍料、在籍基本料、授業料および施設設備費の額は、別に定める方式によるスライド制を適用、毎年本学則第30条および第31条にこれを規定する。

別表1 (第29条関係) 入学検定料 (単位:円)

研究科	入学検定料
法務研究科	35,000

別表2 (第30条関係) 授業料その他必要な費用 (単位:円)

1 2019年度以降の入学者適用

種別 研究科	入 学 金	在籍料 (毎年)	授業料 (毎年)	施設設備費 (毎年)
法務研究科 法曹養成専攻 (法科大学院)	100,000	320,000	1,180,000	210,000

種別 研究科	在籍基本料 (毎年)	授業料 (毎年)
法務研究科 グローバル法務専攻 (標準修業年限2年 の第2学年)	70,000 (70,000)	1,730,000 (1,040,000)

2 2016年度から2018年度までの入学者適用

種別 研究科	在籍料 (毎年)	授業料 (毎年)	施設設備費 (毎年)
法務研究科 法曹養成専攻 (法科大学院)	320,000	1,170,000	200,000

3 2013年度から2015年度までの入学者適用

種別 研究科	在籍料 (毎年)	授業料 (毎年)	施設設備費 (毎年)
法務研究科 第2学年	320,000	1,610,000	200,000
第3学年		1,610,000	

別表3（第51条関係）科目等履修生の登録料および聴講料（単位：円）

研究科 種 別	登 錄 料	聴 講 料 (1単位)
法務研究科	80,000	39,000

別表4（第54条関係）研修生の登録料および研修指導料（単位：円）

研究科 種 別	登 錄 料	研修指導料 (1か年)
法務研究科	80,000	1,510,000

別表5（第54条の2関係）法曹リカレント教育研修生の登録料および研修指導料（単位：円）

研究科 種 別	登 錄 料	研修指導料 (1か年)
法務研究科	80,000	195,000

別表6（第55条関係）委託研修生の登録料および指導料（単位：円）

研究科 種 別	登 錄 料	指 導 料 (1か年)
法務研究科	80,000	1,010,000

別表7（第52条関係）特別短期留学生の審査料、登録料および授業料（単位：円）

研究科 種 別	審 査 料	登 錄 料	授 業 料
法務研究科	18,000	80,000	1,185,000

